

第 2 0 5 回 役 員 会 議 事 次 第

I 日 時 令和5年6月21日（水）教育研究評議会終了後

II 場 所 オンライン会議

III 議 事

1 前回議事録の確認について

2 審議事項

- (1) 新たな学部等の設置について 【石原学長・谷副学長・香田副学長】 資料 1
- (2) 令和4年度自己点検・評価の結果について 【大学戦略課長】 資料 2
- (3) 共生社会創成機構の設置に伴う関係規則等の整備について 【大学戦略課長】 資料 3
- (4) 管理職員特別勤務手当に関する規程の制定について 【総務課長】 資料 4
- (5) 令和4事業年度決算について 【財務課長心得】 資料 5
- (6) 令和6年度概算要求について 【財務課長心得】 資料 6
- (7) その他

3 報告事項

- (1) 会計監査人の選任について 【監査室副室長】 資料 7
- (2) その他

IV 配付資料

- 資料 1 - 1 共生社会創成学部の概要
- 資料 1 - 2 カリキュラム案
- 資料 1 - 3 令和6年度教育研究組織改革分（組織整備）の概要
- 資料 2 - 1 令和4年度自己点検・評価について（概要）
- 資料 2 - 2 自己点検・評価書（案）
- 資料 3 - 1 共生社会創成機構の設置に伴う関係規則等の整備について
- 資料 3 - 2 国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則新旧対照表（案）
- 資料 3 - 3 国立大学法人筑波技術大学共生社会創成機構規程（案）
- 資料 4 管理職員特別勤務手当に関する規程の制定について（案）
- 資料 5 - 1 令和4事業年度財務諸表の概要
- 資料 5 - 2 令和4事業年度財務諸表
- 資料 5 - 3 令和4事業年度事業報告書
- 資料 5 - 4 令和4事業年度決算報告書

- 資料 6 - 1 令和 6 年度教育研究組織改革分（組織整備）の概要
- 資料 6 - 2 令和 6 年度共通政策課題分（基盤的設備等整備分）の概要
- 資料 7 国立大学法人における会計監査人の選任について（通知）

次回予定 令和 5 年 7 月 2 6 日（水）教育研究評議会終了後～

第204回国立大学法人筑波技術大学役員会議事録（案）

I 日 時 令和5年5月24日（水）16：45～17：35

II 場 所 オンライン（Zoom）会議

III 出席者等

- ・出席者 石原学長（議長）、酒井（貢）理事、四日市理事、長島理事
- ・陪席者 谷副学長、香田副学長、大島監事
- ・事務局 井手大学戦略課長（兼）総務課長、元井聴覚障害系支援課長、大滝視覚障害系支援課長、三村財務課長心得 他9名

IV 議 事

1 前回議事録の確認について

前回議事録は、原案のとおり確認された。

2 審議事項

（1）産業技術学部編入学の変更等に伴う学則の一部改正について

谷副学長から、資料1-1～2により、産業技術学部の入学試験において2年次編入を導入すること、また、学校教育法の改正を反映させるため学則の一部を改正する旨説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

3 報告事項

（1）新機構及び新学部の設置について

（2）令和4年度卒業時・修了時アンケートについて

（3）その他

報告事項（1）については、資料2-1～4により、新機構及び新学部設置に係る学内の検討状況及び文部科学省との事前相談の状況について、報告事項（2）については、資料3-1～3-3により、令和4年度卒業生・修了生に実施したアンケートの集計結果についてそれぞれ報告があった。

報告事項（3）その他において、令和6年度大学院技術科学研究科（修士課程）保健科学専攻学生募集要項の一部の表現について意見交換がなされ、学長より専攻で再検討をするよう指示することとなった。また、在学生や卒業生に対するアンケート方法や、新学部のカリキュラムについて意見交換がなされた。

以 上

共生社会創成学部の概要

基本概要

- ◆名 称 共生社会創成学部
- ◆開設予定時期 令和7年4月
- ◆学 位 「情報保障学」(社会学・工学分野)
- ◆入 学 定 員 15名(聴覚5名、視覚10名)
- ◆基 幹 教 員 12名以上(うち6名は教授)

教育方針

本学部では、理論と実践の両面から情報技術を基盤としたアクセシビリティ技術及び共生社会を創成するために必要な仕組みを学ぶ。

また、これらと並行して、本学部の特色であるプロジェクト実習を通じて課題解決能力・発信力を養う。

これにより、障害者の視点から、多様な人々が積極的に社会参加し貢献していくことができる共生社会の創成に必要な能力を身に付ける。

育成する人材像

本学部では、障害社会学及び情報科学を組み合わせ、多様な人々が能力を発揮できる共生社会の創成を目指す人材を育成する。

卒業後の進路

- 民間企業 ➡ 人事部(障害者、ダイバーシティ関連部署)、総務部(CSR関連部署)、企画部(経営戦略部署)、開発部(福祉機器、システム開発部署)
- 地方公共団体 ➡ 障害者・高齢者福祉関連部署、ダイバーシティ環境推進部署(首長直轄部署)
- 社会福祉協議会等
- 国の機関(省庁、直轄施設、等) ➡ 厚生労働省、総務省、デジタル庁等の障害者対策部署
- 社会支援団体等職員(障害者福祉団体、障害者団体、等)
- 進学(本学 情報アクセシビリティ専攻・産業技術学専攻・保健科学専攻/他大学 大学院)

カリキュラム案

共生社会創成学部 共生社会創成学科(視覚障害)

教養教育系科目

区分		科目名	授業方法	単位数	必修選択の別	履修年次	卒業所要単位数	担当教員	
教養教育系科目	総合科目	修学基礎	講義	2	必修	1	必修科目 2単位 選択科目 6単位以上		
		哲学	講義	2	選択	1			
		心理学	講義	2	選択	1			
		情報と社会環境	講義	2	選択	1			
		法律学	講義	2	選択	1			
	語学教育科目	外国語	英語A	演習	2	必修	1	必修科目 10単位 選択科目 3単位以上	
			英語B	演習	2	必修	1		
			英語C	演習	2	選択	2		
			英語D	演習	2	選択	2		
		日本語	オーラルコミュニケーション1(A)	演習	1	必修	1		
			オーラルコミュニケーション2(B)	演習	1	必修	1		
			オーラルコミュニケーション3(C)	演習	1	選択	2		
			オーラルコミュニケーション4(D)	演習	1	選択	2		
			日本語表現法A	演習	2	必修	1		
			日本語表現法B	演習	2	必修	1		
健康・スポーツ	健康・スポーツA	講義・実習	1	必修	1	必修科目 3単位 選択科目 1単位以上			
	健康・スポーツB	講義・実習	1	必修	1				
	健康・スポーツC	講義・実習	1	必修	2				
	健康・スポーツD	講義・実習	1	選択	2				
	シーズンスポーツA	講義・実習	1	選択	3・4				
	シーズンスポーツB	講義・実習	1	選択	3・4				
卒業に必要な修得単位数(教養教育系科目)							25単位		

共生社会創成学部 共生社会創成学科(聴覚障害)

教養教育系科目

区分		科目名	授業方法	単位数	必修選択の別	履修年次	卒業所要単位数	担当教員	
教養教育系科目	総合科目	修学基礎	講義	2	必修	1	必修科目 2単位 選択科目 6単位以上		
		哲学	講義	2	選択	1			
		心理学	講義	2	選択	1			
		情報と社会環境	講義	2	選択	1			
		法律学	講義	2	選択	1			
	語学教育科目	外国語	英語A	講義	2	必修	1	必修科目 10単位 選択必修科目 2単位 選択科目 3単位以上	
			英語B	講義	2	必修	1		
			英語C	講義	2	必修	2		
			英語D	講義	2	選択	2		
		手話言語	手話コミュニケーション入門	講義	2	選択必修	1		
			日本手話言語基礎	講義	2	選択必修	1		
			手話コミュニケーション演習	演習	1	選択	1		
			アメリカ手話言語1	講義	2	選択	1		
			アメリカ手話言語2	講義	2	選択	1		
			日本語表現法A	講義	2	必修	1		
健康・スポーツ	健康・スポーツA	講義・実技	1	必修	1	必修科目 3単位 選択科目 1単位以上			
	健康・スポーツB	講義・実技	1	必修	1				
	健康・スポーツC	講義・実技	1	必修	2				
	健康・スポーツD	講義・実技	1	選択	2				
	シーズンスポーツA	講義・実技	1	選択	3・4				
	シーズンスポーツB	講義・実技	1	選択	3・4				
卒業に必要な修得単位数(教養教育系科目)							27単位		

データサイエンス科目

区分		科目名	授業方法	単位数	必修選択の別	履修年次	卒業所要単位数	担当教員
データサイエンス	基礎科目	情報基礎・演習1	講義	3	必修	1	必修科目 8単位 選択科目 3単位以上	
		情報基礎・演習2	演習	3	必修	1		
		数学基礎	講義	2	必修	1		
		数学基礎演習	演習	1	選択	1		
		データサイエンス	講義	2	選択	1		
		社会調査論	講義	2	選択	2		
		統計確率	講義	2	選択	2		
卒業に必要な修得単位数(データサイエンス科目)							11単位	

データサイエンス科目

区分		科目名	授業方法	単位数	必修選択の別	履修年次	卒業所要単位数	担当教員
データサイエンス	基礎科目	情報リテラシー	講義	2	必修	1	必修科目 6単位 選択科目 3単位以上	
		コンピュータシステム概論	講義	2	必修	1		
		数学基礎	講義	2	必修	1		
		数学基礎演習	演習	1	選択	1		
		データサイエンス	講義	2	選択	1		
		社会調査論	講義	2	選択	2		
		統計確率	講義	2	選択	2		
卒業に必要な修得単位数(データサイエンス科目)							9単位	

専門教育系科目

区分		科目名	授業方法	単位数	必修選択の別	履修年次	卒業所要単位数	担当教員		
専門教育系科目	障害社会学系科目	社会学	講義	2	必修	1	必修科目 30単位 選択科目 15単位以上			
		社会福祉学	講義	2	必修	1				
		共生社会論	講義	2	必修	1		要求教員(1)		
		障害の特性と理解	講義	2	必修	1				
		ダイバーシティの理解	講義	2	必修	2				
		法制度の仕組みと福祉	講義	2	必修	2		要求教員(1)		
		障害者教育の実態(特別支援教育)	講義	2	必修	2				
		情報社会と情報倫理	講義	2	選択	2				
		教育とダイバーシティ	講義	2	必修	2		要求教員(1)		
		障害者の就労と社会	講義	2	必修	2				
		異文化コミュニケーション	演習	2	選択	2~4				
		共生社会演習1	講義	2	必修	3		要求教員(2)		
		共生社会演習2	講義	2	必修	3		要求教員(2)		
		障害者生活環境論	講義	2	選択	3				
		共生社会と支援(支援技術学演習B)	講義	2	選択	3				
	福祉用具とICT	演習	2	選択	3	要求教員(1)				
	障害者スポーツ	演習	2	選択	3					
	国際障害者論	演習	2	選択	3					
	Practical English	講義	2	選択	3					
	インターンシップ特別実習A	実習	2	選択	3					
	インターンシップ特別実習B	実習	2	選択	4					
	情報科学系科目	情報アクセシビリティ(視覚障害系)	視覚障害学概論	講義	2	必修	1	必修科目 15単位 選択科目 9単位以上		
			視覚障害者社会参加論	講義	2	必修	1			
			点字の理論と実際	講義	2	必修	1			
			障害補償演習1	演習	1	選択	1			
			障害補償演習2	演習	1	選択	1			
		視覚障害者リハビリテーション論	講義	2	選択	2				
		プレゼンテーション演習	演習	2	必修	2				
		環境マネジメント(視覚障害)	講義	2	選択	3				
		手話と聴覚障害支援技術	演習	2	選択	3				
情報科学系科目		情報科学系科目	プログラミング基礎	講義	2	必修	1		必修科目 17単位 選択科目 7単位以上	要求教員(3)
			情報科学概論	講義	2	必修	2			
			データベース基礎	講義	2	必修	2			
			ウェブテクノロジーとセキュリティ	講義	2	必修	2			
			ウェブデザイン	講義	2	必修	2			
			人工知能基礎	講義	2	必修	2			
	アルゴリズムとデータ構造		講義	2	選択	2	要求教員(3)			
	データ解析法		講義	2	選択	3				
	プログラミング応用		講義	2	選択	3				
	ヒューマンインタフェース		講義	2	選択	3				
情報保障工学系	情報保障工学系	移動支援工学演習	演習	1	選択	1	必修科目 12単位	要求教員(3)		
		情報アクセシビリティ(視覚障害)	講義	2	必修	1				
		情報アクセシビリティ演習(視覚障害)	演習	1	必修	1				
		障害者サポート技法	講義	2	選択	3				
		オペレーションズリサーチ	講義	2	選択	3				
共生社会創成	共生社会創成	共生社会創成プロジェクト実習A	演習	2	選択	2	必修科目 12単位	要求教員(2)		
		共生社会創成プロジェクト実習B	演習	3	必修	3		要求教員(2)他		
		共生社会創成プロジェクト実習C	演習	3	必修	3		要求教員(2)他		
		共生社会創成特別研究1	演習	3	必修	4				
		共生社会創成特別研究2	演習	3	必修	4				
各区分の最低取得単位の他に、障害社会学系科目、情報科学系科目、共生社会創成プロジェクト系科目及び産業技術学部情報システム学科の指定科目から8単位以上選択							8単位以上			

開講単位数 153単位

専門教育系科目

区分		科目名	授業方法	単位数	必修選択の別	履修年次	卒業所要単位数	担当教員		
専門教育系科目	障害社会学系科目	社会学	講義	2	必修	1	必修科目 30単位 選択科目 15単位以上			
		社会福祉学	講義	2	必修	1				
		共生社会論	講義	2	必修	1		要求教員(1)		
		障害の特性と理解	講義	2	必修	1				
		ダイバーシティの理解	講義	2	必修	2				
		法制度の仕組みと福祉	講義	2	必修	2		要求教員(1)		
		障害者教育の実態(特別支援教育)	講義	2	必修	2				
		情報社会と情報倫理	講義	2	選択	2				
		教育とダイバーシティ	講義	2	必修	2		要求教員(1)		
		障害者の就労と社会	講義	2	必修	2				
		異文化コミュニケーション	演習	2	選択	2~4				
		共生社会演習1	講義	2	必修	3		要求教員(2)		
		共生社会演習2	講義	2	必修	3		要求教員(2)		
		障害者生活環境論	講義	2	選択	3				
		共生社会と支援(支援技術学演習B)	講義	2	選択	3				
	福祉用具とICT	演習	2	選択	3	要求教員(1)				
	障害者スポーツ	演習	2	選択	3					
	国際障害者論	演習	2	選択	3					
	Practical English	講義	2	選択	3					
	インターンシップ特別実習A	実習	2	選択	3					
	インターンシップ特別実習B	実習	2	選択	4					
	情報科学系科目	情報アクセシビリティ(聴覚障害系)	情報保障概論(聴覚障害)	講義	2	必修	1	必修科目 17単位 選択科目 7単位以上		
			聴覚科学	講義	2	必修	2			
			ろう・難聴者の社会参加	講義	2	選択	2			
			日本語社会とコミュニケーション	講義	2	選択	2			
			情報保障技術と活用	講義	2	必修	3			
		セルフアドボカシー(スキル)演習	演習	2	必修	3				
		就職活動支援	講義	2	選択	3				
		点字と視覚障害支援技術	演習	2	選択	3				
		ライフキャリア	演習	2	選択	4				
情報科学系科目		情報科学系科目	プログラミング基礎	演習	2	必修	1		必修科目 17単位 選択科目 7単位以上	
			情報科学概論	講義	2	必修	2			
			データベース基礎	講義	2	必修	2			
			ウェブテクノロジーとセキュリティ	講義	2	必修	2			
			ウェブデザイン	講義	2	必修	2			
			人工知能基礎	講義	2	必修	2			
	アルゴリズムとデータ構造		講義	2	選択	2				
	データ解析法		講義	2	選択	3				
	プログラミング応用		講義	2	選択	3				
	ヒューマンインタフェース		講義	2	選択	3				
情報保障工学系	情報保障工学系	支援技術学論・演習	演習	2	必修	3	必修科目 12単位			
		情報保障技術学(聴覚障害)	講義	2	必修	3				
		情報保障技術学演習(聴覚障害)	演習	1	必修	3				
		情報保障システム工学(聴覚障害)	講義	2	選択	3				
		情報保障システム工学演習(聴覚障害)	演習	1	選択	3				
共生社会創成	共生社会創成	共生社会創成プロジェクト実習A	演習	2	選択	2	必修科目 12単位	要求教員(2)		
		共生社会創成プロジェクト実習B	演習	3	必修	3		要求教員(2)他		
		共生社会創成プロジェクト実習C	演習	3	必修	3		要求教員(2)他		
		共生社会創成特別研究1	演習	3	必修	4				
		共生社会創成特別研究2	演習	3	必修	4				
各区分の最低取得単位の他に、障害社会学系科目、情報科学系科目、共生社会創成プロジェクト系科目及び産業技術学部産業情報学系支援技術学コース並びに産業技術学部総合デザイン学科支援技術学コースの指定科目から8単位以上選択							8単位以上			

開講単位数 158単位

令和6年度要求教員数 【要求教員数】 3人

教育研究組織の概要

●法人内における位置づけや役割
障害者を含めた共生社会創成に向けた教育研究機能を強化するために、学長室、特命学長補佐、産業技術学部、保健科学部及び障害者高等教育研究支援センターに分散している機能を集約し、「共生社会創成機構」を新設する。このことは、第4期中期目標・中期計画において、「社会との共創」に独自目標を立て、幅広い層の障害者（とりわけ聴覚・視覚障害者）とその関係者を対象とした、横断的支援・縦断的支援を中核に据えた本学の方針に合致し、法人の基本的な目標として、社会に貢献する障害者人材を育成すると同時に、障害者とその能力を發揮し活躍する社会の発展に寄与することを掲げる本学にとって、本機構設置は重要な取組の一つとして位置付けている。

●教員体制
社会との共創事業の実施のため、外部資金と学長裁量ポスト・スペースとして、すでに5名の特任教員・研究員を配置している。この事業の運営は、学長室、特命学長補佐、障害者高等教育研究支援センターの教員が担当している。この組織体制（共生社会創成機構）を強化するために必要な分野の専門教員を新たに招聘（新規要求ポスト3名）する。

●他の組織との連携内容
本学と連携協力関係にある企業・団体・大学等と共創し、多様性に富んだ社会の形成・発展に向けて、ユニバーサルデザインの技術推進のための教育やその普及啓発活動を行うとともに、障害者の社会参画を促進するために情報コミュニケーション支援のための教育研究を行い、教育研究機能の活性化はもとより、学生の育成等も行う。

教育研究組織の教員の配置状況

教員の配置状況
※()は外国人数員数、[]は若手教員数、<>は全学的な研究マネジメントを担う者の数

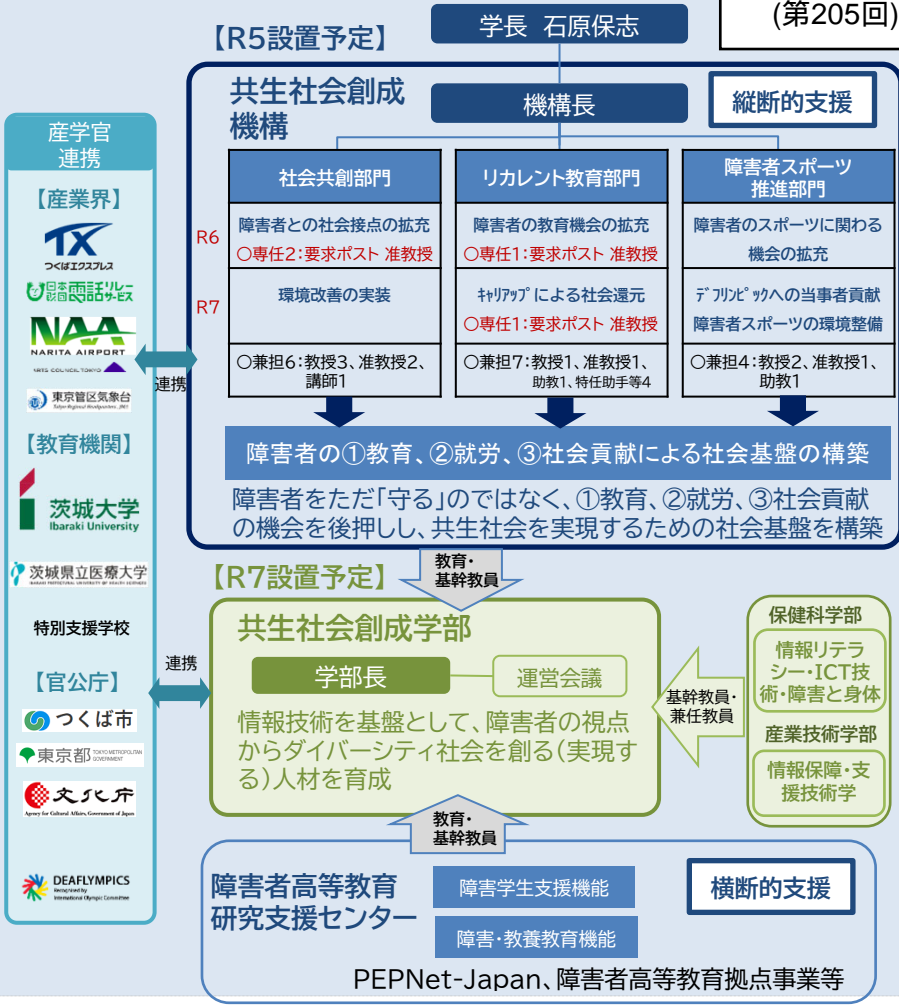
教員数	うち、組織整備における措置人数	うち、学内からの振替人数	うち、学外からの新規採用
20人(0人) [5人]<0人>	3人(0人) [1人]<0人>	17人(0人) [4人]<0人>	3人(0人) [1人]<0人>

措置教員等の状況（役割等）

【教育研究組織の教員体制についての考え方】
徹底対話でも掲げた「技大生65万人計画」の実現に向けて、横断的支援・縦断的支援、特に縦断的支援の強化を図る。基軸となる事業は、共生社会の推進、リカレント教育、キャリア支援、産学連携であり、ダイバーシティ社会の実現に向けた取組を行う。将来的には、障害者自らがダイバーシティ社会環境醸成に寄与する人材を育成する学部（共生社会創成学部）の教育も担う。

【新規要求教員等の必要性・役割】

■社会共創部門	■リカレント教育部門	■必要性・役割
<ul style="list-style-type: none"> 情報アクセシビリティ・社会福祉学を専門とする教員 1名 サービスマーケティング（社会貢献・協働型学習）を専門とする教員 1名 	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害に対する支援技術を専門とする教員 1名 	持続可能でかつ実質的に障害に対応できる産学官連携、リカレント教育に必要なマネジメント、コーディネートに中心的な役割を担う。



組織整備を行う必然性・必要性

【必然性・必要性】

2021年3月の障害者の法定雇用率の引き上げ、2022年5月の障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の公布・施行等により、障害者がより社会で活躍するためのハード面での環境整備は進んでいるものの、障害に対する理解不足等に起因する社会的障壁に直面する障害者は少なくなく、情報技術を基盤として、障害者の視点からダイバーシティ社会を創る人材の育成が喫緊の課題になっている。これらの産業界や地域のニーズを踏まえ、聴覚障害者・視覚障害者のための国立大学である本学は、「共生社会創成機構」を設置するとともに、新たに「共生社会創成学部」を設置し、人材育成機能を強化することで、我が国のダイバーシティ社会の創成をリードする高度人材の育成を図るものである。

【これまでの成果・実績】

- ・ 首都圏新都市鉄道株式会社との連携協定の締結及び連携事業として同社社員向けに本学学生が講師となったユニバーサルデザイン研修の実施
- ・ 一般財団法人日本財団電話リレーサービスとの連携協定の締結及び共同研究の実施
- ・ 文部科学省リカレント事業「就職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業」及び「DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業」の受託及び当該リカレント事業の延べ受講者が94名（部分受講者含む）
- ・ 障害者スポーツイベントの開催 令和4年度の参加者は延べ243名

学内の資源再配分の状況

【当該組織整備に係る資源再配分の状況】

本事業の実施に至るまで、本学では共生社会の実現を目指して、令和元年度から令和3年度まで学長裁量経費においてリカレント教育事業のために10,000千円を重点措置するとともに、1名の教員を新規に措置している。令和4年度（第4期）は社会との共創に関して、中核的な役割を果たす特命学長補佐を7名配置するとともに、学長直下の学長室において、社会との共創に係る取組を全学的にとりまとめ、推進している。令和5年度からは、社会共創機能をさらに強化するために、学長採用ポストとして1名の教員を新たに措置することとしている。

- ・ 社会共創部門 8（専任2（新規要求2）、兼担6）
- ・ リカレント教育部門 8（専任1（新規要求1）、兼担7）
- ・ 障害者スポーツ推進部門 4（兼担4）

【全学的な資源再配分の仕組み】

第4期中期目標期間において、学長が更なる大学の機能強化構想を実現していくため、中長期的な人事計画の策定及び学長裁量経費の見直しを行い、新しい組織整備の準備と社会との共創に関する研究の活性化を進めており、ISee Projectや博物館の手話ガイド育成支援プロジェクトが高い評価を得ている。また、若手研究者支援事業を開始し、資金配分された研究者が科学研究費助成事業の採択を受けるなどの成果をあげている。

組織整備により期待される成果・効果

（教育面）

共生社会創成機構（R5）、共生社会創成学部（R7）を中心として、共生社会の創成に向けて、現代社会、自身を含めた障害者、情報アクセシビリティに関する専門知識と課題解決力・発信力を有し、障害者の視点から、多様な人々が積極的に社会参加し貢献していく仕組みを構築することができる人材を輩出する。さらに、聴覚又は視覚に障害のある社会人の就労支援を継続・発展させ、スキルアップやキャリアアップに関する学びの場を提供するとともに、働きながら学位を取得できる体制を構築する。

（研究面）

共生社会創成機構を核として、本学が掲げる縦断的支援の取組をさらに推進し、首都圏新都市鉄道、日本財団電話リレーサービス、東京管区気象台などの社会インフラに関係する学外組織との連携を強化し、本学の教育フィールドで培われた知見を科学的に検証、発展させ、障害者を取り残さない社会変革のための具体的知見、技術を提供する。また、学外組織との連携事業を発展させ、ユニバーサルデザインやアクセシビリティに関する共同研究、産学官の連携による外部資金の獲得、これらの研究成果を社会に発信し、産業、医療の発展に寄与する。

成果に係るKPI

- ① **教育**：障害理解や高等教育に関する学修経験を年間300名以上の生徒に提供することにより、特別支援学校からの大学進学率を3ポイント増加させる。（令和5年度比）
- ② **就労**：障害者の就労に関する説明会等を通じて、年間150社以上に障害理解に関する啓発活動を行うことで、ハローワークが公表する障害者の職業紹介件数を3%増加させる。（令和5年度比）
- ③ **社会貢献**：企業との連携や社会貢献事業（デフリンピック関連等）を年間15件以上実施し、これらのノウハウを活用して、障害者や取り巻く人々を対象とした、新しい教育・研修プログラムを開発する。

KPI設定の根拠・考え方

- ① **教育**：特別支援学校高等部（聴覚障害・視覚障害）の卒業生（令和4年度学校基本調査：聴覚442名、視覚232名）の約50%にあたる300名を目標として取り組むことで、大学進学率の向上を目指す。
- ② **就労**：第3期においては年間120社を目標に掲げていたが、本機構においてはその25%増加分にあたる150社を目標として取り組むことで、職業紹介件数の増加を目指す。
- ③ **社会貢献**：第3期は年間3件程度だった連携事業件数を5倍の15件に増加させることで、教育研究ノウハウを蓄積し、障害当事者だけでなく、取り巻く人々も対象とした新しい教育・研修プログラムの開発を目指す。

令和 4 年度自己点検・評価について（概要）

1 自己点検・評価の実施方法について

自己点検・評価は、令和 6 年度に受審を計画している独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）による大学機関別認証評価を見据えて、機構の大学評価基準を準用して行っている。令和 4 年度は、規程で毎年実施することとなっている領域 2・5・6・7 を対象に実施した。

【令和 4 年度自己点検・評価の指摘事項（案）一覧】

領域・基準 (対象)	指摘事項
5-3 (保健科学部、研究科)	実入学者数が入学定員を大幅に下回っている（70%未満）
6-8 (両学部)	標準修業年限内の卒業（修了）率が低い（80%未満）
7-2 (教職課程)	シラバスに、授業科目の成績評価基準、事前学習と事後学習の内容が未記載 ※R5 年度シラバスで改善済
7-3 (教職課程)	シラバスに、成績評価基準に基づく評語と到達目標との達成水準が明らかにされていない ※R5 年度シラバスで改善済

2 令和 4 年度自己点検・評価結果公表までのスケジュール

- 6 月 12 日(月) 評価室会議
- 6 月 15 日(木) 部局長会議
- 6 月 20 日(火) 経営協議会
- 6 月 21 日(水) 教育研究評議会、役員会
- 6 月下旬～7 月上旬予定 大学 HP において結果公表

【参考】

学校教育法第 109 条第 1 項

大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第 5 項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

自己点検・評価書(案)

令和5年6月

筑波技術大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
	領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	
	領域2 内部質保証に関する基準	
	領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	
	領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	
	領域5 学生の受入に関する基準	
	領域6 教育課程と学習成果に関する基準	
	基準の判断 総括表	
	産業技術学部	
	保健科学部	
	技術科学研究科	
	領域7 教育研究上の基本組織に関する基準（教職課程）	

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 筑波技術大学
 (2) 所在地 茨城県つくば市
 (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	産業技術学部、保健科学部
大学院課程	技術科学研究科

- (4) 学生数及び教員数（令和4年5月1日現在）

学生数	学部315人、大学院15人
教員数	専任教員数：104人、助手数：0人

2 大学等の目的

1 大学の目的

筑波技術大学は、聴覚・視覚障害者のための高等教育機関として個々の学生の障害や個性に配慮しつつ、障害を補償した教育を通じて、幅広い教養と専門的な職業能力を合わせもつ専門職業人を養成し、両障害者の社会的自立と社会貢献できる人材の育成を図るとともに、新しい教育方法を開発し障害者教育の改善に資することを目的とする。(学則第1条)

2 学部の目的

(1) 産業技術学部

聴覚障害者を対象とし、その教育を通して社会の各分野においてリーダーとして貢献できる人材を育成することにより、聴覚障害者の社会的地位を向上させるとともに、技術革新が進む情報社会の中で十分に活躍し、社会全体の環境整備に貢献できる専門職業人を育てていく。(学則第3条第2項第1号)

(2) 保健科学部

視覚障害者を対象とし、その教育を通して社会の各分野においてリーダーとして貢献できる人材を育成することにより、視覚障害者の社会的地位を向上させるとともに、東西医学統合医療及び情報の連携を図り、情報化・高齢化が進む現代社会において活躍できる人を育てていく。(学則第3条第2項第1号)

3 大学院の目的

筑波技術大学大学院は、学部における一般的教養及び専門教育を基盤として、広い視野に立って精深な学識を修め、専門分野における理論と応用の研究能力及び教育実践の場における教育研究の推進者としての能力を養成することを目的とする。(学則第41条)

3 特徴

本学の前身である「筑波技術短期大学」は、昭和62年10月、聴覚・視覚障害者のみを対象とする我が国初の高等教育機関（3年制短期大学）として設置され、平成2年度から聴覚障害関係学科、平成3年度から視覚障害関係学科の学生を受け入れてきた。

教育の専門分野は、聴覚障害者については、社会自立に長年の実績をもつ職業分野（デザイン、機械）及び将来有望であると考えられる職業分野（建築、電子情報）を、視覚障害者については、社会自立に長年の実績をもつ職業分野（鍼灸、理学療法）及び将来有望であると考えられる職業分野（情報処理）を選んで編成された。

平成16年4月の国立大学法人化後、平成17年10月には筑波技術短期大学が改組転換され、新たに4年制「国立大学法人筑波技術大学」が設置された。さらに、平成22年4月には4年制大学としての第1期生の卒業に合わせて、聴覚・視覚障害者のみを対象とする大学院としては世界で初めての技術科学研究科（修士課程）が設置され、学生の受け入れを開始している。

また、平成26年4月には日本で唯一、日本で初めての「情報保障学」を学べる大学院として、情報アクセシビリティ専攻が設置され、本学で初めて障害による出願資格を設けないこととした。

本学は、聴覚・視覚障害者のための高等教育機関として「職業技術に関する教育研究を行い、幅広い教養と専門的な技術とを有する専門職業人を育成し、両障害者の社会自立を促進することにより、社会福祉の一層の前進を図ること」及び「最新の科学技術を応用して、障害の特性に即した教育方法を開発し、障害者教育全般の向上に貢献すること」を目的としている。

近年では、聴覚と視覚の両方に障害のある学生も受け入れており、開学以来、「目や耳からの情報の取得に制限のある学生がバリアのない教育環境で思う存分勉強し、持っている能力を開花させ、より良い社会自立をしてほしい」という教職員、そして多くの人々の願いの中で、障害補償システムや教育方法の開発・研究、そして教職員の資質向上等により、両障害者が大学教育の内容を確実に履修できる環境、豊かな学生生活を送ることができる環境を整備し、卒業後、専門職業人として社会参画・貢献できる人材の養成に成果を上げるなど、全国の障害者教育の推進に先導的かつ中核的役割を果たしている。

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

：「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目2-1-1】 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1）		
	・明文化された規定類 2-1-1_国立大学法人筑波技術大学内部質保証に関する規程	第3条	
【分析項目2-1-2】 それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	・教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2）		
	・明文化された規定類 2-1-1_国立大学法人筑波技術大学内部質保証に関する規程	第3条	再掲
	・評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの）		
【分析項目2-1-3】 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	・質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3）		
	・明文化された規定類 2-1-1_国立大学法人筑波技術大学内部質保証に関する規程	第3条	再掲
【分析項目2-1-4】 研究活動、地域貢献活動又は教育の国際化の組織的取組が行われている場合には、その質保証について責任をもつ体制を整備していること（より望ましい取組として分析）	・研究活動、地域貢献活動及び教育の国際化の組織的取組の質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-4）		
	・明文化された規定類 2-1-4-01_学術・研究委員会規程		
	2-1-4-02_国際交流加速センター規程		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・明文化された規定類 2-1-1_国立大学法人筑波技術大学内部質保証に関する規程	第4条	再掲
[分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること	・教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2） 2-1-1_国立大学法人筑波技術大学内部質保証に関する規程	第4条	再掲
	・明文化された規定類		
[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3）		
	・明文化された規定類 2-1-1_国立大学法人筑波技術大学内部質保証に関する規程	第4条	再掲
[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4）		
	・明文化された規定類 2-1-1_国立大学法人筑波技術大学内部質保証に関する規程	第4条	再掲
[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5）		
	・明文化された規定類 2-1-1_国立大学法人筑波技術大学内部質保証に関する規程	第6条	再掲

【分析項目2-2-6】 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること	・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6）		
	・明文化された規定類		
	2-1-1_国立大学法人筑波技術大学内部質保証に関する規程	第6条	再掲
【分析項目2-2-7】 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること	・明文化された規定類		
	2-1-1_国立大学法人筑波技術大学内部質保証に関する規程	第6条	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果を上げていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1）		
[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制の中で、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
[分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制の中で、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等 ・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。		
[分析項目2-3-4] 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	・該当する第三者による検証等の報告書		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目2-4-1】 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・明文化された規定類		
	2-1-1_国立大学法人筑波技術大学内部質保証に関する規程	第3条	再掲
	・新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等にあたって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）		
	・明文化された規定類		
	2-5-1-01_国立大学法人筑波技術大学教員選考基準規程（非公表）		
	2-5-1-02_国立大学法人筑波技術大学教育職員の選考に関する細則（非公表）		
	・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-1-02_国立大学法人筑波技術大学教育職員の選考に関する細則（非公表）		再掲
[分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあっては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-1-02_国立大学法人筑波技術大学教育職員の選考に関する細則（非公表）		再掲
	・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2）		
	・明文化された規定類		
	2-5-2-01_国立大学法人筑波技術大学教員の活動状況評価に関する規程（非公表）		
	2-5-2-02_教員の活動状況評価に関する申合せ（非公表）		
[分析項目2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	2-5-2-03_国立大学法人筑波技術大学年俸制業績評価に関する規程（非公表）		
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-04_国立大学法人筑波技術大学年俸制教員の業績評価に関する実施要項（非公表）		
	2-5-2-05_教員の活動状況評価委員会議事要旨（非公表）		
	2-5-2-06_年俸制教員評価実施委員会議事要旨（非公表）		
	・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3）		
[分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	・反映される規定がある場合は明文化された規定類		
	2-5-3-01_教育職員の勤労手当に係る勤務成績優秀者の選考について（非公表）		
	2-5-3-02_国立大学法人筑波技術大学年俸制適用職員給与規程（非公表）		
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）		
[分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	2-5-2-03_国立大学法人筑波技術大学年俸制業績評価に関する規程（非公表）		再掲
	2-5-2-04_国立大学法人筑波技術大学年俸制教員の業績評価に関する実施要項（非公表）		再掲
	・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4）		

【分析項目2-5-5】 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること	・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式2-5-5） ・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料		
	2-5-5-01_事務局各課の事務分掌について		
	2-5-5-02_事務組織図		
	・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料 2-5-5-02_事務組織図		再掲
	・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料 2-5-5-03_TA活動状況 2-5-5-04_SA活動状況		
【分析項目2-5-6】 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること	・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6） ・TA等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料 2-5-6_TA・SAの心得		
	【特記事項】		
	① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

：「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目5-1-1】 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料 5-1-1_アドミッションポリシー		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目5-2-1】 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）		
	・入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料		
	5-2-1-01 産業技術学部・保健科学部入学者選抜実施体制表(非公表)		
	5-2-1-02 大学院技術研究科各専攻入学者選抜実施体制表(非公表)		
	5-2-1-03 学部・大学院小委員会名簿(非公表)		
	・入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
	5-2-1-04 産業技術学部・保健科学部入学者選抜実施要項(非公表)		
	5-2-1-05 産業技術学部・保健科学部入学者選抜要項(非公表)		
	5-2-1-02 大学院技術研究科各専攻入学者選抜実施体制表(非公表)		再掲
	・面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）		
5-2-1-06 面接検査実施の方法等(非公表)			
5-2-1-07 口頭質問検査手順の方法等(非公表)			
5-2-1-08 学部・大学院遠隔地面接試験等に関する申し合わせ(非公表)			
【分析項目5-2-2】 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	・学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの		
	5-2-1-09 令和7年度入学者選抜にかかる予告(非公表)		
	・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料		
	5-2-2-01 入学試験委員会規程(非公表)		
5-2-2-02 大学院入学試験委員会規程(非公表)			
・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等			
5-2-2-03 保健科学部入試委員会議事要旨(非公表)			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目5-3-1】 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式2		
	・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料		
	5-3-1-01 令和4年度第2回監査資料 5-3-1-02 令和5年度入学者選抜実施状況		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たさない			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】 保健科学部保健学科鍼灸学専攻及び保健科学部全体、技術科学研究科産業技術学専攻において、実入学者が入学定員を大幅に下回っている（70%未満）。これに対して、オンライン説明会の実施など広報活動の充実や、高校での出前授業、試験日程の前倒しなど、引き続き学生募集活動の強化に取り組んでいる。また、新たな志願者の獲得を目指し、共生社会の創成を目指す人材を育成するための新学部の設置を進めている。			

認証評価共通基礎データ様式【大学(専門職大学含む)用】様式2(令和4年5月1日現在)

学部名	学科名	項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	入学定員に対する平均比率	備考
産業技術学部	産業情報学科	志願者数	41	46	47	65	42		
		合格者数	25	34	38	36	33		
		入学者数(A)	25	33	36	35	33	93%	
		入学定員(B)	35	35	35	35	35		
		入学定員充足率(A/B)	71%	94%	103%	100%	94%		
		在籍学生数(C)	142	141	143	145	146		
		収容定員(D)	140	140	140	140	140		
	収容定員充足率(C/D)	101%	101%	102%	104%	104%			
	総合デザイン学科	志願者数	16	29	23	13	25		
		合格者数	12	16	16	12	15		
		入学者数(E)	10	16	16	11	14	89%	
		入学定員(F)	15	15	15	15	15		
		入学定員充足率(E/F)	67%	107%	107%	73%	93%		
		在籍学生数(G)	53	52	53	55	63		
収容定員(H)		60	60	60	60	60			
収容定員充足率(G/H)	88%	87%	88%	92%	105%				
産業技術学部 合計	志願者数	57	75	70	78	67			
	合格者数	37	50	54	48	48			
	入学者数(I)	35	49	52	46	47	92%		
	入学定員(J)	50	50	50	50	50			
	入学定員充足率(I/J)	70%	98%	104%	92%	94%			
	在籍学生数(K)	195	193	196	200	209			
	収容定員(L)	200	200	200	200	200			
	収容定員充足率(K/L)	98%	97%	98%	100%	105%			

学部名	学科名	項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	入学定員に対する平均比率	備考
保健科学部	保健学科鍼灸 学専攻	志願者数	9	8	4	7	9	32%	
		合格者数	9	7	4	5	9		
		入学者数(A)	8	7	3	5	9		
		入学定員(B)	20	20	20	20	20		
		入学定員充足率(A/B)	40%	35%	15%	25%	45%		
		在籍学生数(C)	52	48	28	28	28		
		収容定員(D)	80	80	80	80	80		
	収容定員充足率(C/D)	65%	60%	35%	35%	35%			
	保健学科理学 療法学専攻	志願者数	8	14	11	7	5	74%	
		合格者数	7	10	9	7	5		
		入学者数(E)	7	10	9	7	4		
		入学定員(F)	10	10	10	10	10		
		入学定員充足率(E/F)	70%	100%	90%	70%	40%		
		在籍学生数(G)	35	34	34	35	32		
		収容定員(H)	40	40	40	40	40		
	収容定員充足率(G/H)	88%	85%	85%	88%	80%			
	情報システム学 科	志願者数	27	26	26	26	14	114%	
		合格者数	12	12	12	11	10		
		入学者数(E)	12	12	12	11	10		
		入学定員(F)	10	10	10	10	10		
		入学定員充足率(E/F)	120%	120%	120%	110%	100%		
在籍学生数(G)		45	46	44	48	46			
収容定員(H)		40	40	40	40	40			
収容定員充足率(G/H)	113%	115%	110%	120%	115%				
保健科学部 合計	志願者数	48	41	40	28	28	63%		
	合格者数	29	25	23	24	24			
	入学者数(I)	27	29	24	23	23			
	入学定員(J)	40	40	40	40	40			
	入学定員充足率(I/J)	68%	73%	60%	58%	58%			
	在籍学生数(K)	132	128	106	111	106			
	収容定員(L)	160	160	160	160	160			
	収容定員充足率(K/L)	83%	80%	66%	69%	66%			

学部名	学科名	項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	入学定員に対する平均比率	備考
技術科学研究科	産業技術学専攻	志願者数	0	3	2	2	1	40%	
		合格者数	0	3	2	2	1		
		入学者数(A)	0	3	2	2	1		
		入学定員(B)	4	4	4	4	4		
		入学定員充足率(A/B)	0%	75%	50%	50%	25%		
		在籍学生数(C)	6	3	5	7	4		
		収容定員(D)	8	8	8	8	8		
	収容定員充足率(C/D)	75%	38%	63%	88%	50%			
	保健科学専攻	志願者数	7	6	3	4	2	127%	
		合格者数	6	6	3	4	2		
		入学者数(E)	6	6	2	3	2		
		入学定員(F)	3	3	3	3	3		
		入学定員充足率(E/F)	200%	200%	67%	100%	67%		
		在籍学生数(G)	8	12	9	6	5		
		収容定員(H)	6	6	6	6	6		
	収容定員充足率(G/H)	133%	200%	150%	100%	83%			
	情報 テイク 専攻 セン ビリ	志願者数	10	10	4	5	5	88%	
		合格者数	8	7	2	4	2		
		入学者数(E)	7	7	2	4	2		
		入学定員(F)	5	5	5	5	5		
		入学定員充足率(E/F)	140%	140%	40%	80%	40%		
在籍学生数(G)		15	15	9	9	6			
収容定員(H)		10	10	10	10	10			
収容定員充足率(G/H)	150%	150%	90%	90%	60%				
技術科学研究科 合計	志願者数	19	9	11	8	8	82%		
	合格者数	16	7	10	5	5			
	入学者数(I)	13	16	6	9	5			
	入学定員(J)	12	12	12	12	12			
	入学定員充足率(I/J)	108%	133%	50%	75%	42%			
	在籍学生数(K)	29	30	23	22	15			
	収容定員(L)	24	24	24	24	24			
	収容定員充足率(K/L)	121%	125%	96%	92%	63%			

<編入学>

学部名	学科名	項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備考
産業技術学部	産業情報学科	入学者数(2年次)	-	-	-	-	-	
		入学定員(2年次)	-	-	-	-	-	
		入学者数(3年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(3年次)	0	0	0	0	0	
		入学者数(4年次)	-	-	-	-	-	
		入学定員(4年次)	-	-	-	-	-	
	総合デザイン学科	入学者数(2年次)	-	-	-	-	-	
		入学定員(2年次)	-	-	-	-	-	
		入学者数(3年次)	-	-	-	-	-	
		入学定員(3年次)	-	-	-	-	-	
		入学者数(4年次)	-	-	-	-	-	
		入学定員(4年次)	-	-	-	-	-	
学部 合計	入学者数(2年次)	-	-	-	-	-	-	
	入学定員(2年次)	-	-	-	-	-	-	
	入学者数(3年次)	0	0	0	0	0	0	
	入学定員(3年次)	0	0	0	0	0	0	
	入学者数(4年次)	-	-	-	-	-	-	
	入学定員(4年次)	-	-	-	-	-	-	

学部名	学科名	項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備考
保健科学部	保健学 科鍼灸 学専攻	入学者数(2年次)	0	3	2	0	0	
		入学定員(2年次)	0	0	0	0	0	
		入学者数(3年次)	1	0	0	2	1	
		入学定員(3年次)	0	0	0	0	0	
		入学者数(4年次)	-	-	-	-	-	
		入学定員(4年次)	-	-	-	-	-	
	保健学 科理学 療法学専攻	入学者数(2年次)	1	0	0	0	0	
		入学定員(2年次)	0	0	0	0	0	
		入学者数(3年次)	-	-	-	-	-	
		入学定員(3年次)	-	-	-	-	-	
		入学者数(4年次)	-	-	-	-	-	
		入学定員(4年次)	-	-	-	-	-	
	情報 学シ ステ ム	入学者数(2年次)	-	-	-	-	-	
		入学定員(2年次)	-	-	-	-	-	
		入学者数(3年次)	-	-	-	-	-	
		入学定員(3年次)	-	-	-	-	-	
		入学者数(4年次)	-	-	-	-	-	
		入学定員(4年次)	-	-	-	-	-	
保健科学部 合計	入学者数(2年次)	1	3	2	0	0		
	入学定員(2年次)	0	0	0	0	0		
	入学者数(3年次)	1	0	0	2	1		
	入学定員(3年次)	0	0	0	0	0		
	入学者数(4年次)	-	-	-	-	-		
	入学定員(4年次)	-	-	-	-	-		

[注]

- 1 学生を募集している学部・学科（課程）、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。
なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表（〈編入学〉の表ではない方）の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。
- 10 博士前期課程を看護課程として、博士後期課程を医学課程としている博士課程については、博士前期課程と博士後期課程にそれぞれ分けて記入してください。

領域6 基準の判断 総括表

筑波技術大学

組織 番号	教育研究上の 基本組織	基準 6-1	基準 6-2	基準 6-3	基準 6-4	基準 6-5	基準 6-6	基準 6-7	基準 6-8	備考
01	産業技術学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしていない	
02	保健科学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしていない	
03	技術科学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

[] : 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針 6-1-1_(01) 3つのポリシー(産業技術学部)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-2-1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・策定された教育課程方針		
	6-1-1_(01) 3つのポリシー(産業技術学部)		再掲
【分析項目6-2-2】 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1_(01) 3つのポリシー(産業技術学部)		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	<ul style="list-style-type: none"> ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-01_(00) 履修規程 ・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-02_(01) 開設授業科目一覧一部抜粋(産業技術学部) 		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	<ul style="list-style-type: none"> ・分野別第三者評価の結果 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 ・シラバス 6-3-2-01_(01) 産業技術学部シラバス ・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料 		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	<ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 6-3-3-01_(00) 他大学における学修による単位等及び入学前の既修得単位等の認定に関する規程 6-3-3-02_(00) 放送大学との単位互換取扱要領 		
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	<ul style="list-style-type: none"> ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、問合せ等） ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 		
[分析項目6-3-5] 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	<ul style="list-style-type: none"> ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 		
[分析項目6-3-6] 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。） ・連携法曹基礎課程における成績評価の基準 ・連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料 		

【特記事項】
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】
【改善を要する事項】

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1_(00) 学部学年暦		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1_(00) 学部学年暦 ・シラバス 6-3-2_(01) 産業技術学部シラバス		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 6-3-2_(01) 産業技術学部シラバス		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) ・シラバス 6-3-2_(01) 産業技術学部シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

<p>【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 		
<p>【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料 		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	<ul style="list-style-type: none"> 履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料 		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	<ul style="list-style-type: none"> 学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料 		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	<ul style="list-style-type: none"> 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等） 		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	すべての授業で情報保障等を実施しているためなし		
	特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
[分析項目6-5-5] 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）	該当なし		
	学習支援の利用実績が確認できる資料 6-5-4-01_(01) 学生に対する特別支援委員会議事メモ(非公表)		
	国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）		

【特記事項】
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】
【改善を要する事項】

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-3-1-01_(00) 履修規程		再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2_(01) 産業技術学部学生便覧(抜粋)		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01_(01) 成績分析資料(産業)		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02_(00) 教務委員会議事要旨		
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
	6-6-3-03_(00) GPA取扱要項		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料		
	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01_(00) 成績評価に対する異議申立てに関する要項		
	6-6-4-02_(00) 異議申立てに関する学生通知		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類			
6-6-4-03_(00) 筑波技術大学法人文書管理規程			

【特記事項】	
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす	
【優れた成果が確認できる取組】	
【改善を要する事項】	

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-7-1-01_(00) 国立大学法人筑波技術大学学則(抜粋)		
	6-3-1-01_(00) 履修規程		再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文評価基準」という。)を組織として策定していること	6-6-3-02_(00) 教務委員会議事要旨		再掲
	6-7-1-02_(00) 教育研究評議会議事録		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む。)を学生に周知していること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む。)に則して組織的に実施していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-02_(01) 開設授業科目一覧一部抜粋(産業技術学部)		再掲
	6-6-2_(01) 産業技術学部学生便覧(抜粋)		再掲
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4_(01) 産業技術学部教授会議事要旨		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】
【改善を要する事項】

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 資格の取得者数が確認できる資料 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む。) 学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL) 		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	<ul style="list-style-type: none"> 卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等) 		
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	<ul style="list-style-type: none"> 卒業(修了)後の状況調査票(R5学校基本調査 産業) 卒業(修了)生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	<ul style="list-style-type: none"> 学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL) 卒業(修了)後の状況調査票(R5学校基本調査 産業) 卒業(修了)生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 		
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること(より望ましい取組として分析)	<ul style="list-style-type: none"> 卒業(修了)後の状況調査票(R5学校基本調査 産業) 卒業(修了)生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 		

【特記事項】
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。
■ 当該基準を満たさない
【優れた成果が確認できる取組】
【改善を要する事項】 分析項目6-8-1において、産業技術学部の令和4年度の標準修業年限内の卒業率は71.4%と低くなっている。一方で、「標準修業年限×1.5」年内卒業率は85.1%と改善がみられるため、引き続き、大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られるよう、学生および卒業生の意見徴収を踏まえながら改善を図る。

分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること

【分析の手順】

- ・ 学部、研究科等ごとの標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）を算出し確認する。
- ・ 大学等の目的及び学位授与方針に則した資格の取得者数を確認する（卒業が受験資格となるものは必須）。
- ・ 大学院課程においては、研究活動の実績の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであることを確認する。
- ・ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）

教育研究上の基本組織	標準修業年限内の卒業（修了）率					「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
産業技術学部	70.6%	71.4%	66.0%	74.3%	71.4%	98.0%	88.7%	84.3%	89.8%	85.1%
保健科学部	66.7%	84.2%	47.6%	66.7%	79.3%	82.9%	65.7%	75.0%	94.7%	57.1%
技術科学研究科	91.7%	76.9%	46.7%	66.7%	87.5%	90.0%	91.7%	84.6%	93.3%	80%

※技術科学研究科については、長期履修学生を含めない

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-1-1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1_(02) 3つのポリシー(保健科学部)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・策定された教育課程方針		
	6-1-1_(02) 3つのポリシー(保健科学部)		再掲
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1_(02) 3つのポリシー(保健科学部)		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-01_(00) 履修規程		再掲
	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-02_(02) 開設授業科目一覧(保健科学部)		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス 6-3-2-02_(02) 保健科学部シラバス		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類 6-3-3-01_(00) 他大学における学修による単位等及び入学前の既修得単位等の認定に関する規程		再掲
	6-3-3-02_(00) 放送大学との単位互換取扱要領		再掲
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		

<p>【分析項目6-3-5】 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）</p> <p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
<p>【分析項目6-3-6】 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること</p>	<p>・連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。）</p> <p>・連携法曹基礎課程における成績評価の基準</p> <p>・連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01_(00) 学部学年暦		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1-01_(00) 学部学年暦 ・シラバス 6-3-2_(02) 保健科学部シラバス		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 6-3-2_(02) 保健科学部シラバス		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) ・シラバス 6-3-2_(02) 保健科学部シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

<p>【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 		
<p>【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料 		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況 (別紙様式6-5-1)		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況 (別紙様式6-5-2)		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 (別紙様式6-5-3)		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料 (実施要項、提携・受入企業、派遣実績等)		
	6-5-3_(02) 臨床実習一覧、インターン一覧等(保健)		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 (別紙様式6-5-4)		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	・留学生に対する外国語による情報提供 (時間割、シラバス等) を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援 (ノートテーカー等) を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	すべての授業で情報保障を実施しているためなし		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況 (受講者数等) が確認できる資料		
6-5-4_(02) 補習授業の状況(保健)			
[分析項目6-5-5] 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること (より望ましい取組として分析)	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	・国内学生海外派遣実績 (別紙様式6-5-5)		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-3-1-01_(00) 履修規程		再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2_(02) 保健科学部学生便覧(抜粋)		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01_(02) 成績分析資料(保健)		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02_(00) 教務委員会議事要旨		再掲
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
	6-6-3-03_(00) GPA取扱要項		再掲
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料		
	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01_(00) 成績評価に対する異議申立てに関する要項		再掲
	6-6-4-02_(00) 異議申立てに関する学生通知		再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
6-6-4-03_(00) 筑波技術大学法人文書管理規程		再掲	

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	6-7-1-01_(00) 国立大学法人筑波技術大学学則(抜粋)		再掲
	6-3-1-01_(00) 履修規程		再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料		
	6-6-3-02_(00) 教務委員会議事要旨 6-7-1-02_(00) 教育研究評議会議事録		再掲 再掲
[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文評価基準」という。)を組織として策定していること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む。)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-02_(02) 開設授業科目一覧(保健科学部)		再掲
	6-6-2_(02) 保健科学部学生便覧(抜粋)		再掲
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む。)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4_(02) 保健科学部教授会議事要旨		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 資格の取得者数が確認できる資料 6-8-1-01_(02) 国家試験合格状況一覧 <ul style="list-style-type: none"> 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-02_(02) 在学生の活躍(保健)		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学率)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む。) 学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL) 6-8-2-01_(02) 卒業後の状況調査票(R4学校基本調査 保健) <ul style="list-style-type: none"> 卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等) 6-8-2-02_(02) 保健課学部卒業生の活躍		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	<ul style="list-style-type: none"> 学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3_(00) 令和3年度卒業時・修了時アンケート報告書		再掲
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	<ul style="list-style-type: none"> 卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 該当なし		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	<ul style="list-style-type: none"> 就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-03_(02) 雇用セミナー参加企業アンケート(抜粋)		
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること(より望ましい取組として分析)	<ul style="list-style-type: none"> 教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-6-02_(00) English Lounge 6-8-6-03_(00) CSUN2023報告会		再掲

【特記事項】
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。
■ 当該基準を満たさない
【優れた成果が確認できる取組】
【改善を要する事項】 分析項目6-8-1において、保健科学部の令和4年度の標準修業年限内の卒業率は79.3%、「標準修業年限×1.5」年内卒業率は57.1%と低くなっている。引き続き、大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られるよう、学生および卒業生の意見徴収を踏まえながら改善を図る。

分析項目6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること

【分析の手順】

- ・学部、研究科等ごとの標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）を算出し確認する。
- ・大学等の目的及び学位授与方針に則した資格の取得者数を確認する（卒業が受験資格となるものは必須）。
- ・大学院課程においては、研究活動の実績の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであることを確認する。
- ・標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）

教育研究上の基本組織	標準修業年限内の卒業（修了）率					「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
産業技術学部	70.6%	71.4%	66.0%	74.3%	71.4%	98.0%	88.7%	84.3%	89.8%	85.1%
保健科学部	66.7%	84.2%	47.6%	66.7%	79.3%	82.9%	65.7%	75.0%	94.7%	57.1%
技術科学研究科	91.7%	76.9%	46.7%	66.7%	87.5%	90.0%	91.7%	84.6%	93.3%	80%

※技術科学研究科については、長期履修学生を含めない

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針 6-1-1_(03) 3つのポリシー(技術科学研究科)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・策定された教育課程方針 6-1-1_(03) 3つのポリシー(技術科学研究科)		再掲
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・策定された教育課程方針及び学位授与方針 6-1-1_(03) 3つのポリシー(技術科学研究科)		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	<ul style="list-style-type: none"> ・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-01_(03) 大学院履修規程 ・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-02_(03) 大学院教育課程(産業技術学専攻) 6-3-1-03_(03) 大学院教育課程(保健科学専攻) 6-3-1-04_(03) 大学院教育課程(情報アクセシビリティ専攻) 		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	<ul style="list-style-type: none"> ・分野別第三者評価の結果 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料 ・シラバス 6-3-2-01_(03) 大学院シラバス(産業技術学専攻) 6-3-2-02_(03) 大学院シラバス(保健科学専攻) 6-3-2-03_(03) 大学院シラバス(情報アクセシビリティ専攻) ・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料 		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	<ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 6-3-3-01_(03) 大学院学生以外の大学の大学院において修得した単位及び入学前の既修得単位の認定に関する規程 6-3-3-02_(03) 大学院における他の大学院の授業科目を履修する学生の取扱いに関する規程 		
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	<ul style="list-style-type: none"> ・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告書等） 6-3-4-01_(03) 大学院研究指導に関する規程 ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 6-3-4-01_(03) 大学院研究指導に関する規程 ・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 6-3-4-02_(03) 第19回アクセシビリティ研究会概要 ・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 6-3-4-03_(03) 情報アクセシビリティコーディネート特論概要 ・研究倫理に関する指導が確認できる資料 6-3-4-04_(03) 研究倫理e-learning受講依頼 6-3-4-05_(03) 研究倫理講演会開催通知 ・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 6-3-4-06_(03) TA・SA実施状況 		再掲

<p>【分析項目6-3-5】 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
<p>【分析項目6-3-6】 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること</p>	<p>・連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。） ・連携法曹基礎課程における成績評価の基準 ・連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1_(03) 大学院学年暦		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等) 6-4-1_(03) 大学院学年暦 ・シラバス 6-3-2-01_(03) 大学院シラバス(産業技術学専攻) 6-3-2-02_(03) 大学院シラバス(保健科学専攻) 6-3-2-03_(03) 大学院シラバス(情報アクセシビリティ専攻)		再掲 再掲 再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等) 6-3-2-01_(03) 大学院シラバス(産業技術学専攻) 6-3-2-02_(03) 大学院シラバス(保健科学専攻) 6-3-2-03_(03) 大学院シラバス(情報アクセシビリティ専攻)		再掲 再掲 再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4) ・シラバス 6-3-2-01_(03) 大学院シラバス(産業技術学専攻) 6-3-2-02_(03) 大学院シラバス(保健科学専攻) 6-3-2-03_(03) 大学院シラバス(情報アクセシビリティ専攻)		再掲 再掲 再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

<p>【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料 		
<p>【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料 		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	学生の障害に応じて都度情報保障を行っているのとなし		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-5-5] 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）	・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）		

【特記事項】
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない
【優れた成果が確認できる取組】
【改善を要する事項】

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-3-1-01_(03) 大学院履修規程		再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2_(01) 産業技術学部学生便覧(抜粋)		再掲
	6-6-2_(02) 保健科学部学生便覧(抜粋)		再掲
	6-3-1-04_(03) 大学院教育課程(情報アクセシビリティ専攻)		再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01_(03) 大学院成績分析資料		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02_(03) 研究科運営委員会議事要旨		
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料		
	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01_(00) 成績評価に対する異議申立てに関する要項		再掲
	6-6-4-02_(00) 異議申立てに関する学生通知		再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
6-6-4-03_(00) 筑波技術大学法人文書管理規程		再掲	

【特記事項】
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】
【改善を要する事項】

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定			
	6-7-1-01_(03) 国立大学法人筑波技術大学学則抜粋			
	6-3-1-01_(03) 大学院履修規程		再掲	
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料			
	6-7-1-03_(03) 研究科運営委員会議事要旨 6-7-1-04_(03) 研究科運営委員会議事要旨 6-7-1-02_(00) 教育研究評議会議事録		再掲	
[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文評価基準」という。)を組織として策定していること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準			
	6-7-2-01_(03) 論文審査に関する細則			
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料			
	6-7-1-03_(03) 研究科運営委員会議事要旨 6-7-1-04_(03) 研究科運営委員会議事要旨		再掲 再掲	
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む。)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所			
	6-7-3-01_(03) 大学院教育課程抜粋(産業技術学専攻)			
	6-7-3-02_(03) 大学院教育課程抜粋(保健科学部)			
	6-7-3-03_(03) 大学院教育課程抜粋(情報アクセシビリティ専攻)			
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む。)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料			
	6-7-1-03_(03) 研究科運営委員会議事要旨		再掲	
	6-7-1-04_(03) 研究科運営委員会議事要旨		再掲	
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等			
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料			
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料			

【特記事項】
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input type="checkbox"/> 当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】
【改善を要する事項】

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 資格の取得者数が確認できる資料 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学率)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む。) 学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL) 		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	<ul style="list-style-type: none"> 卒業(修了)後の学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 		
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	<ul style="list-style-type: none"> 卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	<ul style="list-style-type: none"> 就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 		
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること(より望ましい取組として分析)	<ul style="list-style-type: none"> 教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料 		

【特記事項】
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす
【優れた成果が確認できる取組】
【改善を要する事項】

II 基準ごとの自己評価

領域7 教育研究上の基本組織に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

□ : 「該当なし」

基準7-1 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画が具体的かつ明確であり、当該計画の見直しが適切に行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目7-1-1] 教員の養成の目標の記述が具体的かつ明確であること	7-1-1_教員養成の理念		
[分析項目7-1-2] 教員の養成の目標を達成するための計画の策定に当たって、学生や採用権者の意見の考慮、茨城県教育委員会の策定する教員育成指標との関係性の考慮が行われていること	7-1-2_計画策定にかかる教員育成指標等の確認		
[分析項目7-1-3] 教員の養成の目標を達成するための計画について、学修成果や自己点検・評価の結果、社会情勢や教育環境の変化等を踏まえた適切な見直しが行われていること	7-1-3_教職課程委員会議事要旨		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 ・教員養成の理念について見直しを行い、学部・学科ごとの理念を新たに作成したうえ大学ホームページにおいて公開した(7-1-1,7-1-3)。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準7-2 授業科目及び教育課程が適切に編成され、必要な施設及び設備が整備された環境において教育が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目7-2-1] 教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備の整備状況（ICT環境（オンライン授業含む））、模擬授業用の教室、関連する図書など、教職課程の授業科目の実施に必要な施設・設備が整備されていること	7-2-1_教職課程の実施に必要な施設・設備		
[分析項目7-2-2] 法令及び教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と対応し必要な授業科目が開設され適切な役割分担が図られていること、教職課程以外の科目との関連性が適切に確保されていること	7-2-2_2022教職課程履修の手引き		
[分析項目7-2-3] 学生がICT活用指導力を体系的に身に付けることができるよう、教職課程における各授業科目の役割が明確化されていること	7-2-3_「教育方法・技術論」シラバス		
[分析項目7-2-4] 学修成果や自己点検・評価の結果等を踏まえて教育課程の充実が図られ、適切な見直しが行われていること	7-1-3_教職課程委員会議事要旨		再掲
[分析項目7-2-5] 個々の授業科目の到達目標の設定に当たって、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画、学習指導要領及び教職課程コアカリキュラムへの対応が図られていること	7-2-2_2022教職課程履修の手引き		再掲
[分析項目7-2-6] 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画と授業科目との関係、授業科目の目的と到達目標、内容と方法、計画、成績評価基準、事前学習と事後学習の内容等がシラバスに明確に記載されていること	7-2-6-01_教職課程シラバス 7-2-6-02_生徒指導・進路指導論シラバス		
[分析項目7-2-7] 授業科目の到達目標に応じ、少人数のアクティブ・ラーニングやICTを活用した新たな手法を導入し、「考える」「話す」「行動する」などの多様な学びをもたらす工夫が行われていること	7-2-6-01_教職課程シラバス		再掲
[分析項目7-2-8] 学修成果や自己点検・評価の結果等を踏まえて充実が図られ、個々の授業科目の適切な見直しが行われていること	7-2-8_授業評価アンケート結果を受けてのフィードバック		
[分析項目7-2-9] 教職課程において特に重要な役割を果たす教職実践演習、教育実習は、事前指導・事後指導を含め、大学の主体的な関与の下で適切に行われていること	7-2-9-01_教育実践演習・教育実習事後指導について 7-2-9-02_教育実習報告		

【特記事項】
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 令和3年度自己点検・評価において指摘を受けた、シラバスに授業科目の成績評価基準や事前学修・事後学修の内容が記載されていないことにつき、令和5年度シラバスに記載したうえ公開している(7-2-6-02)。
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たさない
【優れた成果が確認できる取組】
【改善を要する事項】 分析項目7-2-6において、授業科目の成績評価基準、事前学習と事後学習の内容が記載されていない。なお、令和5年度授業科目のシラバスから改善済である(根拠資料7-2-6-02)。

基準7-3 学習成果の把握及び可視化が適切に行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目7-3-1] 成績評価基準に基づく評語と授業科目ごとに定められている到達目標の達成水準との関係等が明らかにされていること	6-3-1-01_(00) 履修規程		再掲
	6-6-3-03_(00) GPA取扱要項		再掲
	7-2-6-01 教職課程シラバス		再掲
[分析項目7-3-2] 同一名称の授業科目を複数の教員が分担して開講している場合に成績評価の平準化を図ることができていること	授業担当教員間で、成績を協議の上実施		
[分析項目7-3-3] 教員の養成や目標の達成状況を明らかにするための情報（卒業時の教員免許状の取得状況や教職への就職状況など）が適切に設定されており、どの程度達成されていること、教職実践演習に向けた「履修カルテ」を適切に活用できていること	・大学HP（教職課程）（教員免許取得状況及び教員採用状況） https://www.tsukuba-tech.ac.jp/education/pedagogic.html		
	7-3-3 教員免許状一括申請者一覧		
	7-2-9-01 教育実践演習・教育実習事後指導について		再掲
[分析項目7-3-4] 各授業科目の到達目標に照らしてできるだけ定量的又は定性的に達成水準を明らかにし、厳格に点数・評語に反映することができていること、公正で透明な成績評価という観点から達成水準を測定する手法やその配点基準があらかじめ明確になっていること	6-3-1-01_(00) 履修規程		再掲
	6-6-3-03_(00) GPA取扱要項		再掲
	7-2-6-01 教職課程シラバス		再掲
	7-2-6-02 生徒指導・進路指導論シラバス		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 令和3年度自己点検・評価において指摘を受けた、成績評価基準に基づく評語と授業科目ごとに定められている到達目標の達成水準との関係等が明らかにされていないことにつき、令和5年度シラバスに記載したうえで公開している（7-3-1）。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たさない			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】 分析項目7-3-1において、成績評価基準に基づく評語と授業科目ごとに定められている到達目標の達成水準との関係等が明らかにされていない。なお、令和5年度授業科目のシラバスから改善済である（根拠資料7-2-6-02）。			

基準7-4 必要な教職員組織の体制が整備され、教職課程を担う教職員として望ましい資質及び能力を身に付けさせるためのFD・SDが適切に行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目7-4-1] 全学的に教職課程を実施する組織体制を整えていること	7-4-1_教職課程委員会規程		
[分析項目7-4-2] 教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）で定められた必要専任教員数を充足していること	7-4-2_令和4年度教職課程変更届新旧対照表		
[分析項目7-4-3] 授業担当科目に関する研究実績の状況、担当教員の学校現場等での実務経験の状況を教育活動に反映させていること	7-4-3_実務経験のある教員による授業一覧		
[分析項目7-4-4] 教職課程を適切に実施するため、事務組織を設け、必要な職員数を配置できていること	7-4-1_教職課程委員会規程		再掲
[分析項目7-4-5] いわゆる教科専門の授業科目を担当する教員や実務家教員も含め、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画への理解をはじめ教職課程を担う教員として望ましい資質・能力を身に付けさせるためのFD・SDが確実に実施されていること、適切な内容（教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の共有のほか、「教学マネジメント指針」（IV）を参考とした内容など）が実施できていること、実際に参加が確保できていること	7-4-5_教職課程FD・SD「近年の教員養成の動向と課題」資料		
[分析項目7-4-6] 個々の授業科目の見直しにつながるFDの機会を活用できるように、効果的な授業評価アンケートが作成・実施できていること	7-2-8_授業評価アンケート結果を受けてのフィードバック		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 教職課程FD・SDには、41名の教職員が参加した（7-4-5）。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準7-5 法令にもとづくもののほか、学習成果に関する情報及び自己点検・評価に関する情報公表が適切に行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目7-5-1] 法令に定められた情報公表が学外者にもわかりやすく適切に行えていること	・大学HP（情報公開） https://www.tsukuba-tech.ac.jp/introduction/openinfo/index.html		
[分析項目7-5-2] 大学が必要な資質・能力を備えた学生を育成できているかどうかを、エビデンスとともに説明できていること	7-5-2 学力テストの実施とその指導		
[分析項目7-5-3] 根拠となる資料やデータ等を示しつつ、わかりやすい自己点検・評価の評価書を公表することができること	・大学HP（自己点検・評価書） https://www.tsukuba-tech.ac.jp/introduction/openinfo/corporation_info/plan_evaluation.html#jikohyokasyo		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準7-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目7-6-1] 全学的に教職課程を司る組織で履修指導や進路指導を実施できていること	7-4-1_教職課程委員会規程		再掲
[分析項目7-6-2] 教職課程に関する積極的な情報提供を実施できているか、教員の養成の目標に照らして適切に学生を受け入れていること	大学ホームページ（教職課程） https://www.tsukuba-tech.ac.jp/education/pedagogic.html		再掲
[分析項目7-6-3] 必要な体制や施設・設備を整えた上で、個々の学生の教職に対する意欲を踏まえつつ、学生に教職課程の履修に当たって学修意欲を喚起するような適切な履修指導が行えていること、「履修カルテ」を適切に活用できていること	7-2-9-01_教育実践演習・教育実習事後指導について		再掲
[分析項目7-6-4] 学生に教職への入職に関する情報を適切に提供するなど、学生のニーズに応じたキャリア支援体制が適切に構築されていること	7-6-4_学生へのキャリア支援体制		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準7-7 関係機関等との連携が適切に行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目7-7-1] 教員の採用を担う教育委員会や各学校法人と適切に連携・交流を図り、地域の教育課題や教員育成指標を踏まえた教育課程の充実や、学生への指導の充実につなげることができること	7-7-1_令和4年度第2回日本教育大学協会関東地区会評議員会資料抜粋		
[分析項目7-7-2] 教育実習を実施する学校と連携・協力を図り、学生の実習の適切な実施につなげることができること	7-2-9-02_教育実習報告		再掲
[分析項目7-7-3] 学外の諸機関との連携の下、教育課程を充実するための学外の多様な人材を実務経験のある教員又はゲストスピーカー等として活用することができること	7-7-3_教職実践演習外部講師講演について 7-4-3_実務経験のある教員による授業一覧		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

共生社会創成機構の設置に伴う関係規則等の整備について

1. 国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則の一部改正

(1) 改正理由

障害者を含めた共生社会創成に向けた教育研究機能の強化を実施していくための組織である「共生社会創成機構」を設置するため、一部改正を行う。

(2) 主な改正内容

① 共生社会創成機構の設置

第4章 第3節「センター等」を「学内施設等」に改め、「共生社会創成機構」を加える。【第21条】

② その他

第4章 第1節「学部」を「学部等」に改め、第4章 第3節「センター等」に規定する障害者高等教育研究支援センターに関する条項を移行するなど、所要の改正を行う。
【第14条】

(3) 施行日

令和5年7月1日

(4) 新旧対照表

別紙1のとおり

2. 国立大学法人筑波技術大学共生社会創成機構規程の制定

(1) 制定理由

共生社会創成機構に関し必要な事項を定める。

(2) 制定内容

別紙2のとおり

(3) 施行日

令和5年7月1日

国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則新旧対照表 (案)

(下線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>第4章 大学の組織 第1節 <u>学部等</u> (学部及び学科)</p> <p>第13条 大学に、次の学部及び学科を置く。</p> <p>(1) 産業技術学部 産業情報学科，総合デザイン学科</p> <p>(2) 保健科学部 保健学科，情報システム学科</p> <p>2 学部の学科に、別表2のとおり講座を置き、その教育研究に必要な教育職員を置くものとする。</p> <p>3 学部に、学部長を置き、教授のうちから学長が命ずる。</p> <p>4 学部に、学部長補佐を置き、当該部の教授のうちから学部長の推薦に基づき、学長が命ずる。</p> <p>5 学科に、学科長を置き、教授のうちから学長が命ずる。</p> <p>6 保健学科に、鍼灸学専攻及び理学療法学専攻を置く。</p> <p>7 産業情報学科に副学科長を、保健学科の各専攻に専攻長を置き、教授のうちから学部長の推薦に基づき、学長が命ずる。</p> <p>8 学部長、学科長及び専攻長は、当該組織の校務を掌理し、学部長補佐は学部長を、副学科長は学科長を補佐する。</p> <p>9 学部長、学部長補佐、学科長、専攻長及び副学科長（以下「学部長等」という。）の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。</p> <p>10 学部長等が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><u>(障害者高等教育研究支援センター)</u></p> <p><u>第14条 大学に、聴覚障害者及び視覚障害者に対し新しい教育方法を開発</u></p>	<p>(略)</p> <p>第4章 大学の組織 第1節 学部 (学部及び学科)</p> <p>第13条 大学に、次の学部及び学科を置く。</p> <p>(1) 産業技術学部 産業情報学科，総合デザイン学科</p> <p>(2) 保健科学部 保健学科，情報システム学科</p> <p>2 学部の学科に、別表2のとおり講座を置き、その教育研究に必要な教育職員を置くものとする。</p> <p>3 学部に、学部長を置き、教授のうちから学長が命ずる。</p> <p>4 学部に、学部長補佐を置き、当該部の教授のうちから学部長の推薦に基づき、学長が命ずる。</p> <p>5 学科に、学科長を置き、教授のうちから学長が命ずる。</p> <p>6 保健学科に、鍼灸学専攻及び理学療法学専攻を置く。</p> <p>7 産業情報学科に副学科長を、保健学科の各専攻に専攻長を置き、教授のうちから学部長の推薦に基づき、学長が命ずる。</p> <p>8 学部長、学科長及び専攻長は、当該組織の校務を掌理し、学部長補佐は学部長を、副学科長は学科長を補佐する。</p> <p>9 学部長、学部長補佐、学科長、専攻長及び副学科長（以下「学部長等」という。）の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。</p> <p>10 学部長等が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p>

改正案	現行
<p><u>するとともに、基礎教育の研究と実践を行い、併せて、一般大学等への支援を行う施設として障害者高等教育研究支援センターを置き、必要な教員を置くものとする。</u></p> <p><u>2 障害者高等教育研究支援センターに、センター長を置き、教授のうちから学長が命ずる。</u></p> <p><u>3 障害者高等教育研究支援センターに、副センター長を置き、当該センターの教授のうちからセンター長の推薦に基づき学長が命ずる。</u></p> <p><u>4 障害者高等教育研究支援センターに関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>第2節 大学院 <u>(研究科及び専攻)</u></p> <p><u>第15条</u> 大学に、大学院技術科学研究科（修士課程）（以下「研究科」という。）を置く。</p> <p>2 研究科に、次の専攻を置く。</p> <p>(1) 産業技術学専攻</p> <p>(2) 保健科学専攻</p> <p>(3) 情報アクセシビリティ専攻</p> <p>3 研究科の専攻に、別表3のとおり講座を置き、その教育研究に必要な教育職員を置くものとする。</p> <p>4 研究科に、研究科長を置き、学長が指名する副学長又は特命学長特別補佐をもって充てる。</p> <p>5 専攻に、専攻長を置き、学部長及び障害者高等教育研究支援センター長をもって充てる。</p> <p>6 研究科長及び専攻長は、当該組織の校務を掌理する。</p> <p>7 研究科長及び専攻長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第3節 <u>学内施設等</u> <u>(削除)</u></p>	<p>第2節 大学院</p> <p><u>第13条の2</u> 大学に、大学院技術科学研究科（修士課程）（以下「研究科」という。）を置く。</p> <p>2 研究科に、次の専攻を置く。</p> <p>(1) 産業技術学専攻</p> <p>(2) 保健科学専攻</p> <p>(3) 情報アクセシビリティ専攻</p> <p>3 研究科の専攻に、別表3のとおり講座を置き、その教育研究に必要な教育職員を置くものとする。</p> <p>4 研究科に、研究科長を置き、学長が指名する副学長又は特命学長特別補佐をもって充てる。</p> <p>5 専攻に、専攻長を置き、学部長及び障害者高等教育研究支援センター長をもって充てる。</p> <p>6 研究科長及び専攻長は、当該組織の校務を掌理する。</p> <p>7 研究科長及び専攻長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第3節 <u>センター等</u> <u>(障害者高等教育研究支援センター)</u></p> <p><u>第14条</u> 大学に、聴覚障害者及び視覚障害者に対し新しい教育方法を開発</p>

改正案	現行
<p>(保健管理センター)</p> <p>第16条 大学に、学生及び職員の健康管理等を行うための施設として保健管理センターを置く。</p> <p>2 保健管理センターに、センター長を置き、教授のうちから学長が命ずる。</p> <p>3 保健管理センターに関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(附属図書館)</p> <p>第17条 大学に、附属図書館を置く。</p> <p>2 附属図書館に、館長を置き、教授のうちから学長が命ずる。</p> <p>3 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(情報処理通信センター)</p> <p>第18条 大学に、情報処理システム及び通信ネットワーク等の円滑な運用を図る施設として情報処理通信センターを置く。</p> <p>2 情報処理通信センターに、センター長を置き、教授のうちから学長が命ずる。</p> <p>3 情報処理通信センターに、副センター長を置き、教授のうちからセンター長の推薦に基づき学長が命ずる。</p> <p>4 情報処理通信センターに関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(附属東西医学統合医療センター)</p> <p>第19条 保健科学部に、東洋医学と西洋医学を統合した医療の提供及び臨床実習を行う施設として附属東西医学統合医療センターを置き、必要な教員を置くものとする。</p> <p>2 附属東西医学統合医療センターに、センター長を置き、教授のうちから学</p>	<p><u>するとともに、基礎教育の研究と実践を行い、併せて、一般大学等への支援を行う施設として障害者高等教育研究支援センターを置き、必要な教員を置くものとする。</u></p> <p><u>2 障害者高等教育研究支援センターに、センター長を置き、教授のうちから学長が命ずる。</u></p> <p><u>3 障害者高等教育研究支援センターに、副センター長を置き、当該センターの教授のうちからセンター長の推薦に基づき学長が命ずる。</u></p> <p><u>4 障害者高等教育研究支援センターに関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>(保健管理センター)</p> <p>第15条 大学に、学生及び職員の健康管理等を行うための施設として保健管理センターを置く。</p> <p>2 保健管理センターに、センター長を置き、教授のうちから学長が命ずる。</p> <p>3 保健管理センターに関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(附属図書館)</p> <p>第16条 大学に、附属図書館を置く。</p> <p>2 附属図書館に、館長を置き、教授のうちから学長が命ずる。</p> <p>3 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(情報処理通信センター)</p> <p>第17条 大学に、情報処理システム及び通信ネットワーク等の円滑な運用を図る施設として情報処理通信センターを置く。</p> <p>2 情報処理通信センターに、センター長を置き、教授のうちから学長が命ずる。</p> <p>3 情報処理通信センターに、副センター長を置き、教授のうちからセンター長の推薦に基づき学長が命ずる。</p> <p>4 情報処理通信センターに関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(附属東西医学統合医療センター)</p> <p>第18条 保健科学部に、東洋医学と西洋医学を統合した医療の提供及び臨床実習を行う施設として附属東西医学統合医療センターを置き、必要な教員を置くものとする。</p> <p>2 附属東西医学統合医療センターに、センター長を置き、教授のうちから学</p>

改正案	現行
<p>長が命ずる。</p> <p>3 附属東西医学統合医療センターに関し必要な事項は、別に定める (国際交流加速センター)</p> <p><u>第20条</u> 大学に、学生の海外派遣や受入れ等の国際交流事業の推進、学生のグローバル教育の推進、外国人留学生への支援の充実及び海外の協定校等との教員間の研究交流の推進を図るため、これら国際交流に係る取組を一元的に企画・立案し、機動的かつ効果的に実施していくための組織として、国際交流加速センターを置く。</p> <p>2 国際交流加速センターに、センター長を置き、教授のうちから学長が命ずる。</p> <p>3 国際交流加速センターに、副センター長を置き、教授のうちからセンター長の推薦に基づき学長が命ずる。</p> <p>4 国際交流加速センターに関し必要な事項は、別に定める。 <u>(共生社会創成機構)</u></p> <p><u>第21条</u> 大学に、社会との教育研究に関する共創活動の基盤を強化するための組織として、共生社会創成機構を置き、必要な教員を置くものとする。</p> <p><u>2 共生社会創成機構に機構長を置き、理事又は副学長のうちから学長が命ずる。</u></p> <p><u>3 共生社会創成機構に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>第5章 全学委員会、教授会等 (全学委員会)</p> <p><u>第22条</u> (略) (教授会)</p> <p><u>第23条</u> (略) (学部等の教員会議)</p> <p><u>第24条</u> (略) (運営委員会)</p> <p><u>第25条</u> (略)</p>	<p>長が命ずる。</p> <p>3 附属東西医学統合医療センターに関し必要な事項は、別に定める (国際交流加速センター)</p> <p><u>第19条</u> 大学に、学生の海外派遣や受入れ等の国際交流事業の推進、学生のグローバル教育の推進、外国人留学生への支援の充実及び海外の協定校等との教員間の研究交流の推進を図るため、これら国際交流に係る取組を一元的に企画・立案し、機動的かつ効果的に実施していくための組織として、国際交流加速センターを置く。</p> <p>2 国際交流加速センターに、センター長を置き、教授のうちから学長が命ずる。</p> <p>3 国際交流加速センターに、副センター長を置き、教授のうちからセンター長の推薦に基づき学長が命ずる。</p> <p>4 国際交流加速センターに関し必要な事項は、別に定める。 <u>(新設)</u></p> <p>第5章 全学委員会、教授会等 (全学委員会)</p> <p><u>第20条</u> (略) (教授会)</p> <p><u>第21条</u> (略) (学部等の教員会議)</p> <p><u>第22条</u> (略) (運営委員会)</p> <p><u>第23条</u> (略)</p>

改正案	現行
<p>第6章 校舎等の管理 (校舎等の管理) <u>第26条</u> (略)</p> <p>第7章 事務組織 (事務局) <u>第27条</u> (略)</p> <p>第8章 その他 (その他) <u>第28条</u> (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は令和5年7月1日から施行する。</u></p>	<p>第6章 校舎等の管理 (校舎等の管理) <u>第24条</u> (略)</p> <p>第7章 事務組織 (事務局) <u>第25条</u> (略)</p> <p>第8章 その他 (その他) <u>第26条</u> (略)</p> <p>(略)</p>

別紙 2

○国立大学法人筑波技術大学共生社会創成機構規程（案）

（令和●年●月●日）
規程第●号

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則（平成17年規則第1号）第21条第3項の規定に基づき、共生社会創成機構（以下「機構」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第2条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1）社会との共創に関すること。
- （2）リカレント教育に関すること。
- （3）障害者スポーツに関すること。

（組織）

第3条 機構は、次の各号に掲げる構成員で組織する。

- （1）機構長
- （2）部門長
- （3）専任教員
- （4）兼任教員
- （5）その他学長が指名する者

2 機構に、前条に規定する業務を推進するため、次の各号に掲げる部門を置く。

- （1）社会共創部門
- （2）リカレント教育部門
- （3）障害者スポーツ推進部門

3 前項各号に掲げる部門の運営に関し必要な事項は別に定める。

（機構長）

第4条 機構長は、学長の命を受け、機構の運営を統括する。

2 機構長に事故があるときは、機構長があらかじめ指名した者が職務を代行する。

（部門長）

第5条 第3条第2項各号に掲げる部門に部門長を置き、第3条第1項第3号から第5号に掲げる構成員のうちから機構長が指名する。

2 部門長は、機構長の命を受け、当該部門の業務を統括する。

3 部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 前項の規定にかかわらず、任期の終期は、部門長となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

5 部門長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任

期間とする。

(専任教員)

第6条 専任教員は、機構長の命を受け、機構及び各部門の業務を行う。

2 専任教員の担当業務は、機構長が指定する。

3 専任教員の選考については、国立大学法人筑波技術大学教員選考基準規程（平成23年1月26日規程第3号）に定める。

(兼任教員)

第7条 兼任教員は、本学の教員のうちから、機構長が当該教員の所属する部局の長と協議の上指名し、学長が任命する。

2 兼任教員は、機構長の命を受け、専任教員と協力し、機構及び各部門の業務を行う。

3 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 前項の規定にかかわらず、任期の終期は、兼任教員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

5 兼任教員が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(機構会議)

第8条 機構に、機構の業務に関し必要な事項を審議するため、共生社会創成機構会議（以下「機構会議」という。）を置く。

2 機構会議は、第2条各号に掲げる業務を遂行するため、必要な事項について協議する。

3 機構会議は、第3条第1項各号に掲げる機構の構成員で組織する。

(議長及び副議長)

第9条 機構会議に議長及び副議長を置く。

2 議長は、機構長をもって充て、副議長は、機構長が指名する。

(定足数)

第10条 機構会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 機構の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第11条 議長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(アドバイザーボード)

第12条 機構に、社会との共創活動に関する助言を行うため、共生社会創成機構アドバイザーボード（以下「アドバイザーボード」という。）を置くことができる。

2 機構長は、社会との共創活動に関し広くかつ高い識見を有する者をアドバイザーボードの委員として指名し、学長が委嘱する。

3 前項の委員は、その専門とする分野に係る社会との共創活動について、機構長の求めに応じ、助言を行うものとする。

(事務)

第13条 機構に関する事務は、大学戦略課において処理する。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

令和 5 年 6 月 15 日
総 務 課

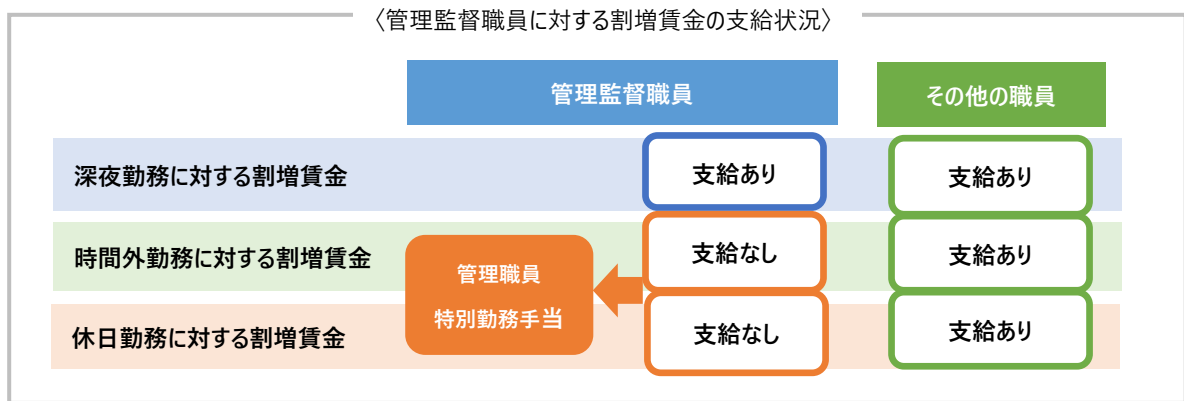
管理職員特別勤務手当に関する規程の制定について（案）

1. 趣 旨

多様で柔軟な働き方の実現に向け働き方改革が社会全体で進められており、各事業者においては、労働者の健康を確保することを目的とした長時間労働の是正に向けた取り組みを行うとともに、時間外労働の上限規制等の法令に適切に対応することが求められています。

労働基準法では、法定労働時間を超えて労働させてはならないことや、時間外・休日に労働を行った場合に割増賃金を支払わなければならないこと等が定められていますが、管理監督職員は経営者と一体的な立場にあるため、上記のような「労働時間、休憩及び休日に関する規定」の規制が適用されず、割増賃金の支給対象とならないこととされています。この管理監督職員の範囲については、規制の枠を超えて活動せざるを得ない重要な職務と責任を有し、一般労働者と比較して職務の重要性を反映した待遇がなされている者に限定されています。

現在、本学は将来を見据えた大きな変革期を迎えており、通常の実務業務以外に生じる新学部の設置及び新機構の組織整備等に伴う業務については所定勤務時間外に対応を要する可能性が高く、これらの業務に管理監督職員が従事する場合、現行制度では給与に反映されることはありません。一方、国の制度では、管理監督職員が休日等に行う勤務のうち、他の給与では必ずしも十分に評価されているとはいえない勤務に対して支給される手当を措置していることを踏まえ、「国立大学法人筑波技術大学管理職員特別勤務手当に関する規程」を新たに定めることとします。



2. 手当の概要

管理職員特別勤務手当の内容は、次のとおりとする。

(1) 目 的

本手当は、管理監督職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により、休日に勤務した場合に支給するものとする。

(2) 名 称

手当の名称は「管理職員特別勤務手当」とする。

(3) 支給対象

管理職員特別勤務手当は、管理職手当の支給を受ける職員が、休日に処理を要することが明白な臨時の又は緊急性を有する業務のため、休日に勤務した場合に支給する。

例えば、真に当該休日に処理を要することが明白な場合であっても、臨時又は緊急の必要性もなく管理職員の自由意思に基づいて行われる勤務や、所属職員に指示を行えば足りるような勤務については、手当の対象外とする。

また、「週休日の振替」が可能な場合についても手当の対象外とする。

管理職手当の支給対象職

- 副学長
- 学部長、障害者高等教育研究支援センター長
- 東西医学統合医療センター長
- 事務局長、事務局の課長

(4) 手当額等

管理職員特別勤務手当は、人事院規則で定める手当額に準じて、支給対象となる勤務1回につき、管理職手当の区分に応じて定める額を支給する。また、休憩時間を除く実勤務時間が6時間を超える場合は、実勤務時間6時間以下の手当額に150/100を乗じた額を支給する。

なお、手当の支給については、給与の支給日や支払方法に準じて行う。

(5) 勤務実績簿等

管理職員特別勤務手当の支給にあたっては、支給対象となる勤務に従事した管理職員の報告等に基づき、本規程とは別に定める様式の「管理職員特別勤務実績簿兼整理簿」を各勤務時間管理員が作成するものとする。

(6) その他

手当の支給対象として、組織改変に伴う臨時的な業務を想定しているため、本手当は恒常的な手当とはせず、本規程を令和8年3月まで3年間の時限規程とし、必要に応じて見直しの措置を講じる。

3. 制定規程

別紙のとおり

4. 施行日

令和5年7月1日

5. 今後のスケジュール

- ・令和5年6月中旬 過半数代表者へ説明
- ・令和5年6月15日 部局長会議（協議）
- ・令和5年6月20日 経営協議会（審議）
- ・令和5年6月21日 教育研究評議会（審議）・役員会（審議）
- ・令和5年6月下旬 土浦労働基準監督署へ届け出

国立大学法人筑波技術大学管理職員特別勤務手当に関する規程の制定について（案）

1. 制定趣旨

管理職手当の支給を受ける職員（以下「管理職員」という。）が、臨時又は緊急の必要等がある場合において、やむを得ず休日に従事する業務の重要度等を踏まえ、管理職員特別勤務手当に関する規程を制定する。

2. 制定内容

- (1) 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合に手当を支給することを目的として、規程を定めるものとする。（第1条関係）
- (2) 支給する手当の名称を管理職員特別勤務手当とする。（第2条関係）
- (3) 管理職員特別勤務手当の支給額は、勤務1回につき、管理職手当の区分に応じて定める額とし、勤務が6時間を超える場合は、その額に100分の150を乗じて得た額とする。（第3条関係）
- (4) 管理職員特別勤務手当の支給は、職員給与規程に定める支給日や支払方法に準じて支給する。（第4条関係）
- (5) 管理職員特別勤務手当の実施に関する必要な事項は、別に定めるものとする。（第5条関係）

3. 施行日等

- (1) 令和5年7月1日から施行する。
- (2) 規程の効力は令和8年3月31日までとし、必要に応じて規程の失効までに見直し等の措置を講じる。

4. 制定規程案

別紙のとおり

○国立大学法人筑波技術大学管理職員特別勤務手当に関する規程（案）

（令和5年 月 日）
規程第 号

国立大学法人筑波技術大学管理職員特別勤務手当に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学職員給与規程（平成17年規程第46号。以下「職員給与規程」という。）第24条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員（以下「管理職員」という。）が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により国立大学法人筑波技術大学職員の勤務時間・休日・休暇に関する規程第13条に規定する休日に勤務した場合に支給する手当に関する事項を定めることを目的とする。

（手当の名称）

第2条 前条の手当の名称は、管理職員特別勤務手当とする。

（支給額）

第3条 管理職員特別勤務手当の支給額は、第1条の規定による勤務1回につき、管理職手当の区分に応じて次に定める額とし、勤務が6時間を超える場合は、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

職 名	手当額
副学長	8,500円
学部長	7,000円
障害者高等教育研究支援センター長	7,000円
保健科学部附属東西医学統合医療センター長	7,000円
事務局長	10,000円
事務局の課長	8,500円
	7,000円

（支給方法）

第4条 管理職員特別勤務手当は、職員給与規程第2条に定める支給日に、第3条に定める給与の支払に準じて支給する。

（雑則）

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この規程の見直しの必要性があると認めるときは、この規程の失効までに適切な措置を講じるものとする。

令和 4 事業年度

財務諸表の概要

自 令和 4年 4月 1日

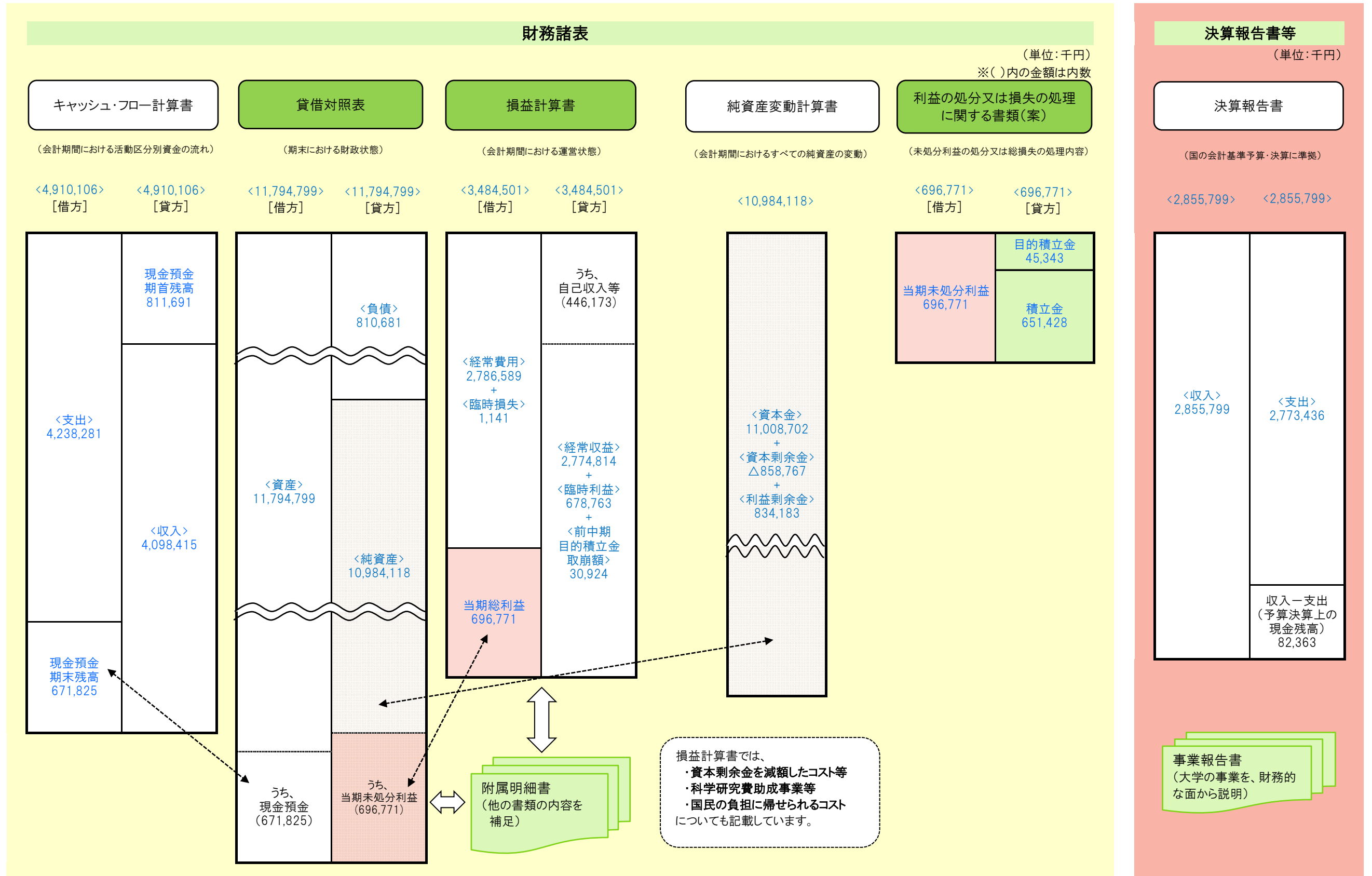
至 令和 5年 3月31日

国立大学法人 筑波技術大学

財務諸表等の構成

国立大学法人は、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に従って会計を行い、国民に対してその財政状態及び運営状況を明らかにするため、財務諸表を作成することとされています。

財務諸表は、①貸借対照表、②損益計算書、③純資産変動計算書、④キャッシュフロー計算書、⑤利益の処分又は損失の処理に関する書類⑥附属明細書から構成されており、また、これらを補足説明する決算報告書、事業報告書の作成、添付が義務づけられています。



※上記は、令和4事業年度の財務諸表を表しています。なお、この資料上の計数は、端数を四捨五入していますので、合計が合わない箇所があります。

貸借対照表

科目	令和3事業年度	令和4事業年度	増減
【資産の部】			
I 固定資産	11,004,401	10,774,096	△ 230,305
1 有形固定資産	10,927,414	10,713,787	△ 213,627
土地	7,215,000	7,215,000	0
● 建物	2,938,137	2,752,074	△ 186,063
構築物	156,615	164,783	8,168
● 工具器具備品	235,382	194,495	△ 40,887
図書	380,094	383,898	3,804
車両運搬具	232	0	△ 232
建設仮勘定	1,954	3,538	1,584
2 無形固定資産	59,237	47,938	△ 11,299
● ソフトウェア	55,693	44,062	△ 11,631
その他の無形固定資産	3,544	3,876	332
3 投資その他の資産	17,750	12,371	△ 5,379
投資有価証券	0	0	0
投資その他資産	17,750	12,371	△ 5,379
II 流動資産	1,013,817	1,020,703	6,886
● 現金及び預金	811,691	971,825	160,134
未収学生納付金収入	7,050	5,076	△ 1,974
未収附属診療所収入	6,414	6,247	△ 167
● その他未収入金	50,244	16,202	△ 34,042
● 国債	120,045	0	△ 120,045
医薬品及び診療材料	3,130	2,302	△ 828
貯蔵品	444	461	17
その他	14,799	18,590	3,791
資産の合計	12,018,218	11,794,799	△ 223,419

増減の説明

科目の説明

【貸借対照表】

期末における資産、負債および純資産の残高を示し、本学の財政状態を示すものです。
表の左側(資産の部)で元手資金をどのような形で運用しているかを表し、右側(負債の部)で元手資金をどのような方法で集めているかを表しています。

(単位: 千円)

科目	令和3事業年度	令和4事業年度	増減
【負債の部】			
I 固定負債	878,926	153,980	△ 724,946
資産見返負債	729,471	0	△ 729,471
長期繰延補助金等	0	40,764	40,764
退職給付引当金	44,016	44,248	232
長期未払金	105,439	68,968	△ 36,471
II 流動負債	655,966	656,700	734
運営費交付金債務(※)	0	17,615	17,615
預り補助金等	89	0	△ 89
寄附金債務(※)	230,133	223,750	△ 6,383
前受受託研究費	2,461	363	△ 2,098
前受共同研究費	1,505	751	△ 754
前受金	10,407	10,407	0
預り科学研究費補助金等	44,162	41,642	△ 2,520
預り金	32,380	32,044	△ 336
一年以内返済予定大学 改革支援・学位授与機構 債務負担金	39	0	△ 39
未払金	334,644	327,815	△ 6,829
未払費用	145	117	△ 28
未払消費税等	0	2,197	2,197
負債の合計	1,534,892	810,681	△ 724,211

科目	令和3事業年度	令和4事業年度	増減
【純資産の部】			
I 資本金	11,008,702	11,008,702	0
政府出資金	11,008,702	11,008,702	0
II 資本剰余金	△ 700,914	△ 858,767	△ 157,853
資本剰余金	2,026,763	2,343,569	316,806
減価償却相当累計額(-)	△ 2,727,678	△ 2,940,455	△ 212,777
除売却差額相当累計額(-)	0	△ 261,881	△ 261,881
III 利益剰余金	175,538	834,183	658,645
前中期目標期間繰越積立金	40,557	137,411	96,854
積立金	9,056	0	△ 9,056
当期未処分利益	125,925	696,771	570,846
純資産の合計	10,483,326	10,984,118	500,792
負債・純資産の合計	12,018,218	11,794,799	△ 223,419

(※)運営費交付金債務・寄附金債務

企業会計では、現金を受領した場合、受領時に収益計上しますが、国立大学法人会計では、一旦負債に計上します。これは、運営費交付金や授業料は、教育や研究等を行う対価として受領するため、受領した国立大学法人には教育や研究等を行う義務が発生すると考えられるためです。発生した債務は、教育や研究等を行うことにより、負債から収益に振替を行います。

会計基準の変更に伴い、資産見返負債を全額収益化したことによる減

補助金等を財源とした固定資産取得時に、資産相当額を負債として計上(国立大学法人特有の会計処理)(資産見返負債の廃止に伴いR4年度新設)

主に退職手当等の執行残の繰越等による増

法人化時に国から引き継いだ投資資産(土地、建物等)

主に施設費の執行による増

~R3 損益外減価償却累計額(-)
R4~ 減価償却相当累計額(-)

会計基準の変更に伴い、資産見返負債を収益化したことに伴い、当期末処分利益が増加(影響額: 679百万円)

損益計算書

	科目	令和3事業年度	令和4事業年度	増減
<p>主に昨年度実施した施設設備整備事業の減少による減(平準化)</p> <p>主に光熱水料や海外渡航費の増加などによる増</p> <p>主に退職給付費用の増加による増</p> <p>主に退職給付費用の減少による減</p>	I 経常費用	2,711,147	2,786,589	75,442
	業務費	2,503,792	2,571,108	67,316
	● 教育経費	415,608	391,090	△ 24,518
	● 研究経費	132,812	143,342	10,530
	診療経費	62,369	59,330	△ 3,039
	教育研究支援経費	36,478	35,288	△ 1,190
	受託研究費	5,592	5,741	149
	共同研究費	809	1,904	1,095
	受託事業費	4,191	6,839	2,648
	役員人件費	39,702	38,340	△ 1,362
	● 教員人件費	1,178,998	1,301,536	122,538
	● 職員人件費	627,233	587,698	△ 39,535
	一般管理費	205,160	213,875	8,715
財務費用	2,010	1,577	△ 433	
雑損	185	28	△ 157	
II 臨時損失	0	1,140	1,140	
固定資産除却損	0	1,140	1,140	
費用合計	2,711,147	2,787,729	76,582	

増減の説明

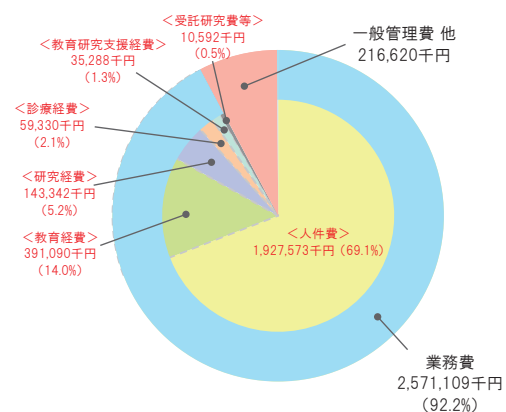
科目の説明

【損益計算書】

一会計期間に費用、収益がどれだけ発生したかを表し、本学の運営状況を明らかにするものです。本学が、教育・研究等の業務を実施した費用をどの財源(収益)で賄ったかを示しています。

費用の内訳

費用合計：2,787,729千円

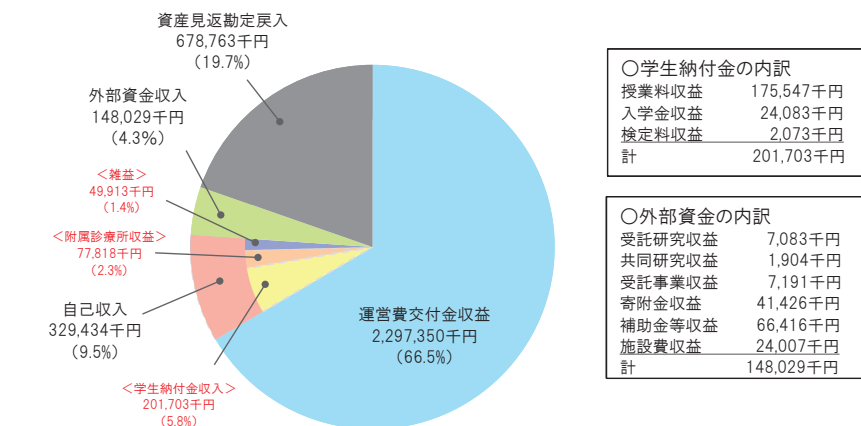


○人件費の内訳

役員	38,340千円
常勤教員	1,272,271千円
非常勤教員(※1)	29,264千円
常勤職員	484,306千円
非常勤職員(※2)	103,392千円
計	1,927,573千円
(※1)非常勤講師など	
(※2)事務補佐員など	

収益の内訳

収益合計：3,453,577千円



○学生納付金の内訳

授業料収益	175,547千円
入学金収益	24,083千円
検定料収益	2,073千円
計	201,703千円

○外部資金の内訳

受託研究収益	7,083千円
共同研究収益	1,904千円
受託事業収益	7,191千円
寄附金収益	41,426千円
補助金等収益	66,416千円
施設費収益	24,007千円
計	148,029千円

(単位：千円)

科目	令和3事業年度	令和4事業年度	増減
I 経常収益	2,750,801	2,774,814	24,013
運営費交付金収益	2,238,461	2,297,350	58,889
授業料収益	166,705	175,547	8,842
入学金収益	21,799	24,083	2,284
検定料収益	1,974	2,073	99
附属診療所収益	78,450	77,818	△ 632
受託研究収益	7,075	7,083	8
共同研究収益	953	1,904	951
受託事業収益	4,191	7,191	3,000
施設費収益	22,135	24,007	1,872
寄附金収益	27,054	41,427	14,373
補助金等収益	65,318	66,417	1,099
財務収益	541	186	△ 355
雑益	50,871	49,727	△ 1,144
資産見返勘定戻入	65,274	0	△ 65,274
II 臨時収益	45,093	678,763	633,670
運営費交付金収益	45,093	0	△ 45,093
資産見返勘定戻入	0	678,763	678,763
収益合計	2,795,894	3,453,577	657,683
当期純利益(収益合計－費用合計)	84,747	665,847	581,100
前中期目標期間繰越積立金取崩額等	41,178	30,924	△ 10,254
当期総利益(当期純利益＋前中期目標期間積立金取崩額)	125,925	696,771	570,846

主に会計基準の変更に伴い、資産見返負債を計上しなくなったことによる収益化額の増加

会計基準の変更に伴い、現物寄附の受入を収益認識することとなったことによる増

会計基準の変更に伴い、資産見返勘定科目の廃止による減

会計基準の変更に伴い、資産見返負債の収益化による臨時収益の増

前中期目標期間繰越積立金を使用したことにより発生した利益

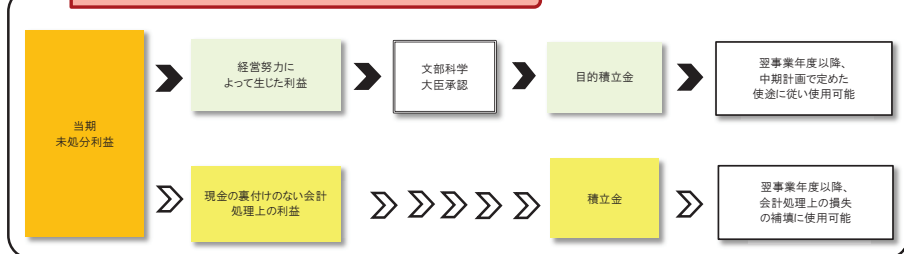
利益の処分に関する書類

(単位: 千円)

科目	令和4事業年度
I 当期末処分利益	
当期総利益	696,771
II 積立金振替額	
前中期目標期間繰越積立金	0
教育研究環境整備積立金(目的積立金)	0
III 利益処分額	
積立金	651,428
教育研究環境整備積立金(目的積立金)	45,343

国立大学法人特有の会計処理によって生じる形式的な利益であり、現金の裏付けのないもの

利益の処分に関するフロー及び取り扱い



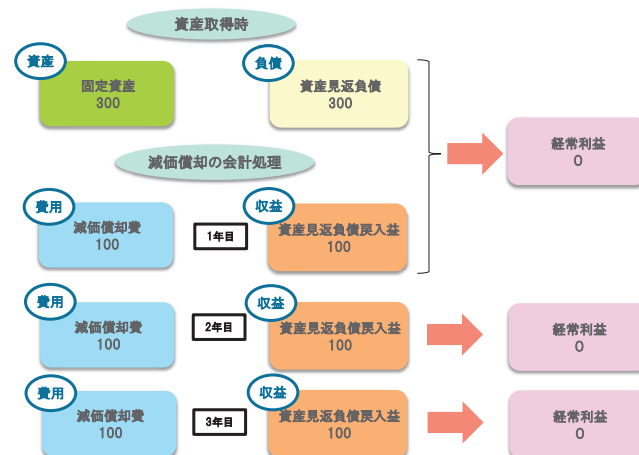
【利益の処分又は損失の処理に関する書類】

損益計算書により算定された当期総利益(または当期総損失)から、前期繰越欠損金の金額を差し引いて算定される当期未処分利益(又は当期末処理損失)の処分(又は処理)の内容を明らかにするために作成するものです。

(参考) 令和4年度からの会計基準の変更について

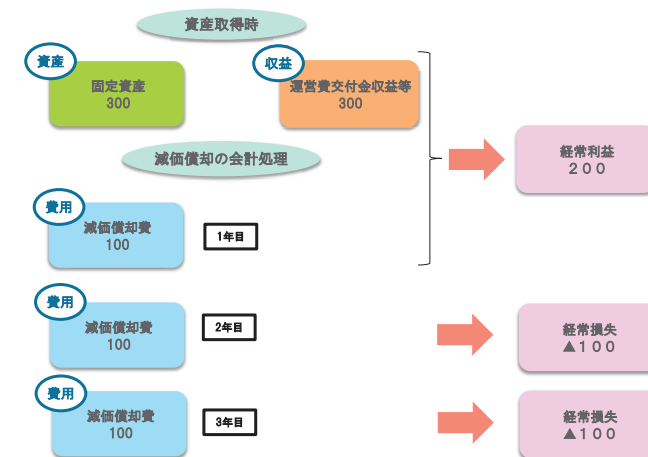
(令和3年度までの会計基準)

国立大学法人では資産を使用して更なる収益を上げることを目的としていないため、減価償却費に対応する収益を同額で計上し、損益が均衡するような会計処理を行う。通常の資産を購入する場合は、債務を資産見返負債に振り替え、前述の収益化の考えに基づき、負債と同額の収益を計上する。



(令和4年度からの会計基準)

令和4年度から資産見返負債の会計処理が廃止され、運営費交付金、授業料、寄附金などについてもそれぞれの収益化基準に従って取得時に一括で収益計上を行うこととなった。また、令和3年度末時点で計上されている資産見返負債については、令和4年度の期首に臨時利益に計上することとなった。



どちらの会計処理を適用しても損益の累計額は一致するが、新会計基準では固定資産を取得した年度に取得額と同額の財源を収益計上することにより、取得年度に会計上の利益が生じやすくなり、取得後の年度に減価償却費という費用だけが計上されることにより、後年度に赤字が生じやすくなる構造となっている。

令和4事業年度

財務諸表

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

国立大学法人 筑波技術大学

目 次

貸借対照表	1
損益計算書	3
純資産変動計算書	5
キャッシュ・フロー計算書	6
利益の処分に関する書類(案)	7
注記事項	8
附属明細書	別紙

貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位:円)

資産の部		
I 固定資産		
1 有形固定資産		
土地		7,215,000,000
建物	5,804,128,870	
建物減価償却累計額	<u>△ 3,052,054,850</u>	2,752,074,020
構築物	470,070,476	
構築物減価償却累計額	<u>△ 305,287,549</u>	164,782,927
工具器具備品	1,323,048,865	
工具器具備品減価償却累計額	<u>△ 1,128,554,203</u>	194,494,662
図書		383,897,603
車輛運搬具	13,967,679	
車輛運搬具減価償却累計額	<u>△ 13,967,676</u>	3
建設仮勘定		3,537,600
有形固定資産合計		<u>10,713,786,815</u>
2 無形固定資産		
特許権		124,555
ソフトウェア		44,061,838
電話加入権		295,000
工業所有権仮勘定		3,456,650
無形固定資産合計		<u>47,938,043</u>
3 投資その他の資産		
長期前払費用		11,943,393
敷金保証金		381,400
預託金		45,980
投資その他の資産合計		<u>12,370,773</u>
固定資産合計		<u>10,774,095,631</u>
II 流動資産		
現金及び預金	971,825,142	
未収学生納付金収入	5,076,000	
未収附属診療所収入	6,247,395	
未収入金	16,202,020	
医薬品及び診療材料	2,301,781	
貯蔵品	461,162	
前払費用	10,776,736	
未収収益	863	
立替金	7,812,210	
流動資産合計		<u>1,020,703,309</u>
資産合計		<u>11,794,798,940</u>
負債の部		
I 固定負債		
長期繰延補助金等(注)	40,764,378	
退職給付引当金	44,248,441	
長期未払金	68,967,601	
固定負債合計		<u>153,980,420</u>
II 流動負債		
運営費交付金債務(注)	17,615,027	
寄附金債務(注)	223,749,568	
前受受託研究費(注)	363,000	
前受共同研究費(注)	751,225	
前受金	10,407,000	
科学研究費助成事業等預り金(注)	41,641,973	
預り金	32,043,834	
未払金	327,814,884	
未払費用	117,067	
未払消費税	2,196,900	
流動負債合計		<u>656,700,478</u>
負債合計		<u>810,680,898</u>

純資産の部			
Ⅰ 資本金			
政府出資金	11,008,702,019		
資本金合計		<u>11,008,702,019</u>	
Ⅱ 資本剰余金			
資本剰余金	2,343,568,885		
減価償却相当累計額(-)(注)	△ 2,940,455,142		
除売却差額相当累計額(-)(注)	△ 261,880,634		
資本剰余金合計		<u>△ 858,766,891</u>	
Ⅲ 利益剰余金			
前中期目標期間繰越積立金(注)	137,411,447		
当期未処分利益	696,771,467		
(うち当期総利益 696,771,467)			
利益剰余金合計		<u>834,182,914</u>	
純資産合計			<u>10,984,118,042</u>
負債純資産合計			<u>11,794,798,940</u>

(注)これらは、国立大学法人等固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損益計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位:円)

経常費用				
業務費				
教育経費		391,090,171		
研究経費		143,342,107		
診療経費				
材料費	7,857,240			
委託費	2,787,189			
設備関係費	29,439,262			
諸経費	19,246,589	59,330,280		
教育研究支援経費		35,288,425		
受託研究費		5,741,011		
共同研究費		1,904,235		
受託事業費		6,839,103		
役員人件費		38,339,636		
教員人件費				
常勤教員給与	1,272,271,468			
非常勤教員給与	29,264,212	1,301,535,680		
職員人件費				
常勤職員給与	484,305,903			
非常勤職員給与	103,392,083	587,697,986	2,571,108,634	
一般管理費			213,875,111	
財務費用				
支払利息		1,576,958	1,576,958	
雑損			28,203	
経常費用合計				2,786,588,906
経常収益				
運営費交付金収益(注)			2,297,349,973	
授業料収益			175,546,700	
入学金収益(注)			24,082,800	
検定料収益			2,073,200	
附属診療所収益			77,818,151	
受託研究収益(注)			7,083,176	
共同研究収益(注)			1,904,235	
受託事業収益(注)			7,191,149	
施設費収益			24,007,470	
補助金等収益(注)			66,416,640	
寄附金収益(注)			41,426,563	
財務収益				
受取利息		186,108	186,108	
雑益				
財産貸付料収入	24,736,279			
講習料収入	30,000			
文献複写料収入	56,292			
間接経費収入	19,058,100			
その他の雑益	5,846,781	49,727,452		
経常収益合計				2,774,813,617
経常損失				△ 11,775,289
臨時損失				
固定資産除却損		1,140,305	1,140,305	
臨時利益				
資産見返物品受贈額戻入(注)		284,332,042		
資産見返運営費交付金等戻入(注)		347,626,543		
資産見返寄附金戻入(注)		46,804,385		
補助金等収益(注)		5	678,762,975	
当期純利益				665,847,381
前中期目標期間繰越積立金取崩額(注)				30,924,086
当期総利益				696,771,467

(注)これらは、国立大学法人等固有の会計処理に伴う勘定科目である。

資本剰余金を減額したコスト等に関する注記

当期総利益		696,771,467	
減価償却相当額	△ 228,214,946		
除売却差額相当額	△ 12		
賞与引当増加相当額	2,642,522		
退職給付引当増加相当額	44,586,842		
小計		△ 180,985,594	
施設費収益相当額		70,362,530	
資本剰余金を減額したコスト等を含めた損益相当額			<u>586,148,403</u>

科学研究費助成事業等に関する注記

当期受入額	64,966,724
当期支出額	67,963,492

国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

I 業務費用		
(1) 損益計算書上の費用	2,787,729,211	
(2) (控除)自己収入等	△ 446,172,678	
業務費用合計		2,341,556,533
II 資本剰余金を減額したコスト等		180,985,594
III 機会費用		
政府出資の機会費用	31,560,908	31,560,908
IV (控除)国庫納付額		0
V 国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト		2,554,103,035
国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の計上方法		
(1) 政府出資等の機会費用の計算に使用した利率		
10年利付政府保証債の令和5年3月末利回りを参考に0.320%で計算している。		

純資産変動計算書
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

	I 資本金	II 資本剰余金				III 利益剰余金(又は繰越欠損金)					純資産 合計
	政府 出資金	資本 剰余金	減価償却相当累計 額(-)	除売却差額相当累 計額(-)	資本 剰余金 合計	前中期目標期間繰 越積立金	積立金	当期末処分利益(又 は当期末処理損失)	うち当期総利益(又は 当期総損失)	利益剰余金(又は繰 越欠損金)合計	
当期首残高	11,008,702,019	2,273,206,355	-2,727,677,785	-246,443,033	-700,914,463	40,556,601	9,056,207	125,925,140	-	175,537,948	10,483,325,504
当期変動額											
I 資本剰余金の当期変動額											
固定資産の取得		70,362,530		-15,437,601	54,924,929						54,924,929
固定資産の除売却			15,437,589		15,437,589						15,437,589
減価償却			-228,214,946		-228,214,946						-228,214,946
II 利益剰余金(又は繰越欠損金)の当期変動額											
(1) 利益の処分又は損失の処理											
前中期目標期間からの繰越し						168,335,533	-168,335,533				-
利益処分による積立金への積立及び振替						-40,556,601	166,481,741	-125,925,140			-
国庫納付金の納付							-7,202,415			-7,202,415	-7,202,415
(2) その他											
当期純利益(又は当期純損失)								696,771,467	696,771,467	696,771,467	696,771,467
前中期目標期間繰越積立金取崩額						-30,924,086					-
当期変動額合計	-	70,362,530	-212,777,357	-15,437,601	-157,852,428	96,854,846	-9,056,207	570,846,327	696,771,467	658,644,966	500,792,538
当期末残高	11,008,702,019	2,343,568,885	-2,940,455,142	-261,880,634	-858,766,891	137,411,447	-	696,771,467	696,771,467	834,182,914	10,984,118,042

※資本剰余金の財源別増減明細

	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	摘要
施設費	1,723,836,681	70,362,530	-	1,794,199,211	
目的積立金	491,914,772	-	-	491,914,772	
旧法人承継積立金	5,105,500	-	-	5,105,500	
前中期目標期間繰越積立金	22,349,402	-	-	22,349,402	
減資差益	30,000,000	-	-	30,000,000	
合計	2,273,206,355	70,362,530	-	2,343,568,885	

(注)1 令和4事業年度の純資産変動計算書における資本剰余金の当期首残高は、令和3事業年度の期末残高から損益外除売却差額相当額を控除した額としております。そのため、令和3事業年度の貸借対照表における資本剰余金残高と、令和4事業年度の純資産変動計算書における資本剰余金の当期首残高は整合しておりません。

(注)2 積立金の国庫納付等

- 前中期目標期間最終年度の積立金の期末残高は9,056,207円であり、これに前中期目標期間最終年度の未処分利益125,925,140円及び前中期目標期間繰越積立金40,556,601円を加えると、175,537,948円となっております。
- この積立金175,537,948円のうち、今中期目標期間の業務の財源及び固定資産の見合い等として繰越の承認を受けた額は168,335,533円であり、差引7,202,415円は国庫に納付しております。

キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位:円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 422,394,780
人件費支出	△ 1,831,566,229
その他の業務支出	△ 176,985,123
運営費交付金収入	2,314,965,000
授業料収入	103,886,059
公開講座等収入	30,000
入学金収入	20,510,800
検定料収入	2,073,200
附属診療所収入	77,984,542
受託研究収入	6,414,994
共同研究収入	1,590,000
受託事業等収入	7,191,149
補助金等収入	87,642,700
補助金等の精算による返還金の支出	△ 89,300
寄附金収入	29,826,000
その他収入	46,007,096
預り金の増加	△ 2,856,460
小計	<u>264,229,648</u>
国庫納付金の支払額	<u>△ 7,202,415</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>257,027,233</u>
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の償還による収入	120,000,000
有形固定資産の取得による支出	△ 244,771,731
無形固定資産の取得による支出	△ 5,482,050
定期預金の預入による支出	△ 1,485,000,000
定期預金の払戻による受入	1,185,000,000
施設費による収入	94,370,000
小計	<u>△ 335,883,781</u>
利息及び配当金の受取額	<u>922,939</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 334,960,842</u>
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
大学改革支援・学位授与機構債務負担金の返済による支出	△ 39,075
リース債務の返済による支出	△ 60,288,906
小計	<u>△ 60,327,981</u>
利息の支払額	<u>△ 1,604,804</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 61,932,785</u>
IV 資金に係る換算差額	0
V 資金増加額(△は減少)	△ 139,866,394
VI 資金期首残高	811,691,536
VII 資金期末残高	<u>671,825,142</u>

利益の処分に関する書類(案)

(単位:円)

I	当期未処分利益		696,771,467
	当期総利益	696,771,467	
II	利益処分類		
	積立金	<u>651,428,353</u>	
	国立大学法人法第35条において準用する 独立行政法人通則法第44条第3項により 文部科学大臣の承認を受けようとする額		
	教育研究環境整備積立金	<u>45,343,114</u>	<u>696,771,467</u>
		<u>45,343,114</u>	

注記事項

(重要な会計方針)

1. 国立大学法人会計基準

国立大学法人会計基準(「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書)(国立大学法人会計基準等検討会議 令和4年2月10日改訂)及び「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針(文部科学省、日本公認会計士協会 令和5年4月13日最終改訂)を適用して、財務諸表を作成しております。

2. 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

なお、文部科学省の指定に従い、特殊要因経費の退職手当分・年俸制導入促進費分として措置される運営費交付金については費用進行基準を、ミッション実現加速化経費の教育関係共同実施分・基盤的設備等整備分として措置される運営費交付金については業務達成基準を採用しています。

3. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法に基づく耐用年数を採用しておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

なお、受託研究収入によって購入した資産は、当該研究期間を耐用年数としております。

建 物	3年～50年
構 築 物	10年～60年
工具器具備品	3年～15年
車 輛 運 搬 具	2年～6年

また、特定の償却資産(国立大学法人会計基準第78)の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4. 賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、翌事業年度以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記における賞与引当増加相当額は、当事

業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上しております。

5. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

一部の教員の退職給付の支給に備え、当該教員の当事業年度末自己都合要支給額にて引当金を計上しております。

その他の教職員の退職給付については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記における退職給付引当増加相当額は、国立大学法人会計基準第82第4項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金(自己都合要支給額)の当事業年度増加額を計上しております。

6. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準	低価法
評価方法	最終仕入原価法

7. リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。

(重要な債務負担行為)

該当ありません。

(会計上の見積の開示)

該当ありません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

(貸借対照表)

1. 運営費交付金から充当されるべき賞与引当相当額	104,595,575 円
2. 運営費交付金から充当されるべき退職給付引当相当額	1,050,280,039 円

3. 利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの

① 国からの承継時において、附属診療所の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見

合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの	
附属診療所に関する借入金の元金償還額の累計	33,541,015 円
当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計	0 円
利益剰余金に与える影響額(差引き)	33,541,015 円

② 国立大学法人等が獲得した附属診療所収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの収益化額が二重になっていることによるもの

法人移行時に国から承継した資産について承継時に負債として計上していた額のうち、資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する当該負債の収益化累計額	25,702,778 円
---	--------------

③ 国からの承継時において、附属診療所の財産的基礎と考えられる未収附属診療所収入のうち、国からの出資でなく譲与としたことによるもの

9,500,516 円

④ 国からの承継時において、附属診療所の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資でなく譲与としたことによるもの

3,854,588 円
72,559,822 円

(損益計算書)

1. 当期総利益のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの

① 国からの承継時において、附属診療所の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属診療所に関する借入金の元金償還額	39,075 円
当該借入金により取得した資産の減価償却費	0 円
当期総利益に与える影響額(差引き)	39,075 円

② 国立大学法人等が獲得した附属診療所収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの収益化額が二重になっていることによるもの

 法人移行時に国から承継した資産について承継時に負債として計上していた額のうち、資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する当該負債の収益化額

_____ 0 円
39,075 円

2. 臨時利益のうち、資産見返物品受贈額戻入 284,332,042 円、資産見返運営費交付金等戻入 347,626,543 円、資産見返寄附金戻入 46,804,385 円は会計基準改訂に伴い期首に計上した資産見返負債の収益化額となっております。

3. 国立大学法人等の業務運営に関する国民の負担に帰せられるコストの注記

(控除)自己収入には、会計基準改訂に伴い期首に臨時利益に計上した資産見返運営費交付金等戻入のうち授業料財源分の31,386,859円、資産見返寄附金戻入46,804,385円が含まれております。

退職給付引当増加相当額のうち831,790円は国からの出向職員に係るものであります。

(キャッシュ・フロー計算書)

1. 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	671,825,142円
資金期末残高	671,825,142円

2. 重要な非資金取引

(1) 寄附受による資産の増加	4,524,447円
(2) ファイナンス・リースによる資産の取得	24,937,507円

(退職給付に係る注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当法人は、一部の教員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しております。当該制度では、給与期間と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	44,015,756円
退職給付費用	232,685円
退職給付の支払額	0円
期末における退職給付引当金	44,248,441円

(2) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	232,685円
----------------	----------

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

本学は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定し、資金調達については大学改革支援・学位授与機構からの借入れに限定しております。

資金運用にあたっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人通則法第47条及び国立大学法人法第34条の3第2項の規定に基づき、預金等を保有しております。なお、当該運用資産は、金利や為替の変動による市場リスクや信用リスク等を包含していますが、余裕金運用細則に基づき適切なリスク管理を実施し、資金の運用状況や管理運用業務の実施状況を

役員会等において報告しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、未収附属診療所収入及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:円)

	貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1)長期未払金(※2)	(127,537,327)	(127,497,688)	(△39,639)

(※1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※2)一年以内支払予定のリース債務(未払金)については、長期未払金に含めて表示しております。

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 : 同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価 : レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 : 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

長期未払金

時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(減損関係)

1. 減損の兆候

(1)減損の兆候が認められた固定資産(減損を認識した場合を除く。)

①減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用途	種類	場所	帳簿価額
職員宿舎	建物	茨城県つくば市	5,666,365 円

②認められた減損の兆候の概要

職員宿舎 : 入居率が著しく低下しております。

③減損会計基準「第4 減損の認識」2に掲げる要件を満たしている根拠又は固定資産の市場価格の回復の見込みがあると認められる根拠

職員宿舎 : 入居率が一時的に減少していますが、宿舎の使用については今後も継続する方針であることから、減損を認識していません。

(賃貸等不動産の時価等)

当法人は、天久保・春日地区に寄宿舍等を有しております。これらの賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりであります。

(単位:円)

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
759,834,512	△51,991,331	707,843,181	756,955,275

(注1)貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2)当期増減額は次のとおりであります。

購入による増加(天久保・春日地区学生寄宿舍)	654,830 円
減価償却費等による減少(天久保・春日地区学生寄宿舍)	△52,646,161 円

(注3)当期末の時価は、土地部分については公示価格に基づく価額、建物等については帳簿価額によっております。

また、賃貸等不動産に関する令和5年3月期における収益及び費用等の状況は次のとおりであります。

(単位:円)

賃貸収益	賃貸費用	その他(売却損益等)
15,933,500	80,822,161 (42,525,380)	0

(注1)「賃貸費用」欄の()内は内書きで、減価償却相当累計額であります。

(資産除去債務)

該当ありません。

附 属 明 细 书

附属明細書

1. 固定資産の取得及び処分、減価償却費並びに減損損失の明細	14
2. たな卸資産の明細	15
3. 無償国有財産等の明細	15
4. PFIの明細	15
5. 有価証券の明細	
5-1. 流動資産として計上された有価証券	15
5-2. 投資その他の資産として計上された有価証券	15
6. 引当特定資産の明細	15
7. 出資金の明細	15
8. 長期貸付金の明細	15
9. 借入金の明細	16
10. 国立大学法人等債の明細	16
11. 引当金の明細	
11-1. 引当金の明細	17
11-2. 貸付金等に対する貸倒引当金の明細	17
11-3. 退職給付引当金の明細	17
12. 資産除去債務の明細	17
13. 保証債務の明細	18
14. 目的積立金の取り崩しの明細	19
15. 業務費及び一般管理費の明細	20
16. 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細	
16-1. 運営費交付金債務	24
16-2. 運営費交付金収益	24
17. 運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細	
17-1. 施設費の明細	25
17-2. 補助金等の明細	26
18. 役員及び教職員の給与の明細	27
19. 開示すべきセグメント情報	28
20. 寄附金の明細	
20-1. 寄附金債務の明細	29
20-2. 寄附金の受入額の明細	29
21. 受託研究の明細	30
22. 共同研究の明細	31
23. 受託事業等の明細	32
24. 科学研究費補助金の明細	33
25. 主な資産、負債、費用及び収益の明細	
25-1. 現金及び預金	34
25-2. 未払金	34

(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費(「第78 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第85 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当額も含む。)並びに減損損失の明細

(単位:円)

資産の種類	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	減価償却累計額		減損損失累計額			差引当期末 残高	摘要	
						当期償却額		当期減損 損失	当期減損 損失相当額			
有形固定資産 (特定償却資産)	建物	4,904,427,483	50,559,933	162,167	4,954,825,249	2,617,243,144	207,820,471	0	0	0	2,337,582,105	
	構築物	359,462,038	18,297,720	734,626	377,025,132	240,506,575	7,902,411	0	0	0	136,518,557	
	工具器具備品	90,452,146	0	14,540,808	75,911,338	66,470,157	2,750,904	0	0	0	9,441,181	
	図書	967,918	0	0	967,918			0	0	0	967,918	
	計	5,355,309,585	68,857,653	15,437,601	5,408,729,637	2,924,219,876	218,473,786	0	0	0	2,484,509,761	
有形固定資産 (特定償却資産以外)	建物	831,580,892	17,722,729	0	849,303,621	434,811,706	46,525,696	0	0	0	414,491,915	
	構築物	91,157,578	1,887,766	0	93,045,344	64,780,974	4,115,161	0	0	0	28,264,370	
	工具器具備品	1,444,438,523	52,648,595	249,949,591	1,247,137,527	1,062,084,046	89,644,801	0	0	0	185,053,481	
	図書	379,125,681	4,650,380	846,376	382,929,685			0	0	0	382,929,685	
	車輛運搬具	13,967,679	0	0	13,967,679	13,967,676	231,801	0	0	0	3	
	計	2,760,270,353	76,909,470	250,795,967	2,586,383,856	1,575,644,402	140,517,459	0	0	0	1,010,739,454	
非償却資産	土地	7,215,000,000	0	0	7,215,000,000			0	0	0	7,215,000,000	
	建設仮勘定	1,953,600	110,347,600	108,763,600	3,537,600			0	0	0	3,537,600	
	計	7,216,953,600	110,347,600	108,763,600	7,218,537,600			0	0	0	7,218,537,600	
有形固定資産合計	土地	7,215,000,000	0	0	7,215,000,000			0	0	0	7,215,000,000	
	建物	5,736,008,375	68,282,662	162,167	5,804,128,870	3,052,054,850	254,346,167	0	0	0	2,752,074,020	
	構築物	450,619,616	20,185,486	734,626	470,070,476	305,287,549	12,017,572	0	0	0	164,782,927	
	工具器具備品	1,534,890,669	52,648,595	264,490,399	1,323,048,865	1,128,554,203	92,395,705	0	0	0	194,494,662	
	図書	380,093,599	4,650,380	846,376	383,897,603			0	0	0	383,897,603	
	車輛運搬具	13,967,679	0	0	13,967,679	13,967,676	231,801	0	0	0	3	
	建設仮勘定	1,953,600	110,347,600	108,763,600	3,537,600			0	0	0	3,537,600	
	計	15,332,533,538	256,114,723	374,997,168	15,213,651,093	4,499,864,278	358,991,245	0	0	0	10,713,786,815	
無形固定資産 (特定償却資産)	ソフトウェア	48,705,800	0	0	48,705,800	16,235,266	9,741,160	0	0	0	32,470,534	
	計	48,705,800	0	0	48,705,800	16,235,266	9,741,160	0	0	0	32,470,534	
無形固定資産 (特定償却資産以外)	特許権	569,373	0	0	569,373	444,818	71,171	0	0	0	124,555	
	ソフトウェア	85,571,526	3,585,000	0	89,156,526	77,565,222	5,475,262	0	0	0	11,591,304	
	電話加入権	295,000	0	0	295,000			0	0	0	295,000	
	工業所有権仮勘定	3,052,814	432,686	28,850	3,456,650			0	0	0	3,456,650	
	計	89,488,713	4,017,686	28,850	93,477,549	78,010,040	5,546,433	0	0	0	15,467,509	
無形固定資産合計	特許権	569,373	0	0	569,373	444,818	71,171	0	0	0	124,555	
	ソフトウェア	134,277,326	3,585,000	0	137,862,326	93,800,488	15,216,422	0	0	0	44,061,838	
	電話加入権	295,000	0	0	295,000			0	0	0	295,000	
	工業所有権仮勘定	3,052,814	432,686	28,850	3,456,650			0	0	0	3,456,650	
	計	138,194,513	4,017,686	28,850	142,183,349	94,245,306	15,287,593	0	0	0	47,938,043	
投資その他の資産	長期前払費用	17,322,703	149,060	5,528,370	11,943,393						11,943,393	
	敷金保証金	381,400	0	0	381,400						381,400	
	預託金	45,980	0	0	45,980						45,980	
	計	17,750,083	149,060	5,528,370	12,370,773						12,370,773	

(2) たな卸資産の明細

(単位:円)

種類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘要
		当期購入・ 製造・振替	その他	払出・振替	その他		
医薬品	1,198,774	2,496,968	0	3,083,863	0	611,879	
診療材料	1,930,994	4,497,795	0	4,738,887	0	1,689,902	
貯蔵品	443,674	197,871	0	180,383	0	461,162	
計	3,573,442	7,192,634	0	8,003,133	0	2,762,943	

(3) 無償国有財産等の明細

該当なし

(4) PFIの明細

該当なし

(5) 有価証券の明細

(5)－1 流動資産として計上された有価証券

該当なし

(5)－2 投資その他の資産として計上された有価証券

該当なし

(6) 引当特定資産の明細

該当なし

(7) 出資金の明細

該当なし

(8) 長期貸付金の明細

該当なし

(9) 借入金の明細

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	平均利率(%)	返済期限	摘要
大学改革支援・学位 授与機構債務負担 金	39,075	0	39,075	0	-	令和4年9月29日	
計	39,075	0	39,075	0			

(10) 国立大学法人等債の明細

該当なし

(11) 引当金の明細

(11)－1 引当金の明細
該当なし

(11)－2 貸付金等に対する貸倒引当金の明細
該当なし

(11)－3 退職給付引当金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
退職給付債務合計額	44,015,756	232,685	0	44,248,441	
退職一時金に係る債務	44,015,756	232,685	0	44,248,441	
確定給付企業年金等に係る債務	0	0	0	0	
未認識過去勤務費用及び未認識 数理計算上の差異	0	0	0	0	
年金資産	0	0	0	0	
退職給付引当金	44,015,756	232,685	0	44,248,441	

(12) 資産除去債務の明細
該当なし

(13) 保証債務の明細

区分	期首残高		当期増加		当期減少		期末残高		保証料収益
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	金額
大学改革支援・学位授与機構債務負担金		(円)		(円)		(円)		(円)	(円)
	1	39,075	0	0	1	39,075	0	0	0

(注) 国立大学法人法附則第12条第3項の規定に基づき、国立大学法人は、文部科学大臣が定めるところにより、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が承継した借入金債務を保証するものであります。

(14) 目的積立金の取崩しの明細

(単位:円)

積立金の名称及び事業名	前中期目標期間繰越積立金			合 計
	退職手当	年俸制導入促進費	計	
教員人件費				
給料	0	1,227,241	1,227,241	1,227,241
退職給付費用	29,696,845	0	29,696,845	29,696,845
小 計	29,696,845	1,227,241	30,924,086	30,924,086
中期目標期間終了時の 積立金への振替額	—	—		
合 計	29,696,845	1,227,241	30,924,086	30,924,086

(15) 業務費及び一般管理費の明細

(単位:円)

業務費		
教育経費		
消耗品費	43,496,796	
備品費	34,494,135	
印刷製本費	1,882,465	
図書資料費	4,955,880	
水道光熱費	32,324,283	
旅費交通費	10,369,061	
通信運搬費	2,412,433	
賃借料	5,006,928	
保守費	13,963,140	
修繕費	22,406,202	
損害保険料	168,200	
行事費	44,000	
諸会費	1,000,460	
派遣職員	2,034,529	
諸謝金	5,028,215	
業務委託費	61,202,482	
振込手数料	4,971	
その他報酬・委託・手数料	4,328,435	
租税公課	1,650	
奨学費	77,206,641	
減価償却費	62,736,516	
雑費	6,022,749	391,090,171
研究経費		
消耗品費	25,576,178	
備品費	23,268,835	
印刷製本費	2,658,583	
図書資料費	1,265,161	
水道光熱費	11,139,260	
旅費交通費	11,379,894	
通信運搬費	2,061,681	
賃借料	4,776,029	
保守費	6,074,544	
修繕費	2,906,339	
損害保険料	23,710	
諸会費	5,194,508	
派遣職員	2,651,922	
諸謝金	2,361,750	
業務委託費	23,929,707	
振込手数料	37,103	
その他報酬・委託・手数料	3,370,793	
減価償却費	14,475,493	
雑費	190,617	143,342,107

診療経費			
材料費			
医薬品費	3,083,863		
診療材料費	4,592,994		
医療消耗器具備品費	180,383	7,857,240	
委託費			
検査委託費	1,936,569		
清掃委託費	850,620	2,787,189	
設備関係費			
減価償却費	29,105,309		
修繕費	333,953	29,439,262	
経費			
消耗品費	2,907,171		
図書資料費	47,736		
備品費	502,722		
印刷製本費	145,125		
水道光熱費	4,452,497		
通信運搬費	366,943		
賃借料	2,070,701		
保守費	3,529,031		
損害保険料	155,510		
諸会費	105,000		
派遣職員	301,180		
諸謝金	1,419,450		
その他報酬・委託・手数料	486,522		
その他の委託費	2,710,903		
租税公課	12,900		
職員被服費	33,198	19,246,589	59,330,280
教育研究支援経費			
消耗品費		2,712,006	
備品費		543,026	
図書資料費		1,064,607	
水道光熱費		2,576,050	
旅費交通費		57,940	
通信運搬費		4,180,821	
賃借料		60,720	
保守費		9,899,396	
修繕費		1,314,687	
諸会費		253,859	
派遣職員		965,249	
業務委託費		1,662,618	
振込手数料		152	
その他報酬・委託・手数料		2,786,550	
減価償却費		7,210,744	35,288,425

受託研究費			
職員人件費			
非常勤職員給与			
給料	571,370	571,370	
消耗品費		791,862	
図書資料費		214,702	
備品費		1,448,650	
印刷製本費		2,750	
旅費交通費		107,290	
保守費		54,240	
諸謝金		154,670	
業務委託費		864,979	
その他報酬・委託・手数料		28,700	
減価償却費		1,364,109	
雑費		49,000	
租税公課		88,689	5,741,011
共同研究費			
消耗品費		1,284,421	
図書資料費		9,642	
備品費		245,230	
旅費交通費		166,757	
賃借料		21,663	
諸会費		75,000	
諸謝金		4,000	
業務委託費		35,054	
その他報酬・委託・手数料		38,157	
租税公課		24,311	1,904,235
受託事業費			
職員人件費			
非常勤職員給与			
給料	1,043,290		
法定福利費	104,020	1,147,310	
消耗品費		5,463	
印刷製本費		37,822	
水道光熱費		515,056	
旅費交通費		56,760	
通信運搬費		96,162	
賃借料		816,860	
諸謝金		476,410	
業務委託費		2,440,656	
その他報酬・委託・手数料		78,650	
減価償却費		1,055,998	
租税公課		111,956	6,839,103

役員人件費			
役員報酬		26,030,200	
賞与		8,718,054	
法定福利費		3,591,382	38,339,636
教員人件費			
常勤教員給与			
給料	774,737,735		
賞与	216,926,003		
退職給付費用	123,513,793		
退職給付引当金繰入額	232,685		
法定福利費	156,861,252	1,272,271,468	
非常勤教員給与			
給料	28,555,480		
法定福利費	708,732	29,264,212	1,301,535,680
職員人件費			
常勤職員給与			
給料	306,622,691		
賞与	95,740,288		
退職給付費用	16,686,694		
法定福利費	65,256,230	484,305,903	
非常勤職員給与			
給料	91,965,625		
法定福利費	11,426,458	103,392,083	587,697,986
一般管理費			
消耗品費		11,027,595	
備品費		6,850,464	
印刷製本費		2,821,025	
図書資料費		2,259,596	
水道光熱費		18,299,454	
旅費交通費		4,288,206	
通信運搬費		2,717,197	
賃借料		3,388,393	
車両燃料費		219,539	
福利厚生費		2,118,063	
保守費		13,065,883	
修繕費		51,405,211	
損害保険料		1,701,188	
広告宣伝費		2,738,043	
諸会費		3,154,800	
会議費		68,376	
派遣職員		1,428,372	
諸謝金		356,180	
業務委託費		33,749,287	
振込手数料		1,932,878	
その他報酬・委託・手数料		10,969,986	
租税公課		8,835,422	
減価償却費		30,115,723	
交際費		163,714	
雑費		200,516	213,875,111

(注) 人件費の定義は、「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」「(以下「ガイドライン」)」に基づいております。常勤職員とは、ガイドライン中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究費等により雇用する者を除いた職員であり、非常勤職員とは、常勤職員、受託研究費等により雇用する者及び「ガイドライン」における「派遣会社に支払う費用」以外の職員であります。

(16) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(16)－1 運営費交付金債務

(単位:円)

交付年度	期首残高	交付金当期交付額	当期振替額			期末残高
			運営費交付金収益	資本剰余金	小計	
令和4年度	0	2,314,965,000	2,297,349,973	0	2,297,349,973	17,615,027
合計	0	2,314,965,000	2,297,349,973	0	2,297,349,973	17,615,027

(16)－2 運営費交付金収益

(単位:円)

業務等区分	令和4年度交付分	合計
期間進行基準	2,134,197,000	2,134,197,000
費用進行基準	130,046,324	130,046,324
業務達成基準	33,106,649	33,106,649
合計	2,297,349,973	2,297,349,973

(17) 運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細

(17)-1 施設費の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期 交付額	当期振替額			期末残高	摘要
			資本剰余金	施設費 収益	その他		
国立大学法人施設整備費補助金	0	78,370,000	54,362,530	24,007,470	0	0	
大学改革支援・学位授与機構施設費交付事業費	0	16,000,000	16,000,000	0	0	0	
計	0	94,370,000	70,362,530	24,007,470	0	0	

(17) - 2 補助金等の明細

(単位:円)

名 称	交付元	経費の別	期首残高	当期 交付額	当期振替額					期末残高	摘要
					長期繰延 補助金等	資本剰余金	長期預り 補助金等	補助金等 収益	その他		
国立大学法人設備整備費補助金	文部科学省	直接経費	0	15,281,000	0	0	0	15,281,000	0	0	
		間接経費	0	0	0	0	0	0	0	0	
授業料等減免費交付金	文部科学省	直接経費	89,300	41,176,700	0	0	0	41,176,700	89,300	0	返還による減少
		間接経費	0	0	0	0	0	0	0	0	
新型コロナウイルスワクチン接種促進事業費臨時補助金	文部科学省	直接経費	0	15,000	0	0	0	15,000	0	0	
		間接経費	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計		直接経費	89,300	56,472,700	0	0	0	56,472,700	89,300	0	
		間接経費	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	89,300	56,472,700	0	0	0	56,472,700	89,300	0	

(注) 損益計算書上には長期繰延補助金からの収益化額9,943,940円が含まれているため、本表の会計処理内訳とは一致していません。

(18) 役員及び教職員の給与の明細

(単位:円、人)

区 分		報酬又は給料等		法定福利費	退職給付	
		金額	支給人員	金額	金額	支給人員
役 員	常 勤	(30,636,254) 30,636,254	(2) 2	(3,591,382) 3,591,382	(0) 0	(0) 0
	非常勤	(0) 4,112,000	(0) 4	(0) 0	(0) 0	(0) 0
	計	(30,636,254) 34,748,254	(2) 6	(3,591,382) 3,591,382	(0) 0	(0) 0
教 員	常 勤	(894,187,016) 991,663,738	(93) 109	(142,060,629) 156,861,252	(123,408,633) 123,513,793	(7) 7
	非常勤	(0) 28,555,480	(0) 27	(0) 708,732	(0) 0	(0) 0
	計	(894,187,016) 1,020,219,218	(93) 136	(142,060,629) 157,569,984	(123,408,633) 123,513,793	(7) 7
職 員	常 勤	(395,521,761) 402,362,979	(64) 66	(64,179,860) 65,256,230	(16,686,694) 16,686,694	(3) 3
	非常勤	(0) 91,965,625	(0) 97	(0) 11,426,458	(0) 0	(0) 0
	計	(395,521,761) 494,328,604	(64) 163	(64,179,860) 76,682,688	(16,686,694) 16,686,694	(3) 3
合 計	常 勤	(1,320,345,031) 1,424,662,971	(159) 177	(209,831,871) 225,708,864	(140,095,327) 140,200,487	(10) 10
	非常勤	(0) 124,633,105	(0) 128	(0) 12,135,190	(0) 0	(0) 0
	計	(1,320,345,031) 1,549,296,076	(159) 305	(209,831,871) 237,844,054	(140,095,327) 140,200,487	(10) 10

(注)1 役員報酬規準の概要

学長 895千円
 理事 634千円を本給月額として支給しております。
 非常勤役員の役員手当は次のとおりです。
 理事 70千円、監事 78千円を月額として支給しております。
 その他諸手当については、「国立大学法人筑波技術大学役員給与規程」に基づき支給しております。

(注)2 教職員給与規準の概要

教職員の給与は基本給与と諸手当としております。
 基本給与は一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年4月3日法律第95号)及び人事院規則を準用し、本学職員給与規程に基づき支給しております。

(注)3 役員退職手当規準の概要

独立行政法人の退職手当規程を準用し、本学役員退職手当規程に基づいております。

(注)4 教職員退職手当規準の概要

国家公務員退職手当法(昭和28年8月8日法律第182号)を準用し、本学職員退職手当規程に基づき支給しております。

(注)5 支給人員数は、報酬又は給与は年間平均支給人員数を記載し、退職給付については年間支給人員数を記載しております。

(注)6 上記の退職給付(教員)には、退職給付引当金繰入額232,685円は含まれておりません。

(注)7 人件費の定義は、「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(以下「ガイドライン」)に基づいております。常勤職員とは、ガイドライン中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究費等により雇用する者を除いた職員であり、非常勤職員とは、常勤職員、受託研究費等により雇用する者及び「ガイドライン」における「派遣会社に支払う費用」以外の職員であります。

(注)8 ()は、「退職金相当額を運営費交付金で措置する対象者数について(通知)」(平成16年6月3日付人事課長16文科人第84号)における「退職金相当額を運営費交付金で措置する必要がある役職員」の支給額を内数として記載しております。

(19) 開示すべきセグメント情報

(単位:円)

区 分	産業技術学部	保健科学部	障害者高等教育 研究支援センター	技術科学研究科	附属診療所	小 計	法人共通	合 計
業務費用								
業務費	651,650,153	525,847,735	444,864,394	12,640,396	200,185,157	1,835,187,835	735,920,799	2,571,108,634
教育経費	130,234,194	87,232,099	28,609,549	9,376,361	1,416,669	256,868,872	134,221,299	391,090,171
研究経費	36,599,976	48,048,942	42,145,234	3,019,626	0	129,813,778	13,528,329	143,342,107
診療経費	0	0	0	0	59,330,280	59,330,280	0	59,330,280
教育研究支援経費	123,875	866,085	179,838	4,345	0	1,174,143	34,114,282	35,288,425
受託研究費	4,072,829	1,000,000	668,182	0	0	5,741,011	0	5,741,011
共同研究費	1,754,235	150,000	0	0	0	1,904,235	0	1,904,235
受託事業費等	1,173,478	0	0	0	0	1,173,478	5,665,625	6,839,103
人件費	477,691,566	388,550,609	373,261,591	240,064	139,438,208	1,379,182,038	548,391,264	1,927,573,302
一般管理費	3,745,881	4,338,614	1,820,520	74,739	402,030	10,381,784	203,493,327	213,875,111
財務費用	277,113	237,526	0	0	143,321	657,960	918,998	1,576,958
雑損	0	23,140	0	0	790	23,930	4,273	28,203
小 計	655,673,147	530,447,015	446,684,914	12,715,135	200,731,298	1,846,251,509	940,337,397	2,786,588,906
業務収益								
運営費交付金収益	519,782,361	451,003,913	396,571,611	6,762,976	93,943,552	1,468,064,413	829,285,560	2,297,349,973
学生納付金収益	124,381,900	67,318,100	0	10,002,700	0	201,702,700	0	201,702,700
附属診療所収益	0	0	0	0	77,818,151	77,818,151	0	77,818,151
受託研究収益	4,072,830	1,000,000	668,182	0	0	5,741,012	1,342,164	7,083,176
共同研究収益	1,754,235	150,000	0	0	0	1,904,235	0	1,904,235
受託事業等収益	1,173,480	0	0	0	0	1,173,480	6,017,669	7,191,149
補助金等収益	29,558,560	29,367,784	1,510,113	0	307,895	60,744,352	5,672,288	66,416,640
施設費収益	0	1,432,157	449,501	0	554,994	2,436,652	21,570,818	24,007,470
寄附金収益	25,360,681	6,854,792	3,981,059	0	0	36,196,532	5,230,031	41,426,563
雑益等	18,142,466	14,427,860	3,060,900	210,000	1,402,712	37,243,938	12,669,622	49,913,560
小 計	724,226,513	571,554,606	406,241,366	16,975,676	174,027,304	1,893,025,465	881,788,152	2,774,813,617
業務損益	68,553,366	41,107,591	△ 40,443,548	4,260,541	△ 26,703,994	46,773,956	△ 58,549,245	△ 11,775,289
土地	0	0	0	0	66,638,000	66,638,000	7,148,362,000	7,215,000,000
建物	739,663,154	530,853,321	234,861,049	44,469,098	263,823,837	1,813,670,459	938,403,561	2,752,074,020
構築物	38,441,740	50,703,282	15,672,441	3,445,326	791,694	109,054,483	55,728,444	164,782,927
その他	39,451,926	68,320,389	21,437,827	330,583	13,541,908	143,082,633	1,519,859,360	1,662,941,993
附属資産	817,556,820	649,876,992	271,971,317	48,245,007	344,795,439	2,132,445,575	9,662,353,365	11,794,798,940

(注1) セグメントは、本学の業務に応じて「産業技術学部」、「保健科学部」、「障害者高等教育研究支援センター」、「技術科学研究科」、「附属診療所」に区分し、各セグメントに配賦しなかったものは「法人共通」に計上しております。

(注2) 業務費用のうち、各セグメントに配賦せず「法人共通」に計上したものの主な内容は常勤職員人件費426,527,400円となります。
一般管理費のうち、各セグメントに配賦せず「法人共通」に計上した金額は203,493,327円であり、主な内容は法人共通に係る光熱水料、修繕費などとなります。
業務収益のうち、各セグメントに配賦せず「法人共通」に計上したものの主な内容は運営費交付金収益829,285,560円となります。
附属資産のうち、各セグメントに配賦せず「法人共通」に計上したものの主な内容は土地7,148,362,000円、建物938,497,065円、現金及び預金971,825,142円となります。

(注3) 前中期目標期間繰越積立金取崩額、減価償却費、減価償却相当額、除売却差額相当額、賞与引当増加相当額、退職給付引当増加相当額の各区分毎の金額は、以下のとおりです。

区 分	産業技術学部	保健科学部	障害者高等教育 研究支援センター	技術科学研究科	附属診療所	小 計	法人共通	合 計
前中期目標期間 繰越積立金取崩額	0	0	30,924,086	0	0	30,924,086	0	30,924,086
減価償却費	33,233,322	34,217,518	8,318,168	160,845	29,337,774	105,267,627	40,796,265	146,063,892
減価償却相当額	61,200,466	45,980,282	20,475,682	2,841,637	6,862,958	137,361,025	90,853,921	228,214,946
除売却差額相当額	5	0	3	0	0	8	4	12
賞与引当増加相当額	△ 664,670	△ 785,958	△ 1,087,207	0	△ 760,044	△ 3,297,879	655,357	△ 2,642,522
退職給付引当増加相当額	4,554,019	△ 31,753,233	△ 24,595,698	0	△ 14,981,677	△ 66,776,589	22,189,747	△ 44,586,842

(20) 寄附金債務の明細及び寄附金の受入額の明細

(20)－1 寄附金債務の明細

(単位:円)

期首残高	当期増加額		当期振替額				期末残高	摘要
	当期受入額	運用益・ 評価差額	寄附金収益	資本剰余金	運用損・ 評価差額	その他		
230,132,990	29,826,000	692,694	36,902,116	0	0	0	223,749,568	

(20)－2 寄附金の受入額の明細

区 分	当期受入額 (円)	件数 (件)	摘 要
産業技術学部	26,576,000	7	内、現物寄附 1件(1,386,000円)
その他	8,467,141	298	内、現物寄附 206件(3,138,447円)
合 計	35,043,141	305	

(21) 受託研究の明細

(単位:円)

委託者	経費の別	期首残高	当期受入額	受託研究収益	期末残高
国	直接経費	0	0	0	0
	間接経費	0	0	0	0
地方公共団体	直接経費	0	598,950	598,950	0
	間接経費	0	0	0	0
独立行政法人	直接経費	0	873,880	873,880	0
	間接経費	0	262,164	262,164	0
国立大学法人	直接経費	330,000	1,000,000	1,000,000	330,000
	間接経費	33,000	300,000	300,000	33,000
株式会社等	直接経費	1,100,000	1,500,000	2,600,000	0
	間接経費	330,000	450,000	780,000	0
その他	直接経費	668,182	0	668,182	0
	間接経費	0	0	0	0
合計	直接経費	2,098,182	3,972,830	5,741,012	330,000
	間接経費	363,000	1,012,164	1,342,164	33,000

(22) 共同研究の明細

(単位:円)

共同研究契約 の相手方	経費の別	期首残高	当期受入額	共同研究収益	期末残高
国	直接経費	0	0	0	0
	間接経費	0	0	0	0
地方公共団体	直接経費	0	0	0	0
	間接経費	0	0	0	0
独立行政法人	直接経費	0	0	0	0
	間接経費	0	0	0	0
国立大学法人	直接経費	0	0	0	0
	間接経費	0	0	0	0
株式会社等	直接経費	1,505,460	1,150,000	1,904,235	751,225
	間接経費	0	0	0	0
その他	直接経費	0	0	0	0
	間接経費	0	0	0	0
合計	直接経費	1,505,460	1,150,000	1,904,235	751,225
	間接経費	0	0	0	0

(23) 受託事業等の明細

(単位:円)

委託者等	経費の別	期首残高	当期受入額	受託事業等収益	期末残高
国	直接経費	0	5,665,625	5,665,625	0
	間接経費	0	0	0	0
地方公共団体	直接経費	0	0	0	0
	間接経費	0	0	0	0
独立行政法人	直接経費	0	0	0	0
	間接経費	0	0	0	0
国立大学法人	直接経費	0	0	0	0
	間接経費	0	0	0	0
株式会社等	直接経費	0	1,173,480	1,173,480	0
	間接経費	0	352,044	352,044	0
その他	直接経費	0	0	0	0
	間接経費	0	0	0	0
合計	直接経費	0	6,839,105	6,839,105	0
	間接経費	0	352,044	352,044	0

(24) 科学研究費助成事業等の明細

(単位:円)

種 目	当期受入	件 数	摘 要
学術変革領域研究(B)	(4,527,000) 1,358,100	3	うち2件分担者(1,177,000)
基盤研究(S)	(1,000,000) 300,000	1	うち1件分担者(1,000,000)
基盤研究(A)	(700,000) 210,000	4	うち4件分担者(700,000)
基盤研究(B)	(22,700,000) 6,810,000	20	うち13件分担者(4,400,000)
基盤研究(C)	(17,600,000) 5,280,000	33	うち7件分担者(1,080,000)
挑戦的萌芽研究	(9,900,000) 2,970,000	8	うち2件分担者(700,000)
若手研究	(5,334,576) 1,530,000	5	
研究活動スタート支援	(2,000,000) 600,000	3	
奨励研究	(378,840) 0	1	
厚生労働科学研究費補助金	(826,308) 0	3	うち3件分担者(826,308)
合 計	(64,966,724) 19,058,100	81	

(注)

1. 当期受入には間接経費相当額を記載し、()は外数として直接経費を記載しております。
なお、他機関へ送金する分担金相当額は除き、他機関から受領する分担金相当額は含めております。
2. 間接経費相当額には、次年度への繰越等10,407,000円が含まれております。

(25) 主な資産、負債、費用及び収益の明細

① 現金及び預金

(単位:円)

区分	金額
現金	945,920
預金	
普通預金	670,851,983
当座預金	27,239
定期預金	300,000,000
合 計	971,825,142

② 未払金

(単位:円)

相手先	金額
教職員	154,571,387
(株)JECC 集計	36,678,644
三菱HCキャピタル(株)	15,110,008
東京ガスリース(株)	11,079,929
エイチ・シー・ネットワークス(株)	7,480,000
ヤトロ電子(株)	6,090,726
三友(株)関東営業所	5,437,300
(株)ホサカ	4,699,449
デジタルテクノロジー株式会社	4,323,000
(株)大塚商会	4,256,054
(株)高田工務店	3,998,500
その他	74,089,887
合 計	327,814,884

令和4事業年度

事業報告書

自:令和 4年 4月 1日

至:令和 5年 3月31日

国立大学法人筑波技術大学

目 次

I	法人の長によるメッセージ	1
II	基本情報	
	1. 国立大学法人等の長の理念や経営上の方針・戦略 及びそれを達成するための計画等	1
	2. 沿革	3
	3. 設立に係る根拠法	4
	4. 主務大臣(主務省所管局課)	4
	5. 組織図	5
	6. 所在地	6
	7. 資本金の額	6
	8. 学生の状況	6
	9. 教職員の状況	6
	10. ガバナンスの状況	6
	11. 役員等の状況	7
III	財務諸表の概要	
	1. 国立大学法人等の長による財政状態、運営状況 及びキャッシュ・フローの状況の分析	8
	2. 目的積立金の申請状況及び使用内訳等	15
	3. 重要な施設等の整備等の状況	15
	4. 予算と決算との対比	15
IV	事業に関する説明	
	1. 財源の状況	16
	2. 事業の状況及び効果	16
	3. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	21
	4. 社会及び環境への配慮等の状況	21
	5. 内部統制の運用に関する情報	22
	6. 運営費交付金債務及び当期振替額の明細	22
	7. 翌事業年度に係る予算	23
V	参考情報	
	1. 財務諸表の科目の説明	25
	2. その他公表資料等との関係の説明	26

I 法人の長によるメッセージ

国立大学法人筑波技術大学(以下「本学」という。)は、「主として、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で、地域というより世界・全国的な教育研究を推進する取組を中核とする国立大学」として、聴覚・視覚障害者のための高等教育に関する我が国の中核的役割を果たす。

教育においては、社会自立できる産業技術・保健科学・情報保障学の専門職業人を養成するため、また専門技術の高度化等社会のニーズに対応するため、入学時から卒業時まで、教養教育から専門教育までの体系的で一貫性のある教育課程を編成する。

また、開学以来蓄積した障害者の教育、支援に関する知識、技術をさらに発展させ、障害者の発達の特性や障害に起因した情報伝達の困難性に配慮した授業を展開するとともに、少人数教育の利点を活かした個に即した指導、支援を行い、障害や専門性に即したアクティブラーニングの手法を開拓し、常に変遷するグローバル社会に適応できる職業人を育成する。

研究においては、聴覚・視覚障害者のための産業技術・保健科学・情報保障学の専門分野に関する国際的水準の研究を展開し、国内外の研究をリードする。また、教育、支援活動を通して得られた知見を学術的に分析、解明し、障害者の能力向上と、その能力を発揮できる社会の変革に供する基礎的、応用的な情報を発信する。特に聴覚・視覚障害者の情報保障及び東西医学統合医療に関わる分野においては、内外において最新且つ実用的な研究成果を発信する。

社会貢献においては、本学が有する障害者の教育、支援に関する知見を広く国内外に発信し、障害者の能力向上と彼等を取り巻く社会のバリアフリー化、ユニバーサル化に寄与する。このため国内外の障害関係機関、教育機関、研究機関、行政機関、企業等と連携し、初等、中等教育への教育的支援、他大学で学ぶ障害学生支援、障害者の職域開拓と就労に関する支援、医療・スポーツを通じた障害児者の社会活動参加能力向上への支援を行う。

これらの教育、研究、社会貢献を通して、障害者自身が社会に参画し活動する意欲と能力を獲得し、また彼等がその能力を十分に発揮できる社会の実現に貢献する。

II 基本情報

1. 国立大学法人等の長の理念や経営上の方針・戦略及びそれを達成するための計画等

本法人は、我が国で唯一の聴覚・視覚障害者のための高等教育機関として、
・幅広い教養と専門的な職業能力を合わせもつ専門職業人の養成

・障害のある人々が社会参画するための環境整備及びそれを推進する人への貢献を「ミッション」としている。

また、これを踏まえ、

1. 社会に貢献する障害者人材の育成
2. 障害学生への横断的支援
3. 障害者への縦断的支援

これらの実現を「ビジョン」として掲げ、それぞれの事項ごとに目標、戦略、実現のための道筋を以下のとおり整理し、取組を進めることとしている。

・ビジョン1:社会に貢献する障害者人材の育成

本学学生の自発的・自律的な社会参画を見据えた教育課程の構築に着手し、既設の学科・専攻のあり方の検証を含め、「学長室」等の場で審議を行っている。具体的には、工学や社会科学を含む障害に関連する幅広い学問分野を中核とした新たな学位プログラム等の構築に向けて、3つのポリシー、カリキュラムの作成を進めている。

・ビジョン2:障害学生への横断的支援(全国レベルの障害学生支援)

日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク(PEPNet-Japan)において、コロナ禍に対応した「オンライン授業での情報保障に関するコンテンツ集」を公開し、情報保障の質を下げないためのノウハウを発信するとともに、令和4年8月には補聴援助に関するノウハウを、トピックごとにまとめた「補聴援助に関するコンテンツ集」を公開している。令和4年11月～12月には、第18回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウムをオンラインで開催し、配信企画の視聴者数はのべ約1,200回に達した。さらに、令和4年8月には日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワークと「聴覚障害者のための社会連携・協調型教育拠点の構築事業(高大連携プロジェクト)」が協力し、聴覚特別支援学校等の教職員を対象として、聴覚障害のある生徒の進路選択にあたっての選択肢を広く知ってもらうためのオンラインイベントを開催した。

・ビジョン3:障害者への縦断的支援

(初等中等教育段階、社会人を含む世代を超えた障害者支援)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を鑑み、高大接続教育プログラムは、オンラインによる授業として、東京都立葛飾ろう学校、秋田県立聴覚支援学校及び京都府立聾学校において、デザイン・プレゼンテーションの授業を実施した。また、葛飾ろう学校で実施している「文泉こどもクラブ」については、オンラインを中心に開催し、児童生徒への教育ボランティアを継続して実施した。本学のリカレント事業については、文部科学省の「DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業」に採択された。本事業は、昨年度実施した「就職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業」の

内容を一部継続しつつ、企業や受講生のニーズを踏まえ、「聴覚障害者のための共生社会実現力育成プログラム【DXリスキル】」と「視覚障害を有する鍼灸あん摩マッサージ指圧師が開業して活躍するための基礎をつくるプログラム」の2種類のプログラムを実施することとしている。

2. 沿革

昭和 51 年 6 月	聴覚障害者教育団体等により「聴覚障害者のための高等教育機関の設立を推進する会」が結成され、関係方面に対して当該機関の設立推進を要望
昭和 52 年 5 月	視覚障害者教育団体等により「視覚障害者のための高等教育機関の設立を推進する会」が結成され、関係方面に対して当該機関の設立推進を要望
昭和 53 年 9 月	筑波大学に「身体障害者高等教育機関調査会」を設置
昭和 56 年 4 月	筑波大学に「身体障害者高等教育機関創設準備調査室」を設置
昭和 58 年 4 月	筑波大学に「身体障害者高等教育機関創設準備室」を設置
昭和 62 年 10 月	国立学校設置法等の一部を改正する法律(昭和 62 年法律第 5 号)により、筑波技術短期大学を設置、初代学長に三浦功が就任
昭和 63 年 4 月	教育方法開発センターを設置
平成 2 年 4 月	第 1 回聴覚障害関係学科入学式を挙行
平成 3 年 4 月	第 1 回視覚障害関係学科入学式を挙行
平成 3 年 4 月	附属診療所を設置
平成 4 年 4 月	保健管理センターを設置
平成 5 年 3 月	第 1 回聴覚障害関係学科卒業式を挙行
平成 5 年 4 月	第 2 代学長に小畑修一が就任
平成 6 年 3 月	第 1 回視覚障害関係学科卒業式を挙行
平成 8 年 4 月	情報処理通信センターを設置
平成 8 年 8 月	非常勤講師等宿泊施設「紫峰会館」竣工披露式を挙行
平成 11 年 4 月	第 3 代学長に西條一止が就任
平成 15 年 4 月	第 4 代学長に大沼直紀が就任
平成 16 年 4 月	国立大学法人筑波技術短期大学に移行、
平成 16 年 6 月	「教育方法開発センター」を「障害者高等教育研究支援センター」に改組
平成 16 年 11 月	平成 17 事業年度概算要求において、「筑波技術大学(仮称)の設置」の概算要求書を文部科学大臣に提出 文部科学省に「筑波技術大学(仮称)設置計画書」を提出 文部科学省高等教育局長から、「大学設置・学校法人審議結果、設置を可とする。」通知を受けた。
平成 16 年 12 月	平成 17 事業年度政府予算案(筑波技術大学(仮称)の設置を含む)が可決、成立

平成 17 年 5 月	筑波技術大学の設置を定めた, 国立大学法人法の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 49 号)が公布された。
平成 17 年 10 月	国立大学法人筑波技術大学開学, 初代学長に大沼直紀が就任
平成 18 年 4 月	第 1 回筑波技術大学入学式を挙行
平成 21 年 4 月	第 2 代学長に村上芳則が就任
平成 22 年 3 月	第 1 回筑波技術大学卒業式を挙行
平成 22 年 4 月	大学院技術科学研究科(修士課程)を設置, 第 1 回大学院入学式を挙行
平成 24 年 3 月	第 1 回大学院学位記授与式を挙行
平成 26 年 4 月	大学院技術科学研究科(修士課程)に情報アクセシビリティ専攻を設置
平成 27 年 4 月	第 3 代学長に大越教夫が就任
平成 27 年 10 月	東西医学統合医療センター西棟竣工披露式を挙行
平成 29 年 9 月	総合研究棟竣工披露式を挙行
平成 30 年 1 月	国際交流加速センターを設置
平成 31 年 4 月	第 4 代学長に石原保志が就任

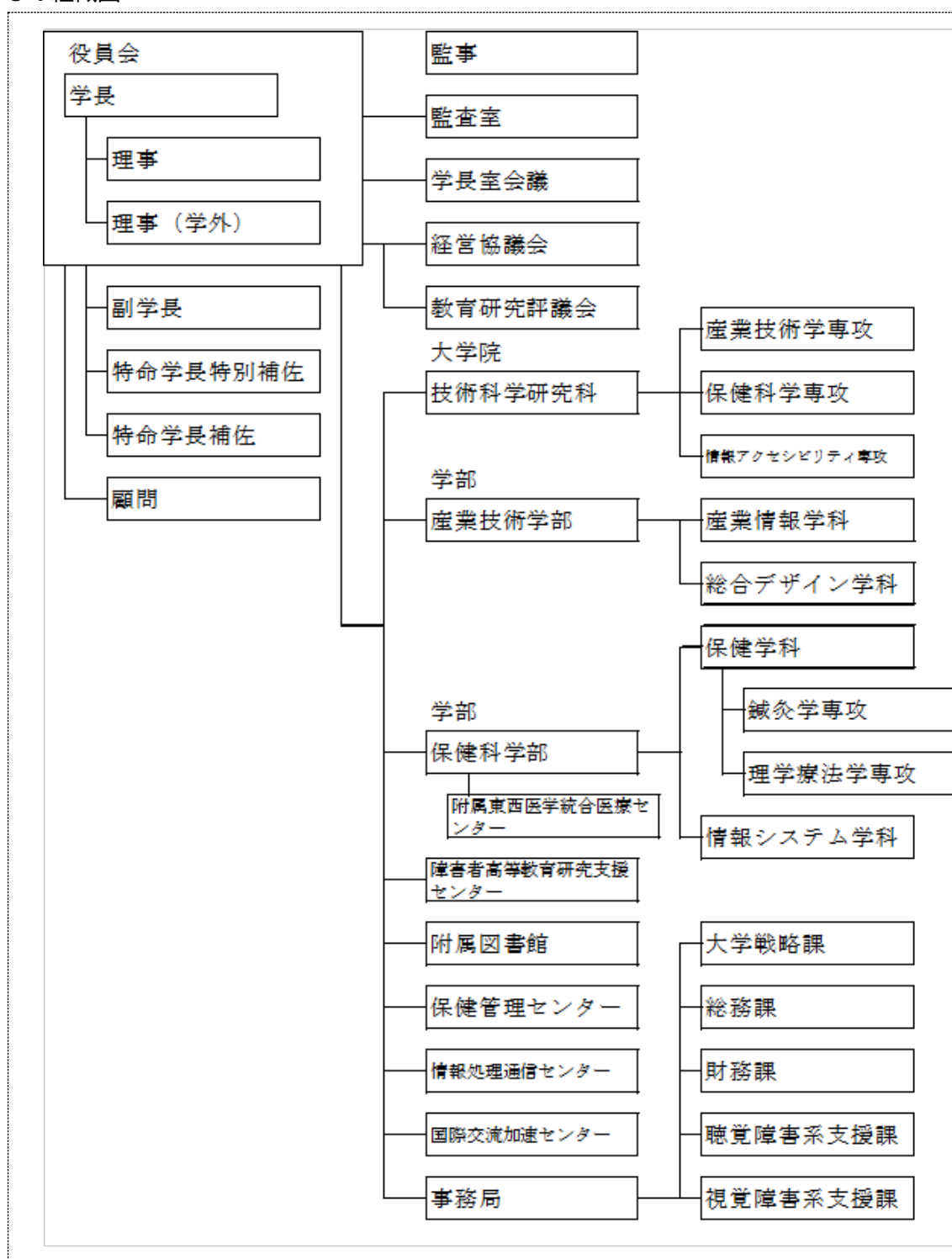
3 . 設立に係る根拠法

国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)

4 . 主務大臣(主務省所管局課)

文部科学大臣(文部科学省高等教育局国立大学法人支援課)

5. 組織図



6. 所在地

産業技術学部<天久保キャンパス> 茨城県つくば市
保健科学部<春日キャンパス> 茨城県つくば市

7. 資本金の額

11,008,702,019 円(全額政府出資)

8. 学生の状況(令和4年5月1日現在)

総学生数 330 人
学士課程 315 人
修士課程 15 人

9. 教職員の状況

教員 174 人(うち常勤 104 人, 非常勤 70 人)
職員 121 人(うち常勤 65 人, 非常勤 56 人)

(常勤教職員の状況)

常勤教職員は前年度比で 2 人(1.2%)減少しており, 平均年齢は 47 歳(前年度 47 歳)となっている。このうち, 国からの出向者は 1 人, 地方公共団体からの出向者 0 人, 民間からの出向者は 0 人である。

10. ガバナンスの状況

(1)ガバナンスの体制

当法人では, 本学の決定方針, 経営戦略その他重要な政策について企画及び立案を行う全学組織として「大学戦略室」を設置し, 企画・立案のための検討を進めるとともに, 戦略的な大学経営政策に係る重要事項については, 「学長室会議」においてさらに審議を深めることとしている。

(2)法人の意思決定体制

当法人では, 経営面の事項に関する審議を経営協議会, 教学面の事項に関する審議を教育研究評議会において実施の上, 監事同席による役員会において最終的な意思決定を行っている。

これらの会議において審議すべき事項の具体的な内容については,

- ・戦略的な大学経営政策に係る重要事項を, 学長室会議において調査・審議
- ・教育研究及び管理運営に関する専門的事項や対応を要する特定事項を, 個別事項ごとに設置する全学的な委員会において検討

するなどしており、それぞれの会議体の役割分担を明確にした上で、ミッション・ビジョン等の実質化を見据えた体制を整備している。

11. 役員等の状況

(1) 役員の役職, 氏名, 任期, 担当及び経歴

役職	氏名	任期	経歴
学長	石原 保志	令和3年4月1日 ～令和7年3月31日	平成23年4月 筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター長 平成25年4月 筑波技術大学副学長 平成31年4月 筑波技術大学学長
理事	酒井 貢	令和4年4月1日 ～令和6年3月31日	平成30年4月 国立青少年教育振興機構本部教育事業部長 令和2年4月 北海道教育大学事務局総務部長 令和2年10月 北海道教育大学事務局総務企画部長 令和4年4月 筑波技術大学理事
理事 (非常勤)	長島 一道	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日	平成30年4月 筑波技術大学産業技術学部学部長補佐 平成31年4月 筑波技術大学副学長 令和2年4月 筑波技術大学理事
理事 (非常勤)	四日市 章	令和3年4月1日 ～令和5年3月31日	平成23年10月 筑波大学人間系教授 平成27年4月 筑波大学名誉教授 平成29年4月 筑波技術大学理事
監事 (非常勤)	大島 慎子	令和元年9月1日 ～令和5年8月31日	平成20年4月 筑波学院大学経営情報学部教授 平成24年4月 筑波学院大学学長 平成27年10月 筑波技術大学監事
監事 (非常勤)	竹内 啓博	令和元年9月1日 ～令和5年8月31日	平成6年11月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)公認会計士 平成20年1月 公認会計士・税理士竹内事務所長 平成27年10月 筑波技術大学監事

(2)会計監査人の氏名又は名称

アルテ監査法人

Ⅲ 財務諸表の概要

注 1 金額は単位未満四捨五入しており、計は必ずしも一致しない。

注 2 金額欄の「-」は 0 円を、「0」(百万円)は 50 万円未満であることを示す。

1. 国立大学法人等の長による財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の分析

(1) 貸借対照表(財政状態)

① 貸借対照表の要約の経年比較(5年) (単位:百万円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
資産合計	11,972	12,360	12,344	12,018	11,795
負債合計	1,499	1,717	1,783	1,535	811
純資産合計	10,472	10,643	10,561	10,483	10,984

※令和 4 年度に、会計基準の変更に伴って資産見返負債を収益化したことなどにより、724 百万円負債が減少した。

② 当事業年度の状況に関する分析 (単位:百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
固定資産	10,774	固定負債	154
有形固定資産	10,714	引当金	44
土地	7,215	退職給付引当金	44
建物	5,804	その他の固定負債	110
減価償却累計額等	△3,052	流動負債	657
構築物	470	運営費交付金債務	18
減価償却累計額等	△305	その他の流動負債	639
その他の有形固定資産	1,724	負債合計	811
減価償却累計額等	△1,143	純資産の部	
その他の固定資産	60	資本金	11,009
流動資産	1,021	政府出資金	11,009
現金及び預金	972	資本剰余金	△859
その他の流動資産	49	利益剰余金(繰越欠損金)	834
資産合計	11,795	純資産合計	10,984
		負債純資産合計	11,795

(資産合計)

令和4年度末現在の資産合計は前年度比 223 百万円(1.9%)(以下, 特に断らない限り前年度比)減の 11,795 百万円となっている。主な増加要因としては, 給水設備工事などにより, 構築物が 8 百万円(5.2%)増の 165 百万円となったことが挙げられる。

また, 主な減少要因としては, 減価償却等により, 建物が 186 百万円(6.3%)減の 2,752 百万円, 工具器具備品が 41 百万円(17.4%)減の 194 百万円となったことが挙げられる。

(負債合計)

令和4年度末現在の負債合計は 724 百万円(47.2%)減の 811 百万円となっている。主な増加要因としては, 会計基準の変更に伴って新設された長期繰延補助金等が 41 百万円(皆増)増の 41 百万円となったこと, 運営費交付金債務が退職手当等の執行残の繰越等により 18 百万円(皆増)増の 18 百万円となったことなどが挙げられる。

また, 主な減少要因としては, 会計基準の変更に伴って資産見返負債を全額収益化したことにより資産見返負債が 679 百万円(皆減)減の0円となったことが挙げられる。

(純資産合計)

令和4年度末現在の純資産合計は 501百万円(4.8%)増の 10,984百万円となっている。主な増加要因としては, 会計基準の変更に伴って資産見返負債を収益化したこと等により当期末処分利益が 571 百万円(453.4%)増の 697 百万円となったことが挙げられる。

また, 主な減少要因としては, 資本剰余金が減価償却相当累計額等の増加により 158 百万円(22.5%)減の△859 百万円となったことが挙げられる。

(2) 損益計算書(運営状況)

① 損益計算書の要約の経年比較(5年) (単位:百万円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常費用	2,807	2,921	2,847	2,711	2,787
経常利益	2,872	2,959	2,880	2,751	2,775
当期総損益	65	38	35	126	697

※令和 4 年度に, 会計基準の変更に伴って資産見返負債を収益化したことなどにより, 571 百万円当期総損益が増加した。

② 当事業年度の状況に関する分析 (単位:百万円)

	金額
経常費用(A)	2,787
業務費	2,571

教育経費	391
研究経費	143
診療経費	59
教育研究支援経費	35
人件費	1,928
その他	14
一般管理費	214
財務費用	2
雑損	0
経常収益(B)	2,775
運営費交付金収益	2,297
学生納付金収益	202
附属診療所収益	78
その他の収益	198
臨時損益(C)	678
目的積立金取崩額(D)	31
当期総利益(当期総損失)(B-A+C+D)	697

(経常費用)

令和4事業年度の経常費用は 75 百万円(2.8%)増の 2,787 百万円となっている。主な増加要因としては、教員の退職給付費用の増加などにより、教員人件費が123百万円(10.4%)増の 1,302 百万円となったことなどが挙げられる。

また、主な減少要因としては、修繕費の減少(前年度目的積立金等で実施した事業の平準化)や新型コロナウイルス感染症感染防止に対応する業務(視覚障害学生の居住する寄宿舍の消毒作業など)の減少などにより、教育経費が 25 百万円(5.9%)減の 391 百万円となったこと、職員の退職給付費用の減少などにより、職員人件費が 40 百万円(6.3%)減の 588 百万円となったことなどが挙げられる。

(経常収益)

令和4事業年度の経常収益は24百万円(0.9%)増の 2,775 百万円となっている。主な増加要因としては、会計基準の変更に伴い、資産見返勘定を計上しなくなったこと等により運営費交付金収益が59百万円(2.6%)増の 2,297 百万円及び授業料収益が 9 百万円(5.3%)

増の 176 百万円となったこと、また、寄附金収入及び現物寄附受入の増加により、寄附金収益が 14 百万円(53.1%)増の 41 百万円となったことなどが挙げられる。

主な減少要因としては、会計基準の変更に伴い、資産見返負債戻入の収益が 65 百万円(皆減)減の 0 円となったことなどが挙げられる。

(当期総損益)

上記経常損益の状況及び臨時利益として、会計基準の変更に伴って資産見返負債を収益化したことにより 679 百万円を計上した結果、令和4事業年度の当期総利益は 571 百万円(453.4%)増の 697 百万円となっている。

(3) キャッシュ・フロー計算書(キャッシュ・フローの状況)

① キャッシュ・フロー計算書の要約の経年比較(5年) (単位:百万円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
業務活動によるキャッシュ・フロー	134	116	242	△71	257
投資活動によるキャッシュ・フロー	△78	155	△94	△198	△335
財務活動によるキャッシュ・フロー	△43	△61	△64	△61	△62
資金期末残高	847	1,058	1,142	812	672

② 当事業年度の状況に関する分析 (単位:百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	257
原材料, 商品又はサービスの購入による支出	△422
人件費支出	△1,832
その他の業務支出	△177
運営費交付金収入	2,315
学生納付金収入	126
附属診療所収入	78
その他の業務収入	176
国庫納付金の支払額	△7
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△335
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△62
IV 資金に係る換算差額(D)	—
V 資金増加額(又は減少額)(E=A+B+C+D)	△140
VI 資金期首残高(F)	812
VII 資金期末残高(G=E+F)	672

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

令和4年度の業務活動によるキャッシュ・フローは 328 百万円(462.1%)増の 257 百万円となっている。主な増加要因としては、原材料、商品又はサービスの購入による支出が 136 百万円(24.4%)減の△422 百万円となったこと、人件費支出が 80 百万円(4.2%)減の△1,832 百万円となったこと、運営費交付金収入が 59 百万円(2.6%)増の 2,315 百万円となったことなどが挙げられる。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

令和4年度の投資活動によるキャッシュ・フローは 136 百万円(68.8%)減の△335 百万円となっている。主な増加要因としては、有価証券(国債)の償還による収入が120百万円(皆増)増の120百万円となったことが挙げられる。

主な減少要因としては、定期預金の預入による収支差が 300 百万円(皆減)減の△300 百万円となったことが挙げられる。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

令和4年度の財務活動によるキャッシュ・フローは1百万円(1.9%)減の△62 百万円となっている。主な減少要因としては、リース債務の返済による支出が2百万円(2.7%)増の△60 百万円となったことが挙げられる。

(4) 主なセグメントの状況

① 附属診療所セグメント

保健科学部附属東西医学統合医療センターホームページ

(参考 URL:<https://www.k.tsukuba-tech.ac.jp/cl/>)

附属診療所セグメントは、保健科学部附属東西医学統合医療センター(以下、医療センター)により構成されている。

医療センターは、医師による質の高い診療と鍼灸・あんま・マッサージ・指圧治療ならびに教育・研究を行い、地域医療に貢献することを目的とし、東洋医学(漢方・鍼灸)と西洋医学の治療を効果的に統合して提供してきた。

令和4年度においては、「健康生成」という具体的な目標をたて、HPなどで発信するとともに、コロナ感染予防に留意しつつ鍼灸・あんま・マッサージ・指圧治療、心臓リハビリテーションなどを活用した診療を継続提供した。その結果、令和4年度は17,714名の来所患者(前年度比2.8%の増)に対し、診療を提供することができた。また地域医療への貢献としてコロナワクチンの予防接種業務に取り組んだ。

附属診療所セグメントにおける事業の実施財源は、附属診療所収益 78百万円(44.7%(当

該セグメントにおける業務収益比, 以下同じ)), 運営費交付金収益 94 百万円(54.0%), その他の収益2百万円(1.3%)となっている。また, 事業に要した経費は, 診療経費59百万円, 人件費 139 百万円, その他 2 百万円となっており, 差引 27 百万円の業務損失となっている。この損失の主な要因は平成 27 事業年度に建設した医療センター西棟や, 令和元年度に実施した空調設備等の改修にかかる固定資産の増加に伴う減価償却費である。

附属診療所セグメントの情報は以上のとおりであるが, これを更に, 附属診療所の期末資金の状況が分かるよう調整(附属診療所セグメントから, 非資金取引情報(減価償却費など)を控除し, 資金取引情報(固定資産の取得に伴う支出, 借入金返済の支出, リース債務返済の支出など)を加算して調整)すると, 下表「附属診療所セグメントにおける収支の状況」のとおりとなる。

附属診療所セグメントにおける収支の状況
(令和4年4月1日～令和5年3月31日) (単位:百万円)

	金額
I 業務活動による収支の状況(A)	2
人件費支出	△139
その他の業務活動による支出	△32
運営費交付金収入	94
特殊要因運営費交付金	22
その他の運営費交付金	72
附属診療所収入	78
補助金等収入	0
その他の業務活動による収入	1
II 投資活動による収支の状況(B)	△0
病棟等の取得による支出	△2
無形固定資産の取得による支出	△1
施設費収入	2
III 財務活動による収支の状況(C)	△8
大学改革支援・学位授与機構債務負担金の返済による支出	△0
借入利息等の支払額	△0
リース債務の返済による支出	△8
IV 収支合計(D=A+B+C)	△7
V 外部資金による収支の状況(E)	—
VI 収支合計(F=D+E)	△7

② 産業技術学部セグメント

産業技術学部セグメントは、産業技術学部により構成され、聴覚障害者を対象とし、その教育を通して社会の各分野においてリーダーとして貢献できる人材を育成することにより、聴覚障害者の社会的地位を向上させるとともに、技術革新が進む情報社会の中で十分に活躍し、社会全体の環境整備に貢献できる専門職業人を育てていくことを目的としている。令和4年度においては、食堂改善プロジェクトの一連の成果を取りまとめた内容が「トウキョウ建築コレクション」にて審査員賞を受賞、つくば市職員ユニバーサルデザイン研修において一部講座の計画立案や実施などの学生たちの活躍を支援したほか、聴覚に障害のある社会人を対象としたリカレント教育プログラムの実施も行った。

産業技術学部セグメントにおける事業の主な財源は、運営費交付金収益 520 百万円(71.8%(当該セグメントにおける業務収益比, 以下同じ)), 学生納付金収益 124 百万円(17.2%), その他の収益 80 百万円(11.0%)となっている。また、事業に要した経費は、教育経費 130 百万円, 研究経費 37 百万円, 人件費 478 百万円, その他 11 百万円となっている。

③ 保健科学部セグメント

保健科学部セグメントは、保健科学部により構成され、視覚障害者を対象とし、その教育を通して社会の各分野においてリーダーとして貢献できる人材を育成することにより、視覚障害者の社会的地位を向上させるとともに、東西医学統合医療及び情報の連携を図り、情報化・高齢化が進む現代社会において活躍できる人を育てていくことを目的としている。令和4年度においては、保健学科では病院等での実習、情報システム学科では企業での実習をカリキュラムに組み込む等の実践的な教育を行った。これらの成果により、令和4年度における学生のあん摩マッサージ指圧師、はり師、理学療法士の国家試験合格率が100%となった。

保健科学部セグメントにおける事業の主な財源は、運営費交付金収益 451 百万円(78.9%(当該セグメントにおける業務収益比, 以下同じ)), 学生納付金収益 67 百万円(11.8%), その他の収益 53 百万円(9.3%)となっている。また、事業に要した経費は、教育経費 87 百万円, 研究経費 48 百万円, 人件費 389 百万円, その他 7 百万円となっている。

④ 障害者高等教育研究支援センターセグメント

障害者高等教育研究支援センターセグメントは、障害者高等教育研究支援センター(以下、支援センター)により構成されている。令和4年度においては、障害学生への横断的支援、障害者への縦断的支援の実現のため、他大学で学ぶ聴覚・視覚障害学生支援等の事業を行った。

このうち、聴覚障害者向けオンライン授業用遠隔情報保障システムの開発事業については、本学が開発した T-TAC Caption 及び T-TAC Caption2(インターネット通信を利用した、聴覚障害学生が即時的に音声を文字で確認できる遠隔情報保障システム)のメンテナンスや利用方法の相談にも対応することなどにより、聴覚障害学生の学修環境の更なる向上に寄与

している。また、視覚障害者向け学習資料の作成事業においては、外国語のテキスト点訳の依頼があり、当該言語専用の点訳システムを新たに作成するなど、視覚障害学生に対し、自らの障害特性にあったメディアを入手し、能動的に学習できる環境を提供している。

障害者高等教育研究支援センターセグメントにおける事業の主な財源は、運営費交付金収益397百万円(97.6%(当該セグメントにおける業務収益比, 以下同じ)), 寄附金収益4百万円(1.0%), その他の収益6百万円(1.4%)となっている。また、事業に要した経費は、教育経費29百万円, 研究経費42百万円, 人件費373百万円, その他3百万円となっている。

2. 目的積立金の申請状況及び使用内訳等

当期総利益697百万円のうち、中期計画の剰余金の使途において定めた教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てるため、45百万円を目的積立金として申請している。

令和4年度においては、前中期目標期間繰越積立金を退職手当及び年俸制導入促進費に充てるため、31百万円を使用した。

3. 重要な施設等の整備等の状況

(1) 当事業年度中に完成した主要施設等

特記事項なし

(2) 当事業年度中において継続中の主要施設等の新設・拡充

特記事項なし

(3) 当事業年度中に処分した主要施設等

特記事項なし

(4) 当事業年度中において担保に供した施設等

特記事項なし

4. 予算と決算との対比

(単位:百万円)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	差額理由
収入	3,149	3,085	3,282	3,305	3,083	3,060	2,853	3,055	2,785	2,855	
運営費交付金収入	2,396	2,430	2,426	2,442	2,433	2,473	2,248	2,324	2,291	2,315	

補助金等収入	—	4	—	—	30	81	64	84	52	56
学生納付金収入	234	207	212	200	189	162	162	159	163	163
附属診療所収入	121	123	123	126	127	88	73	79	78	78
その他収入	398	322	521	536	304	256	306	409	201	243
支出	3,149	2,974	3,282	3,207	3,083	2,920	2,853	2,890	2,785	2,773
教育研究経費	2,602	2,518	2,581	2,531	2,631	2,500	2,544	2,554	2,433	2,419
診療経費	214	195	237	216	208	172	151	177	163	172
その他支出	333	261	464	460	244	247	158	159	189	182
収入-支出	—	111	—	98	—	140	—	165	—	82

詳細については、各年度の決算報告書を参照のこと。

IV 事業に関する説明

1. 財源の状況

当法人の経常収益は 2,775 百万円で、その内訳は、運営費交付金収益 2,297 百万円 (82.8%(対経常収益比, 以下同じ。)), 授業料収益176百万円(6.3%), 附属病院収益 78 百万円(2.8%), その他収益 224 百万円(8.1%)となっている。

2. 事業の状況及び成果

(1)教育に関する事項

国立大学法人の重要な事業の一つである教育において、当法人では様々なバックグラウンドを有する人材との交流により学生の視野や思考を広げるため、性別や国籍、年齢や障害の有無等の観点から学生の多様性を高めるとともに、障害の特性や生育環境等にも配慮し、学生が安心して学べる環境を提供している。令和 4 年度における教育に関する主な状況及び成果は下記のとおりである。

①新型コロナウイルス感染症下の教育

新型コロナウイルス感染症の影響下における学習機会を確保するための取組として、オンデマンド型ではなく、双方向型によるリモート教育の実施、アカデミック・アドバイザーによる学生支援及びクラス担当教員との情報共有等、従来の障害学生の特性に応じた教育・学生支援を活かして対応している。令和 4 年度は対面授業を中心に実施してきたが、学内における感染状況を踏まえて、一定期間のみ原則オンライン授業に切り替えるなど、臨機応変に対応出来るよう体制を整え、学生の学修の機会を確保した。

②オンラインによる国際交流の実施

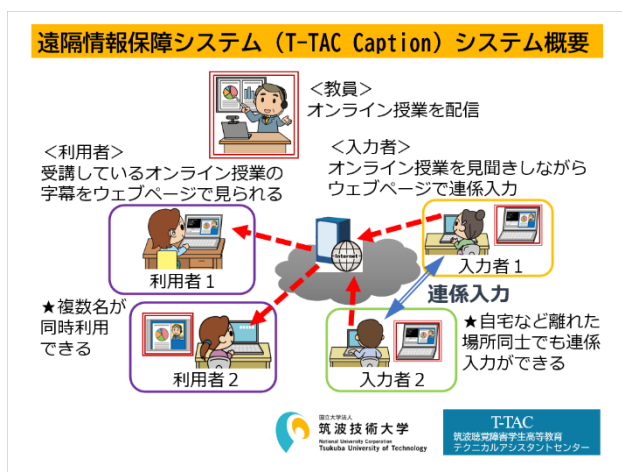
コロナ禍のため、従前実施していた短期留学による国際交流の実施が困難となり、オンラインによる国際交流を実施した。令和 4 年度はスウェーデンの研究者と国際交流会を実施し、チャットや口話、英語や日本語を織り交ぜ、多様なコミュニケーション手段を用いた交流会となった。また、対面とオンラインにより、ネイティブ講師による English Lounge を継

続いて実施している。このラウンジは、学生が実施時間内に自由に参加することができ、日常会話だけでなく、留学対策や TOEIC などの資格試験対策、英語によるディスカッション対策など、幅広く学ぶことができ、英語コミュニケーション能力の向上に寄与している。

(2) 研究に関する事項

国立大学法人の重要な事業の一つである研究において、当法人では、地域から地球規模に至る聴覚・視覚障害を中心とした障害等に関連する社会課題を解決し、より良い社会の実現に寄与するため、研究により得られた科学的理論や基礎的知見の現実社会での実践に向けた研究開発を進め、社会変革につながるイノベーションの創出を目指している。令和 4 年度における研究に関する主な状況及び成果は下記のとおりである。

① 聴覚障害者向けオンライン授業用遠隔情報保障システムの開発



T-TAC Caption 及び T-TAC Caption2 (インターネット通信を利用して音声や映像データを発信し、情報保障者が音声や映像データを文字データに変換して返信することで、聴覚障害学生が即時的に音声や映像を確認できる遠隔情報保障システム)が、コロナ禍でオンライン授業が増加したことにより広く普及された。

令和 4 年度のシステムの利用大学・団体数は 61 機関で、合計利用時間

数は 7,230 時間であった。現在は、対面授業の増加により、利用時間は昨年度より減少してきたが、利用大学等は昨年度の 56 機関から増えて過去最高となり、幅広く活用されている様子が見えてくる。システムの開発だけでなく、メンテナンスや利用方法の相談にも応じており、聴覚障害学生の学修環境の更なる向上に寄与している。

(参考 URL: T-TAC(筑波聴覚障害者学生高等教育テクニカルアシスタントセンター)HP
<https://www.a.tsukuba-tech.ac.jp/ce/t-tac2/index.html>)

ジ指圧師が開業して活躍するための基礎をつくるプログラム」を実施し、多職種と連携しながら医療や福祉等の場面で活躍するために必要なスキルの向上を行い、開業へ向けた基礎づくりをサポートした。オンライン講義や実技実習により、合計 27 名が受講し、開業した者はいなかったが受講後のアンケートでは受講者の 92.6%から肯定的な評価を得ている。

③ 医療センターにおける研究活動

理療における視覚障害者支援システムの研究開発として、学長裁量経費などの財源を活用し、情報システム学科教員との協働で視覚障害を有する鍼灸あん摩マッサージ指圧師のための電子カルテ及びそれと連動する症状の評価が行えるアプリケーションの検討・開発を行った。これにより、患者が手書きで記入していた症状の評価を、音声に変換して、視覚障害を有する鍼灸あん摩マッサージ指圧師が確認することが可能となった。今後は、実際の臨床で運用するために整備を進める。

オンラインを活用した理療教育に関する研究も、継続的に実施している。他の視覚支援学校とオンラインで結び、多職種のカンファレンスや鍼実技の教授を行い、それらの方法や問題点、課題等を集積し、視覚障害の学びの充実・拡大に還元する。今までのノウハウを活用して、今年度は対象機関を 1 つ増やした。また、理療実技の遠隔教授については、令和 5 年度の科研費の採択に繋がった。

(4) 社会貢献に関する事項

国立大学法人の重要な事業の一つである社会貢献において、当法人では、義務教育段階に在籍する児童・生徒から、高等教育機関で学ぶ学生及び様々な分野で活躍する社会人等、幅広い層の障害者やその保護者まで、教育・支援のノウハウを提供することで、本人が持つ可能性の拡大に寄与する。併せて、障害者自身を取り巻く支援者・教育者・関係者等、周囲の人々と互いに協力関係を築き、環境の改善を図ることで、障害者が能力を発揮できる場の構築を目指す。令和 4 年度における社会貢献に関する状況及び成果は下記のとおりである。

① 他大学で学ぶ障害学生支援

主として支援センターにおいて、他大学で学ぶ聴覚障害学生支援として、日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク(PEPNet-Japan)の活動を通じて、全国の連携大学・機関とともにさまざまなモデル事例を提供し、個々の大学のみでは解決が困難な問題へのアプローチを図るとともに、ノウハウを成果物(冊子、DVD、Web)として発信している。令和 4 年度に実施したオンラインによるシンポジウムでは、1,200 件を超える視聴があり、各種相談等に約 800 件対応している。また、他大学で学ぶ視覚障害学生への支援として、多くの大学等で教科書として採用されているが専門性が高く点訳されていない書籍を点訳・音訳等で提供し、令和 4 年度は 146 冊を点訳した他、個別の問い合わせ、相談に対応した。

この他、学長裁量経費等の財源を活用して、「コロナ禍における聴覚障害・視覚障害学生に対する大学等の授業実践」や「大学等における聴覚・視覚障害学生に対する合理的配慮の提

供事例」などをテーマとして FD/SD 研修会を実施し、計 92 大学・機関、114 名の参加があった。

支援を通じて、障害特性に応じた教育方法・支援技術の人的・物的資源を提供するとともに、他大学や学生の支援状況・支援ニーズに応じた支援内容の充実や体制構築のサポートに努めている。

(参考 URL:PEPNet-Japan 日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク HP

<https://www.pepnet-j.org/>)

(参考 URL:筑波技術大学 障害者高等教育拠点事業 HP

<https://krk-ntut.org/>)

②他大学・他機関との連携

令和 4 年度は、首都圏新都市鉄道株式会社(つくばエクスプレス(以下、TX という))や、一般財団法人日本財団電話リレーサービス、茨城県立医療大学、東京管区气象台・水戸地方气象台との連携協定を締結した。

首都圏新都市鉄道株式会社との連携事業では、以下の取組を行った。

・本学学生と TX 社員の意見交換、車両等の施設見学

※写真は連携協定締結式同日につくば駅構内で実施した学生対応のデモンストレーションの様子



(聴覚障害学生と筆談で対応する様子)



(視覚障害学生を誘導する様子)

・本学学生が講師となり、TX の社員へ障害者へのサポート方法に関する研修の実施

- ・TX が実施する異常時総合訓練に本学学生が乗客として参加し、聴覚障害者への避難誘導対応について提言



(聴覚障害学生に筆談で状況を説明する様子)

- ・本学学生が講師となり、TX 沿線の小学生へ、ユニバーサルデザインに関する講座を実施



(本学学生がユニバーサルデザインに関するクイズを小学生に出題する様子)



(聴覚障害学生と筆談で交流する様子)

以上の取組は、本学学生が、自己の障害を社会で生きていく際の強みとして捉え、真にインクルーシブな環境を整備していくための一助となっている。

3. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

当法人では、リスクの発生の防止又はリスクが発生した場合の損失の回避、軽減及び移転等のリスク対応を図り、内部統制システムによる体制を整備している。内部統制システムの体制整備においては、内部統制委員会を設置し、研究・情報を含むリスク管理の状況を整理・把握している。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

当法人の業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況は以下のとおりである。

①情報システムに係るリスクについて

当法人では、情報システムにかかるリスクの対策として、情報システム運用リスク管理規程を整備している。また、CSIRT(Computer Security Incident Response Team)通報窓口を設け、リスクが発生した際の初動対応を行っている。

②研究に係るリスクについて

当法人では、研究活動について、以下の事項を確保するための規程を整備している。

- ・内部牽制機能による研究費の適正経理
- ・研究不正の防止
- ・知的財産の保護

4. 社会及び環境への配慮等の状況

当法人は、社会及び環境への配慮の方針として、「国立大学法人筑波技術大学がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」を定めており、温室効果ガスの削減につながる取組みをすることとしている。

なお、本学の環境への配慮等に関する取組みを記した環境報告書を公表する予定である。

5. 内部統制の運用に関する情報

当法人では、「内部統制に関する基本事項」として業務方法書に定めたとおり、役員(監事を除く。)の職務の執行が国立大学法人法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)を整備している。当事業年度における運用状況は以下のとおりである。

① 内部統制委員会に関する事項

内部統制システムの体制整備等を目的として、内部統制委員会を設置している。当委員会では、研究、情報を含むリスク管理の状況を整理・把握するとともに、危機管理、内部統制に係る情報の共有、体制の整備、構成員への周知等を進めている。当事業年度においては、委員会において危機管理マニュアルの改正について審議を行った。

6. 運営費交付金債務及び当期振替額の明細

(1) 運営費交付金債務の増減額の明細

(単位:百万円)

交付年度	期首残高	交付金当期交付額	当期振替額			期末残高
			運営費交付金収益	資本剰余金	小計	
令和4年度	—	2,315	2,297	—	2,297	18

(2) 運営費交付金債務の当期振替額の明細

①令和4年度交付分

(単位:百万円)

区 分		金 額	内 訳
業務達成基準による振替額	運営費交付金収益	33	① 業務達成基準を採用した事業等:【基盤的設備整備分】支援技術学の創設に伴う教育設備の整備,【教育関係共同実施分】障害学生の修学支援の充実を目指すリソース・シェアリング ② 当該業務に関する損益等 ア)損益計算書に計上した費用の額:25 (業務費:25) イ)固定資産の取得額:工具器具備品8 ③ 運営費交付金収益化額の積算根拠 基盤的設備等整備分,教育関係共同実施分の業務達成基準を採用している事業については,それぞれの成果の達成度合い等を勘案して収益化。
	資本剰余金	—	
	計	33	
期間進行基準による振替額	運営費交付金収益	2,134	① 期間進行基準を採用した事業等:業務達成基準及び費用進行基準を採用した業務以外の全ての業務 ② 当該業務に関する損益等 ア)損益計算書に計上した費用の額:2,095 イ)固定資産の取得額:建物附属設備16,構築物2,工具器具備品12,ソフトウェア3,図書4,その他2 ③ 運営費交付金の振替額の積算根拠 学生収容定員が一定数(90%)を満たしていなかったため,未充足学生にかかる学生経費相当額を除き,それ以外の期間進行業務に係る運営費交付金債務については全額収益化。
	資本剰余金	—	
	計	2,134	
費用進行基準による振替額	運営費交付金収益	130	① 費用進行基準を採用した事業等:【特殊要因経費】退職手当,年俸制導入促進費,教育・研究基盤維持経費 ② 当該業務に係る損益等 ア)損益計算書に計上した費用の額:130 (退職手当:111,年俸制導入促進費:6,業務費:14) ③ 運営費交付金の振替額の積算根拠 業務進行に伴い支出した運営費交付金債務130百万円を収益化。
	資本剰余金	—	
	計	130	
国立大学法人会計基準第72第3項による振替額	—	—	該当なし
合計		2,297	

(3) 運営費交付金債務残高の明細

(単位:百万円)

交付年度	運営費交付金債務残高	残高の発生理由及び収益化等の計画
令和4年度	業務達成基準を 採用した業務に 係る分	4 【基盤的設備整備分】支援技術学の創設に伴う教育設備の整備 ・当初予定していた事業がやむを得ない理由により、一部債務として翌事業年度に繰越したものの。 本事業については、翌事業年度において計画どおりの成果を達成できる見込であり、当該債務は、翌事業年度で収益化する予定である。
	期間進行基準を 採用した業務に 係る分	3 収容定員充足率不足による返納予定分 ・中期目標期間終了時に国庫に返納する予定。
	費用進行基準を 採用した業務に 係る分	11 退職手当及び年俸制導入促進費分 ・退職手当及び年俸制導入促進費の執行残であり、翌事業年度以降に使用する予定。
	計	18

7. 翌事業年度に係る予算

(単位:百万円)

	金額
収入	2,909
運営費交付金収入	2,227
補助金等収入	326
学生納付金収入	159
附属診療所収入	79
その他収入	117
支出	2,909
教育研究経費	2,371
診療経費	164
その他支出	374
収入－支出	—

V 参考情報

1. 財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

有形固定資産	土地, 建物, 構築物等, 国立大学法人等が長期にわたって使用する有形の固定資産。
減損損失累計額	減損処理(固定資産の使用実績が, 取得時に想定した使用計画に比して著しく低下し, 回復の見込みがないと認められる場合等に, 当該固定資産の価額を回収可能サービス価額まで減少させる会計処理)により資産の価額を減少させた累計額。
減価償却累計額等	減価償却累計額及び減損損失累計額。
その他の有形固定資産	図書, 工具器具備品, 車両運搬具等が該当。
その他の固定資産	無形固定資産(特許権等), 投資その他の資産(投資有価証券等)が該当。
現金及び預金	現金(通貨及び小切手等の通貨代用証券)と預金(普通預金, 当座預金及び一年以内に満期又は償還日が訪れる定期預金等)の合計額。
その他の流動資産	未収附属病院収入, 未収学生納付金収入, 医薬品及び診療材料, たな卸資産等が該当。
大学改革支援・学位授与機構債務負担金	国立学校特別会計から独立行政法人国立大学財務・経営センターが承継した借入金の償還のための独立行政法人国立大学財務・経営センターへの拠出債務のうち, 独立行政法人国立大学財務・経営センターから独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が承継した借入金の償還のための独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への拠出債務。
長期借入金等	事業資金の調達のため国立大学法人等が借り入れた長期借入金, PFI 債務, 長期リース債務等が該当。
引当金	将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもの。退職給付引当金等が該当。
運営費交付金債務	国から交付された運営費交付金の未使用相当額。
政府出資金	国からの出資相当額。
資本剰余金	国から交付された施設費等により取得した資産(建物等)等の相当額。
利益剰余金	国立大学法人等の業務に関連して発生した剰余金の累計額。
繰越欠損金	国立大学法人等の業務に関連して発生した欠損金の累計額。

② 損益計算書

業務費	国立大学法人等の業務に要した経費。
教育経費	国立大学法人等の業務として学生等に対し行われる教育に要した経費。

研究経費	国立大学法人等の業務として行われる研究に要した経費。
診療経費	国立大学附属病院における診療報酬の獲得が予定される行為に要した経費。
教育研究支援経費	附属図書館, 大型計算機センター等の特定の学部等に所属せず, 法人全体の教育及び研究の双方を支援するために設置されている施設又は組織であって学生及び教員の双方が利用するものの運営に要する経費。
人件費	国立大学法人等の役員及び教職員の給与, 賞与, 法定福利費等の経費。
一般管理費	国立大学法人等の管理その他の業務を行うために要した経費。
財務費用	支払利息等
運営費交付金収益	運営費交付金のうち, 当期の収益として認識した相当額。
学生納付金収益	授業料収益, 入学料収益, 検定料収益の合計額。
その他の収益	受託研究等収益, 寄附金収益, 補助金等収益等。
臨時損益	固定資産の売却(除却)損益, 災害損失等。
目的積立金取崩額	目的積立金とは, 前事業年度以前における剰余金(当期総利益)のうち, 特に教育研究の質の向上に充てることを承認された額のことであるが, それから取り崩しを行った額。

③ キャッシュ・フロー計算書

業務活動による キャッシュ・フロー	原材料, 商品又はサービスの購入による支出, 人件費支出及び運営費交付金収入等の, 国立大学法人等の通常の業務の実施に係る資金の収支状況。
投資活動による キャッシュ・フロー	固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出等の将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の収支状況。
財務活動による キャッシュ・フロー	増減資による資金の収入・支出, 債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等, 資金の調達及び返済等に係る資金の収支状況。
資金に係る換算差額	外貨建て取引を円換算した場合の差額相当額。

2. その他公表資料等との関係の説明

事業報告書に関連する報告書等として, 以下の資料を作成している。



大学概要には, 当法人の組織・施設・活動内容等に関する情報が載っている。当資料は当法人のホームページに掲載している。

(大学概要 URL:

https://www.tsukuba-tech.ac.jp/uploads/2022/08/outline_of_ntut_2022-2023.pdf)

令和4年度 決算報告書

国立大学法人筑波技術大学

(単位:百万円)

区 分	予算額	決算額	差額 (決算-予算)	備考
収入				
運営費交付金	2,291	2,315	24 (注1)	
施設整備費補助金	78	78	—	
船舶建造費補助金	—	—	—	
補助金等収入	52	56	4 (注2)(注3)	
大学改革支援・学位授与機構施設費 交付金	16	16	—	
自己収入	267	268	1	
授業料、入学料及び検定料収入	163	163	△0 (注3)	
附属診療所収入	78	78	0	
財産処分収入	—	—	—	
雑収入	27	27	0	
産学連携等研究収入及び寄附金 収入等	81	91	10 (注4)	
引当金取崩	—	—	—	
長期借入金収入	—	—	—	
貸付回収金	—	—	—	
目的積立金取崩	—	31	31 (注5)	
引当特定資産取崩	—	—	—	
計	2,785	2,855	70	
支出				
業務費	2,595	2,592	△ 3	
教育研究経費	2,433	2,419	△ 14 (注6)	
診療経費	163	172	9 (注7)	
施設整備費	94	94	—	
船舶建造費	—	—	—	
補助金等	15	15	0 (注8)	
産学連携等研究経費及び寄附金 事業費等	81	72	△ 9 (注9)	
貸付金	—	—	—	
長期借入金償還金	0	0	△0	
大学改革支援・学位授与機構施設費 納付金	—	—	—	
計	2,785	2,773	△ 12	
収入-支出	—	82	82	

○予算と決算の差異について

- (注1) 運営費交付金については、計画時に想定していなかった授業料等免除経費や教育・研究基盤維持経費、特殊要因運営費交付金のうち年俸制導入促進費、退職手当の追加配分があったことにより、予算額に比して24百万円の増となっています。
- (注2) 補助金等収入には、計画時に想定していなかった補助金の交付や授業料等減免費交付金の増額があったため、予算額に比して4百万円の増となっています。
- (注3) 補助金等収入に記載の授業料等減免費交付金は41百万円であり、授業料等免除に使用しております。また、その同額を「授業料、入学金及び検定料収入」から控除しております。
- (注4) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、新規の受託事業の受入や寄附金受入額の増加により、予算額に比して10百万円の増となっています。
- (注5) 目的積立金取崩については、退職手当等の人件費の支出に充てるため前中期繰越積立金を31百万円取り崩しています。
- (注6) 業務費のうち教育研究経費は、退職手当の減少等による予算執行残の発生等により、予算額に比して14百万円の減となっています。
- (注7) 業務費のうち診療経費は、常勤教員の診療に係る時間の増加に伴う人件費の増加などにより、予算額に比して9百万円の増となっています。
- (注8) 授業料等減免費交付金41百万円の執行は、授業料免除の実施により「授業料、入学金及び検定料収入」に充当したものと、支出区分の「補助金等」には計上しておりません。
- (注9) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等については、当初の想定より寄附金事業費の執行が減少したことにより、予算額に比して9百万円の減となっています。

令和6年度要求教員数

【要求教員数】 3人

教育研究組織の概要

●法人内における位置づけや役割

障害者を含めた共生社会創成に向けた教育研究機能を強化するために、学長室、特命学長補佐、産業技術学部、保健科学部及び障害者高等教育研究支援センターに分散している機能を集約し、「共生社会創成機構」を新設する。このことは、第4期中期目標・中期計画において、「社会との共創」に独自目標を立て、幅広い層の障害者(とりわけ聴覚・視覚障害者)とその関係者を対象とした、横断的支援・縦断的支援を中核に据えた本学の方針に合致し、法人の基本的な目標として、社会に貢献する障害者人材を育成すると同時に、障害者とその能力を發揮し活躍する社会の発展に寄与することを掲げる本学にとって、本機構設置は重要な取組の一つとして位置付けている。

●教員体制

社会との共創事業の実施のため、外部資金と学長裁量ポスト・スペースとして、すでに5名の特任教員・研究員を配置している。この事業の運営は、学長室、特命学長補佐、障害者高等教育研究支援センターの教員が担当している。この組織体制(共生社会創成機構)を強化するために必要な分野の専門教員を新たに招聘(新規要求ポスト3名)する。

●他の組織との連携内容

本学と連携協力関係にある企業・団体・大学等と共創し、多様性に富んだ社会の形成・発展に向けて、ユニバーサルデザインの技術推進のための教育やその普及啓発活動を行うとともに、障害者の社会参画を促進するために情報コミュニケーション支援のための教育研究を行い、教育研究機能の活性化はもとより、学生の育成等も行う。

教育研究組織の教員の配置状況

教員の配置状況

※()は外国人数員数、[]は若手教員数、<>は全学的な研究マネジメントを担う者の数

教員数	うち、組織整備における措置人数	うち、学内からの振替人数	うち、学外からの新規採用
20人(0人) [5人]<0人>	3人(0人) [1人]<0人>	17人(0人) [4人]<0人>	3人(0人) [1人]<0人>

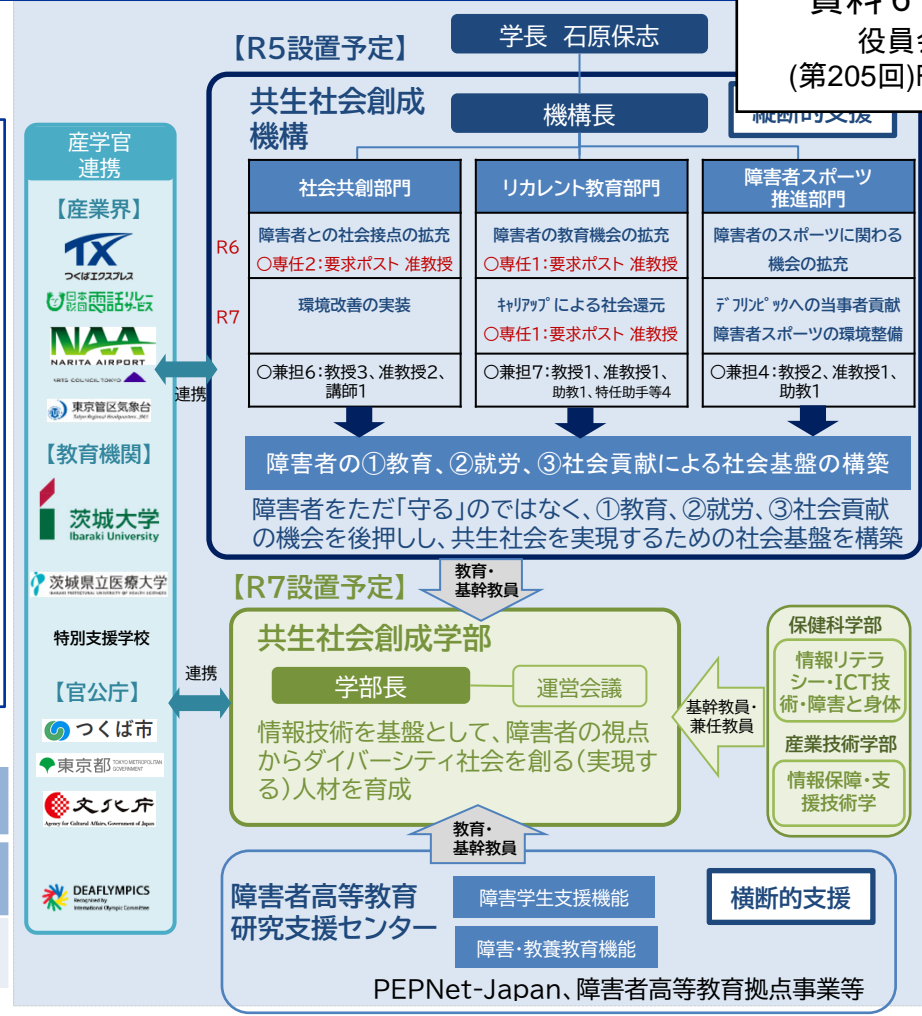
措置教員等の状況(役割等)

【教育研究組織の教員体制についての考え方】

徹底対話でも掲げた「技大生65万人計画」の実現に向けて、横断的支援・縦断的支援、特に縦断的支援の強化を図る。基軸となる事業は、共生社会の推進、リカレント教育、キャリア支援、産学連携であり、ダイバーシティ社会の実現に向けた取組を行う。将来的には、障害者自らがダイバーシティ社会環境醸成に寄与する人材を育成する学部(共生社会創成学部)の教育も担う。

【新規要求教員等の必要性・役割】

■社会共創部門	■リカレント教育部門	■必要性・役割
<ul style="list-style-type: none"> 情報アクセシビリティ・社会福祉学を専門とする教員 1名 サービスマーケティング(社会貢献・協働型学習)を専門とする教員 1名 	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障害に対する支援技術を専門とする教員 1名 	持続可能でかつ実質的に障害に対応できる産学官連携、リカレント教育に必要なマネジメント、コーディネートに中心的な役割を担う。



組織整備を行う必然性・必要性

【必然性・必要性】

2021年3月の障害者の法定雇用率の引き上げ、2022年5月の障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の公布・施行等により、障害者がより社会で活躍するためのハード面での環境整備は進んでいるものの、障害に対する理解不足等に起因する社会的障壁に直面する障害者は少なくなく、情報技術を基盤として、障害者の視点からダイバーシティ社会を創る人材の育成が喫緊の課題になっている。これらの産業界や地域のニーズを踏まえ、聴覚障害者・視覚障害者のための国立大学である本学は、「共生社会創成機構」を設置するとともに、新たに「共生社会創成学部」を設置し、人材育成機能を強化することで、我が国のダイバーシティ社会の創成をリードする高度人材の育成を図るものである。

【これまでの成果・実績】

- ・ 首都圏新都市鉄道株式会社との連携協定の締結及び連携事業として同社社員向けに本学学生が講師となったユニバーサルデザイン研修の実施
- ・ 一般財団法人日本財団電話リレーサービスとの連携協定の締結及び共同研究の実施
- ・ 文部科学省リカレント事業「就職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業」及び「DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業」の受託及び当該リカレント事業の延べ受講者が94名（部分受講者含む）
- ・ 障害者スポーツイベントの開催 令和4年度の参加者は延べ243名

学内の資源再配分の状況

【当該組織整備に係る資源再配分の状況】

本事業の実施に至るまで、本学では共生社会の実現を目指して、令和元年度から令和3年度まで学長裁量経費においてリカレント教育事業のために10,000千円を重点措置するとともに、1名の教員を新規に措置している。令和4年度（第4期）は社会との共創に関して、中核的な役割を果たす特命学長補佐を7名配置するとともに、学長直下の学長室において、社会との共創に係る取組を全学的にとりまとめ、推進している。令和5年度からは、社会共創機能をさらに強化するために、学長採用ポストとして1名の教員を新たに措置することとしている。

- ・ 社会共創部門 8（専任2（新規要求2）、兼担6）
- ・ リカレント教育部門 8（専任1（新規要求1）、兼担7）
- ・ 障害者スポーツ推進部門 4（兼担4）

【全学的な資源再配分の仕組み】

第4期中期目標期間において、学長が更なる大学の機能強化構想を実現していくため、中長期的な人事計画の策定及び学長裁量経費の見直しを行い、新しい組織整備の準備と社会との共創に関する研究の活性化を進めており、ISee Projectや博物館の手話ガイド育成支援プロジェクトが高い評価を得ている。また、若手研究者支援事業を開始し、資金配分された研究者が科学研究費助成事業の採択を受けるなどの成果をあげている。

組織整備により期待される成果・効果

（教育面）

共生社会創成機構（R5）、共生社会創成学部（R7）を中心として、共生社会の創成に向けて、現代社会、自身を含めた障害者、情報アクセシビリティに関する専門知識と課題解決力・発信力を有し、障害者の視点から、多様な人々が積極的に社会参加し貢献していく仕組みを構築することができる人材を輩出する。さらに、聴覚又は視覚に障害のある社会人の就労支援を継続・発展させ、スキルアップやキャリアアップに関する学びの場を提供するとともに、働きながら学位を取得できる体制を構築する。

（研究面）

共生社会創成機構を核として、本学が掲げる縦断的支援の取組をさらに推進し、首都圏新都市鉄道、日本財団電話リレーサービス、東京管区気象台などの社会インフラに関係する学外組織との連携を強化し、本学の教育フィールドで培われた知見を科学的に検証、発展させ、障害者を取り残さない社会変革のための具体的知見、技術を提供する。また、学外組織との連携事業を発展させ、ユニバーサルデザインやアクセシビリティに関する共同研究、産学官の連携による外部資金の獲得、これらの研究成果を社会に発信し、産業、医療の発展に寄与する。

成果に係るKPI

- ① **教育**：障害理解や高等教育に関する学修経験を年間300名以上の生徒に提供することにより、特別支援学校からの大学進学率を3ポイント増加させる。（令和5年度比）
- ② **就労**：障害者の就労に関する説明会等を通じて、年間150社以上に障害理解に関する啓発活動を行うことで、ハローワークが公表する障害者の職業紹介件数を3%増加させる。（令和5年度比）
- ③ **社会貢献**：企業との連携や社会貢献事業（デフリンピック関連等）を年間15件以上実施し、これらのノウハウを活用して、障害者や取り巻く人々を対象とした、新しい教育・研修プログラムを開発する。

KPI設定の根拠・考え方

- ① **教育**：特別支援学校高等部（聴覚障害・視覚障害）の卒業生（令和4年度学校基本調査：聴覚442名、視覚232名）の約50%にあたる300名を目標として取り組むことで、大学進学率の向上を目指す。
- ② **就労**：第3期においては年間120社を目標に掲げていたが、本機構においてはその25%増加分にあたる150社を目標として取り組むことで、職業紹介件数の増加を目指す。
- ③ **社会貢献**：第3期は年間3件程度だった連携事業件数を5倍の15件に増加させることで、教育研究ノウハウを蓄積し、障害当事者だけでなく、取り巻く人々も対象とした新しい教育・研修プログラムの開発を目指す。

令和6年度 共通政策課題分（基盤的設備等整備分）の概要

大学等番号： 17
 大学等名： 筑波技術大学

順位	区分 (主な用途)	更新・ 新規	設備名	概要	設置部局・場所	令和6年度要求額(千円)			導入 年度	耐用 年数	再開 発	国土 強靱 化	グリー ン	デジタ ル	地方 創生	利用 形態	組織整備との関連		キーワード	
						概算要求額	法人負担額	運営費交付 金所要額									番号	事業名		新規/ 継続 拡充/ 継続
1	障害学生学 習支援設備	更新	障害学生情報保障 対応高自律情報基 盤ネットワークの 整備	本事業では、デジタルアクセシビリティの変革（DAX） を支えるとともに、大学機能の強化および社会貢献のイン フラといった本学の中核をなす機能を支える情報基盤 として、「障害学生情報保障対応高自律情報基盤ネット ワーク」の整備を行う。 当該ネットワーク設備の整備により、聴覚・視覚障害者 向け学内情報保障の高度化、反転授業やeラーニングな どを含めたアクティブ・ラーニングの積極的な導入な ど、障害に合わせた新たな学修環境の構築が可能であ る。 また、全国の特別支援学校とのオンラインによる高大連 携事業の安定的な展開、および国内外の機関との教育研 究開発において共同利用可能な重要なインフラ環境とし ても活用する。	天久保・春日 キャンパス全域	160,000	40,000	120,000	H29	5										
2	障害学生学 習支援設備	更新	障害学生学修二 次対応図書館シ ステム	蔵書の運用管理および本学利用者の学修支援・研究支援 を行う本システムにおいて、障害をもつ学生・研究者自 身が、機関リポジトリや読書バリアフリー資料・メタ データ共有システムなどの学術情報に、よりアクセスが しやすいアクセシブルな図書館Webページ構築を実現す るために、ソフトウェアを更新し機能強化を行う。	天久保・春日 キャンパス附属 図書館	21,000	1,000	20,000	H30	5										

5 文科高第 2 4 5 号
令和 5 年 5 月 26 日

筑波技術大学長 殿

文 部 科 学 大 臣
永 岡 桂 子

国立大学法人における会計監査人の選任について（通知）

国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号 以下「準用通則法」という。）第40条の規定に基づき、貴法人の会計監査人として監査法人長隆事務所を選任したので通知する。

なお、任期は準用通則法第42条に定める時までとする。